

第2編 一般災害対策

1-2-1 自主防災組織編成表

(令和7年10月31日現在)

整理 番号	地区名	自主防災組織名	世帯数
1	船川	馬生目地区町内会	28
2		仁井山地区会	43
3		田中地区自治会	88
4		比詰地区防犯防災班	187
5		羽立駅前町内会	59
6		上金川町内会	92
7		下金川1区自主防災組合	41
8		下金川二区町内会	24
9		下金川3区町内会	41
10		下金川四区町内会	38
11		泉台一区防災会	39
12		泉台二区町内会	40
13		泉台3区町内会	20
14		新浜町町内会	25
15		栄町一区	34
16		栄町2区	17
17		元浜町1区町内会	40
18		元浜町2区町内会	30
19		元浜町3・4区町内会	52
20		東本町自主防災組織	25
21		曙町一区町内会	21
22		曙町二区町内会	74
23		住吉町自主防災隊	112
24		北町町内会	124
25		西坂町町内会	35
26		汐見ヶ丘町内会	64
27		旭ヶ丘町内会自主防災部会	20
28		西本町1区	18
29		西本町二区町内会	35
30		霞ヶ丘町内会	22
31		藤五郎坂自主防災	13
32		船川新町	25
33		芦沢一区町内自主防災	38
34		芦沢2区町内会	37
35		芦沢3区自主防災	54
36		芦沢5区自主防災	19
37		芦沢南町内会	66
38		南ヶ丘	91
39		南平沢防災班	122

整理 番号	地区名	自主防災組織名	世帯数
40	船川	増川部落会	87
41		女川部落会	183
42		羽立地区自主防災会	259
43		金川台町内防災会	178
44		緑ヶ丘町内防災自助会	123
45	椿	中台地区	14
46		台島部落会	75
47		椿部落会自主防災組織	112
48		双六町内会	51
49		小浜部落	31
50		門前部落会	39
51		戸賀郷中	69
52	戸賀	浜塩谷・浜中郷中	31
53		塩浜町内会	35
54		加茂青砂部落会	54
55		入道崎地区自主防災会	138
56	北浦	西黒沢自主防災会	43
57		湯本・湯の尻・温泉・東山団地自主防災会	155
58		西水口自主防災会	72
59		真山自主坊防災会	60
60		安全寺自主防災会	68
61		北浦本町・相川・野村自主防災会	569
62		浜間口町内会自主防災会	59
63	男鹿中	牧野町内会自主防災会	37
64		町田町内会自主防災会	37
65		中間口町内会自主防災会	41
66		山田部落会	63
67		杉下町内会自主防災会	28
68		滝川町内会自主防災会	200
69		島田町内会自主防災会	11
70		三ッ森町内会自主防災会	25
71		開町内会自主防災会	20
72		中石自主防災組合	79
73	五里合	橋本自主防災組合	31
74		高屋自主防災組合	33
75		谷地自主防災組合	83
76		石神自主防災組合	54
77		箱井自主防災組合	122
78		琴川自主防災組合	62
79		鮎川自主防災組合	80
80		三本松自主防災組合	9
81		百川町内会	125
82	脇本	樽沢町内会	81
83		浦田町内会	141
84		飯ノ森郷会	61

整理 番号	地区名	自主防災組織名	世帯数
85	脇本	大倉部落会	96
86		岩倉町内自主防災隊	41
87		田谷沢町内会	44
88		打ヶ崎町内会	102
89		脇本駅前町内自主防災会	367
90		飯ノ町町内会	99
91		栄町町内会	68
92		浜町町内会	26
93		脇本新町自主防災組織	70
94		荒町町内会	31
95		向山町内	25
96		御札町	25
97		仲町町内会	46
98		館下町内会自主防衛団	25
99		天神町内会	42
100		学校通り自主防災組織	44
101	船越	根木地区町内会	90
102		諸産堤団地町内会	
103		杉山町内会	27
104		中野町内会	80
105	船越	船越寺後町内会	84
106		船越新町	463
107		船越荒町災害時見守隊	208
108		中町町内会	55
109		船越西町	178
110		船越新地町内	104
111		船越本町町内会	594
112		船越長沼自主防災会	535
113	払戸	小深見自主防災組織	421
114		男鹿市渡部町内会自主防災会	289
115		潟端町内会	50
116		福川町内会	91
117	鶴木	角間崎自主防災組織	272
118		鶴木自主防災組織	115
119		道村町内会	70
120		松木沢町内会防災会	38
121		本内自主防災	51
122		男鹿市福米沢地区自主防災会	104
123		福野町内会	11
124	野石	土花町内会	35
125		野石町内会	127
126		宮沢町内会	203
127		釜谷地町内会	155
128		玉ノ池町内会	39
129		美野町内会	5
130		柳原町内会	34

整理 番号	地区名	自主防災組織名	世帯数
131	野石	石田川原	19
132		五明光町内会	67
133		八ッ面町内会	17
134		申川	13

12,024 世帯

1-7-1 災害危険区域一覧表

	区域名	面積 (ha)	保全対策		備考		備考
			人家戸数	崖下戸数	公共建物	公共施設	
1	入道崎 1 号	5	4	4		市道 450	
2	入道崎 2 号	0.7	11	7		市道 260	
3	入道崎 3 号	6.8	63	15		市道 500	
4	西黒沢 1 号	3.8	17	7		市道 450	
5	西黒沢 2 号	1.4			1	県道 200	
6	戸賀	0.8					
7	戸賀、新町	2.7					
8	戸賀、塩浜谷、浜中	10	20	10	1	市道 500	
9	塩戸 1 号	5.6	10	10	3		
10	塩戸 2 号	4	2				
11	湯ノ尻 1 号	2.2	21	19	1	市道 200	
12	湯ノ尻 2 号	1	13	4		市道 150	
13	湯本 1 号	6	52	10	1	市道 150	
14	湯本 2 号	9	14	14		市道 500 県道 200	
15	湯本 3 号	2.8	16	16		県道 200	
16	西水口	4.6	27	20		市道 500	
17	北浦 1 号	7.8	18		1	市道 350	
18	北浦 2 号	2.5	20				
19	相川 1 号	4.8	5	2		市道 500	
20	相川 2 号	2.8	24			市道 200	
21	真山 1 号	2.4	11	4		市道 200	
22	真山 2 号	0.4	4	2			
23	真山 3 号	0.7	3	3		市道 200	
24	安全寺 1 号	14.8	101	66	2	市道 1,450	
25	安全寺 2 号	0.3	5	5		市道 100	

	区域名	面積 (ha)	保全対策		備考		備考
			人家戸数	崖下戸数	公共建物	公共施設	
26	開	1.5	8	5			
27	浜間口	0.4	1	1			
28	中間口	1.2	5	5	1	市道 250	
29	町田	2.1	11	4		市道 150	
30	山田	1.4	10	5	1	市道 200 県道 400	
31	杉下	3.4	11	9			
32	島田	4.1	17	17		市道 200	
33	三ッ森	2.1	16	16		市道 150	
34	中石	4	19	5		市道 100	
35	谷地	3.5	28			市道 200	
36	石神	1.5	9	3	1		
37	箱井	2	1	1			
38	琴川 1 号	1.2	19	19		市道 100	
39	琴川 2 号	4.2	30	15		市道 600	
40	鮎川 1 号	1.5	11				
41	鮎川 2 号	1.2	4	4		市道 150	
42	百川 1 号	2.1	27	27		市道 100 県道 300	
43	百川 2 号	3.8	15	15		市道 100 県道 200	
44	百川 3 号	1.6	13	13		県道 250	
45	樽沢	1	2	2			
46	浦田 1 号	2.5	21	21		市道 250 県道 100	
47	浦田 2 号	2.2	14	3		市道 150	
48	大倉	8	22	20	1	市道 400	
49	脇本 1 号	5.5	23	23	1	市道 120	
50	脇本 2 号	1.5	2	2	1		
51	脇本 3 号	0.4	4	4			
52	岩倉 1 号	10	22	20		市道 300	

	区域名	面積 (ha)	保全対策		備考		備考
			人家戸数	崖下戸数	公共建物	公共施設	
53	岩倉2号	3	5	2			
54	田谷沢1号	2.1	6	6		市道 250	
55	田谷沢2号	1	9	9		市道 250	
56	田谷沢3号	3	8	8		市道 400	
57	田谷沢4号	2.4	14	5		市道 100	
58	打ヶ崎	0.6	9	9		県道 200	
59	小浜	0.7	7	7		県道 150	
60	双六	1.5				市道 100	
61	椿1号	5.8	30	15		市道 200 県道 250	
62	椿2号	4	8	8	2	市道 400 県道 450	
63	台島1号	6.2	37	13		市道 400	
64	台島2号	0.7		1	1	秋田県水産振興センター	
65	女川	4	7	6	1	市道 120	
66	増川1号	1.4	14	4			
67	増川2号	1	12	3			
68	小泊	0.5	5	5			
69	北平沢	0.3	5	5			
70	船川地区	19.9	165	60	4	市道 3,000	
71	鳥屋場	8	53	10	1	市道 500	
72	住吉町	1	23	5		市道 100	
73	下金川	1	23	5		市道 100	
74	金川	3.7	8	2			
75	餅ヶ沢1号	2.1	23	5		市道 200	
76	餅ヶ沢2号	1.8	12	4		市道 250	
77	羽立	9.4	16	6		市道 800	
78	比詰	0.4	3	3		市道 150	
79	田中1号	0.6	7	7		市道 150	

	区域名	面積 (ha)	保全対策		備考		備考
			人家戸数	崖下戸数	公共建物	公共施設	
80	田中 2 号	1.3	1	1		市道 150	
81	馬正目	3.9	21	21		市道 500	
82	仁井山	2.7	12	3			
83	仁井沢	0.6					
84	神田	0.9	9	9		市道 250	
85	加茂	3	29	29		市道 250	

1-7-2 重要水防区域一覧表

番号	水系名	河川 海岸名	担当水防 管理 団体名	重 要 水 防 区 域					
				左右岸	位 置		認 定 基 準		延 長 (m)
					大 字	字	種 別	基 準	
1	滝川	滝川	男鹿市	左右	男鹿中	山 田	通水断面	B	3,500
2	滝川	滝川	〃	〃	男鹿中	浜間口	〃	〃	500
3	比詰川	比詰川	〃	〃	船川港	比 詰	〃	〃	2,500
4	鮪川川	鮪川川	〃	〃	五里合	谷 地	〃	〃	2,000
5	日本海	浜間口 海 岸	〃		男鹿中	浜間口	侵 食	〃	3,700
6	〃	門 前 海 岸	〃		船川港	小 浜	〃	〃	700
7	〃	台 島 海 岸	〃		〃	台 島	〃	〃	1,400
8	〃	脇 本 海 岸	〃		脇 本	脇 本	〃	〃	1,000

番号	河川 海岸名	特に警戒を要する延長			危険数 (戸) 耕 地 (ha)	摘 要
		延 長 (m)	予想される 危険概要	対策水防 工 法		
1	滝川	300	河川断面狭小 のため冠水	積土標	2 8	
2	滝川	200	〃	〃	6 2	
3	比詰川	300	〃	〃	4 5	
4	鮪川川	200	〃	〃	3 4	
5	浜間口 海 岸	2,500	家屋耕地流失		50 2.5	
6	門 前 海 岸	500	〃		11 2	
7	台 島 海 岸	500	〃		7 3	
8	脇 本 海 岸	500	〃		5 2	

1-7-3 水害危険区域一覧表

図示 番号	河 川 名	危 険 箇 所	氾濫面積 h a	被災戸数	被災人口
1	滝 川	男鹿中杉下山田	1 0	3 5	1 7 0
2	比 詰 川	船川港比詰	1 . 0	2 0	1 0 0
3	賀 茂 川	北浦北浦	1 . 0	2 0	1 0 0
4	保 量 川	船川港井田	1 . 0	2 0	1 0 0
5	金 川	船川港上金川	1 . 5	2 5	1 3 0
6	外ヶ沢川	船川港新町	1 . 5	2 0	1 0 0
7	乍 木 川	脇本駅前	2 . 5	2 0	1 0 0
8	船越排水路	船越船越	0 . 5	1 0	5 0

1-7-4 ため池施設一覧表

※表中 ○付番号：防災重点ため池

番号	名 称	かんがい 面積 ha	貯水量 千m ³	堤長 m	堤高 m	番号	名 称	かんがい 面積 ha	貯水量 千m ³	堤長 m	堤高 m
①	夏 張	0	20	45	3.0	34	下芋ノ沢1号	0.8	3.6	26	7.0
2	餅ヶ沢	0	11	60	4.0	③⑤	三ツ森上台	1.6	2	84	1.4
3	十二桜	0	39.9	71	9.8	36	鷹ヶ沢	1.5	3	23	6.0
4	岡獅子	1.3	4.8	15	3.8	37	大台野1号	4	1	18	5.0
5	琴川銭神沢	0.8	2.4	85	2.25	38	大台野2号	4	5	30	3.5
⑥	上源寺	0.5	1.2	35	2.0	39	大台野3号	0.5	3.6	26	1.5
⑦	箱井出ヶ沢1号	0.6	6	39	1.8	40	大台野5号	0.5	1.5	23	2.5
8	箱井沢	1	2.4	42	2.6	41	大台野6号	0.5	2.7	22	2.2
⑨	向 山	0.5	3	71	2.6	42	中 台	0.3	1	54	3.2
10	上狭間田	0.6	3.6	50	6.8	43	茨 嶋	0.5	0.8	17	1.8
11	戸平沢	1.9	7.2	23	4.8	44	上茨嶋	0.5	0.6	17	2.0
⑫	大沢田	0.7	4.8	34	1.5	45	中 菅	0.3	1.8	21	0.7
13	比詰大沢	0.3	10	40	4.0	④⑥	一本木野	0.6	4.8	46	3.7
14	上大谷地	1.1	0.8	26	1.3	47	上 萩 田	0.8	0.4	14	1.7
15	横通1号	0.6	6	50	2.8	48	下 萩 田	0.3	1	17.5	2.1
16	横通2号	0.5	3.6	60	2.4	49	上 沢 田	1.5	3	18	2.3
17	横通3号	1.3	3.2	37	3.1	50	沢田(下沢田)	0.5	1.5	17	2.0
18	横通4号	1.3	4.2	48	3.0	⑤①	浜 田	1.5	1.8	32	2.15
19	横通5号	1.3	1.6	43	4.5	52	縄手ノ内	0.5	4	37	3.0
⑳	神 田	0.8	1.2	20	2.4	⑤③	鮪川箱井沢	0.5	0.8	53	1.0
21	上久保田沢1号	6	8	38	1.7	⑤④	後 沢	1.9	23	84	5.0
22	上久保田沢2号	6	4.5	52	3.1	55	柚ノ沢中	1.7	3.6	33	6.3
23	上久保田沢3号	6	2.7	91	6.2	⑤⑥	牛 沢	0.9	1.2	32	1.5
24	大添川1号	0.3	4.8	14	0.8	57	森 坂	0.7	4.5	51	3.7
25	大添川2号	3	1.8	31	3.45	58	下芋ノ沢2号	0.6	0.1	12	1.0
26	大添川3号	3	2.4	37	3.0	59	大台野4号	0.4	1.8	54	1.5
27	下久保田沢	0.6	1	20	1.0	⑥⑦	岩 倉	285	240	126	16.9
⑳	舟坂1号	1	1.2	28	1.05	⑥①	延命寺	285	132	116	7.6
㉑	舟坂2号	1	1.2	38	2.45	⑥②	狭間田	82	150	200	7.0
30	舟坂3号	0.4	0.8	17	0.85	⑥③	岩倉又	38	210	102	13.1
31	舟坂4号	0.7	0.8	19	4.05	64	下 堤	40	35	140	2.2
32	浜間口大沢1号	1.5	1.8	25	0.5	⑥⑤	丸 森	87	79	163	7.0
33	浜間口大沢2号	1.5	1.8	30	0.5	⑥⑥	菅 の 沢	15	15	120	4.0

番号	名 称	かんがい 面積 ha	貯水量 千m ³	堤長 m	堤高 m	番号	名 称	かんがい 面積 ha	貯水量 千m ³	堤長 m	堤高 m
⑥7	大 堤	6 0	200	105	9.0	102	鹿の沢2号	4 0	42	54	9.0
⑥8	樽沢大堤	5 4. 4	23	235	5. 5	103	十里沢(石仏)	5	10	25	2. 0
⑥9	大 保 田	1 0	23	90	3. 6	104	玉 の 池	3 0	45	55	4. 5
⑦0	櫓 沢	2 8	24	268	4. 3	105	女 川	2 0	3	37	9. 0
⑦1	月夜前下	1 4	6	59	3. 8	106	久 貫	2 2	35	50	11. 5
⑦2	大 沢 下	1 4	13	69	4. 0	⑩07	仙養坊沢	5 0	20	67	15. 0
⑦3	大 沢 中	1 5	6	44	5. 0	108	供養塔台	6	6	50	3. 0
⑦4	上 大 沢	6	2	34	4. 0	109	袖 ノ 沢	3	5	50	5. 0
⑦5	槻の木沢	5	2	33	3. 0	⑩10	山 田	7	3	69	4. 0
⑦6	鷺 の 沢	7 2	100	121. 7	10. 0	111	滝沢1号(谷地堤)	5	12. 5	70	2. 0
⑦7	横 沢	6	2	33	3. 0	⑩12	源 の 助	8	5	120	2. 0
78	鹿の沢1号	2 5	35	60	10. 0	113	今沢荒野上	8	5	50	5. 0
79	滝沢2号(新堤)	3 0	8	24	2. 7	114	今沢荒野下	8	3	84	3. 7
80	大 石 台	8	2	40	2	⑩15	新 堤	5	3	60	2. 0
81	矢 の 沢	2 0	35	60	4. 5	116	大 沢	2 0	6. 7	45	5. 8
⑧2	真山1号	4 5	70	85	17. 4	⑩17	上 ノ 頭	5 5	40	116	7. 3
⑧3	真山2号	4 3	35	52	7. 0	⑩18	櫓 沢 堤	5 5	50	150	3. 5
⑧4	塞の神下	6	5	58	2. 0	⑩19	下ノ頭堤	7	65	70	7. 0
85	真山3号	5 5	300	56	11. 0	⑩20	蓮 堤	7	35	100	5. 5
⑧6	真山4号	5 5	33	72	15. 0	⑩21	頭 堤	6 0	15	57	6. 0
⑧7	真山5号	5 5	59	75	17. 0	⑩22	相 ノ 沢	1 3	10	117	3. 0
⑧8	大 堤	6 3	273	133	15. 6	⑩23	三番ノ堤	1 0 5	7	63. 1	5. 0
⑧9	樋 渡 沢	5 0	83	54	7. 5	⑩24	多郎兵衛	8	3	35	1. 8
90	一の目潟	8 7	3, 148	40	8. 3	⑩25	上 堤	8	2	17	4. 0
⑨1	銭 神 沢	7	24	92	3. 7	⑩26	新 堤	2 4	5	40	3. 0
⑨2	五郎右衛門	3	9	86	2. 6	⑩27	上 堤	2 8	10	40	2. 0
⑨3	狼 の 沢	7	12	53	4. 0	⑩28	下 堤	2 8	10	49	4. 0
⑨4	二 合 田	8	2	27	2. 0	⑩29	北伊沢ノ堤	7	2	67	2. 0
95	十分の一	8	5	216	1. 5	⑩30	上 ノ 堤	5	10	60	3. 2
⑨6	石 館	4	3	70	2. 0	⑩31	苗 代 沢	7	2	45	4. 0
⑨7	勘 堤	3	5	100	2. 0	⑩32	新 堤	1 0 5	22	55. 9	8. 3
⑨8	山 王 沢	2 8	20	72	6. 5	⑩33	御 丸 子	8	5	32	4. 0
99	疋 沢	1 5	8	60	3. 4	⑩34	中 堤	2 4	10	58	3. 0
100	大 寺	3	8	35	7. 0	⑩35	滝川ダム	2 9 0	690	175	28. 7
101	大 坂 台	1 0	11	317	2. 7	⑩36	月夜前(上)	1 4	7. 3	42	3. 7

1-12-1 地すべり災害危険箇所一覧表

番号	県	箇所名	位置	保全施設		危険度	危険箇所面積 (ha)
	番号		大字	人家 (戸)	要援 護者 施設		
1	82	浜間口		14		D	
2	83	中間口	男鹿中山町	31		D	19.30
3	84	山田	男鹿中山町	28		C	7.00
4	85	滝川	男鹿中滝川	83		C	22.80
5	86	金川	船川港金川	34		D	8.20
6	87	姫ヶ沢	船川港金川	105		C	8.80
7	88	泉台	船川港金川	513	1	B	45.00
8	89	芦沢	船川港金川	81		C	10.50
9	90	南平沢	船川港南平沢	19		D	4.70
10	91	小浜	船川港南小浜	37		C	23.50
11	92	門前	船川港本山門前	45		C	40.00
12	93	加茂青砂	戸賀加茂青砂	36	1	C	47.40
13	94	塩浜	戸賀塩浜	24		D	3.30
14	95	塩戸	戸賀塩浜	12		D	38.20
15	96	戸賀	戸賀戸賀	91		B	13.80

1-12-2 急傾斜地崩壊危険箇所一覧表

(1) 急傾斜地崩壊危険箇所【ランクⅠ】

番号	県番号	箇所名	ランク	人家	要援護者施設	告示年月日	特別警戒区域指定	備考
1	I-458	入道崎	A	28		23.01.14	有	
2	I-459	入道崎1号	B	60		23.01.14	有	
3	I-460	入道崎2号	B	15		23.01.14	有	
4	I-461	西黒沢3号	A	7		29.05.19	有	
5	I-462	西黒沢1号	B	14		29.05.19	有	
6	I-463	湯本2号	B	1	1	27.11.10	有	
7	I-464	湯本1号	B	5		27.11.10	有	
8	I-465	湯本	A	7		23.01.14	有	
9	I-466	戸賀	A	52		04.12.06	有	
10	I-467	戸賀1号	A	45		23.01.14	有	
11	I-468	新町	C	11		27.11.10	有	
12	I-469	浜塩谷1号	A	11		23.01.14	有	
13	I-470	浜塩谷	A	13		27.11.10	有	
14	I-471	浜中1号	B	9		29.05.19	有	
15	I-472	浜中	A	16		29.05.19	有	
16	I-473	塩浜1号	A	6		29.05.19	有	
17	I-474	塩浜	B	51		29.05.19	有	
18	I-475	加茂3号	A	7		27.09.15	有	
19	I-476	加茂	A	21		27.09.15	有	
20	I-477	加茂1号	B	27		27.09.15	有	
21	I-479	北浦	A	49		21.10.30	有	
22	I-480	北浦2号	D	21		28.03.08	有	
23	I-481	北浦3号	B	25		28.03.08	有	
24	I-482	相川1号	B	9		21.10.30	有	
25	I-483	相川4号	D	25		28.03.08	有	
26	I-484	相川	A	8		21.10.30	有	
27	I-485	琴川	D	24		21.10.30	有	
28	I-487	中間口	B	8		28.03.08	有	
29	I-488	山田1号	B	5		21.10.30	有	
30	I-489	山田	A	6	1	27.11.10	有	
31	I-490	杉下1号	A	6		28.03.08	有	
32	I-491	杉下	B	17		28.03.08	有	
33	I-492	仁井沢	A	5		28.03.08	有	
34	I-493	仁井山	A	8		21.10.30	有	
35	I-494	仁井山1号	A	10		29.05.19	有	
36	I-495	樽沢	A	7		27.11.10	有	
37	I-496	樽沢1号	B	12	1	27.11.10	有	
38	I-497	浦田	B	24		28.03.01	有	
39	I-498	浦田1号	C	22		28.03.01	有	
40	I-499	浦田3号	B	13		28.03.01	有	
41	I-500	岩倉	A	8		28.10.18	有	
42	I-501	岩倉1号	A	7		28.10.18	有	
43	I-502	大倉	D	23		28.03.01	有	
44	I-503	飯の森	B	34		28.03.01	有	
45	I-504	野田	B	8		30.03.20	有	

番号	県番号	箇所名	ランク	人家	要援護者施設	告示年月日	特別警戒区域指定	備考
46	I-505	向山	A	6		30.03.20	有	
47	I-507	脇本	A	17		30.03.20	有	
48	I-508	打ヶ崎	A	9		28.10.18	有	
49	I-509	田谷沢	B	6		28.10.18	有	
50	I-510	田谷沢1号	A	8		28.10.18	有	
51	I-511	羽立	C	32		21.10.30	有	
52	I-512	羽立1号	A	40		21.10.30	有	
53	I-513	上金川	B	27		04.02.15	有	
54	I-514	馬生目	A	16		29.05.19	有	
55	I-515	下金川1号	A	9		30.03.20	有	
56	I-516	下金川	C	22		30.03.20	有	
57	I-517	金川	C	23		30.03.20	有	
58	I-518	泉台	D	12		04.02.15	有	
59	I-519	住吉町	A	48		04.02.15	有	
60	I-520	泉台1号	D	31		04.02.15	有	
61	I-521	鳥屋場	A	111	1	04.02.15	有	
62	I-522	外ヶ沢	A	55		30.03.20	有	
63	I-523	外ヶ沢1号	A	51		30.03.20	有	
64	I-524	芦沢2号	A	5		04.02.15	有	
65	I-525	芦沢	A	8		04.02.15	有	
66	I-526	芦沢1号	B	17		04.02.15	有	
67	I-527	北平沢	A	6		04.02.15	有	
68	I-528	南平沢	B	10		27.11.10	有	
69	I-529	北平沢1号	A	8		02.09.25	有	
70	I-530	小泊	B	21		27.11.10	有	
71	I-531	増川	B	35		27.11.10	有	
72	I-532	増川1号	A	16	1	27.11.10		
73	I-533	女川1号	B	22		02.09.25	有	
74	I-534	女川	B	43	2	02.09.25	有	
75	I-535	台島	B	10		30.03.20	有	
76	I-536	台島1号	A	28		02.09.25	有	
77	I-537	台島2号	B	15		02.09.25	有	
78	I-538	椿1号	B	12		02.09.25	有	
79	I-539	椿	A	50		02.09.25	有	
80	I-540	双六2号	A	7		02.09.25	有	
81	I-541	双六1号	B	12	1	02.09.25	有	
82	I-542	双六	A	10		02.09.25	有	
83	I-543	小浜	B	37		02.09.25	有	
84	I-544	門前2号	B	4		02.09.25	有	
85	I-545	門前1号	A	19		02.09.25	有	
86	I-587	宮沢	B	7		29.05.19	有	
87	I-588	福米沢	B	5		28.03.08	有	
88	I-589	福米沢1号	A	14		28.03.08	有	
89	I-590	本内	B	22		28.03.08	有	
90	I-591	松木沢	B	13		28.03.08	有	
91	I-592	道村1号	A	8		28.03.08	有	
92	I-593	道村	B	7		28.03.08	有	
93	I-594	鶺鴒の木2号	B	19	1	27.11.10	有	
94	I-595	鶺鴒の木4号	B	6		27.11.10	有	
95	I-596	鶺鴒の木3号	A	8		27.11.10	有	

番号	県番号	箇所名	ランク	人家	要援護者施設	告示年月日	特別警戒区域指定	備考
96	I-597	鵜の木	B	5		27.11.10	有	
97	I-598	鵜の木1号	A	5		27.11.10	有	
98	I-599	志藤沢	A	5		27.11.10	有	
99	I-600	角間崎	B	7	2	27.11.10	有	
100	I-601	角間崎1号	A	10		27.11.10	有	
101	I-1247	前田	A	7		23.01.14	有	
102	I-1248	中里	D	1		29.05.19	有	
103	I-1249	一ノ森下	D	1		23.01.14		
104	I-1250	福ノ沢1号	D	1		23.01.14	有	
105	I-1251	高田1号	A	7		23.01.14	有	
106	I-1252	新町1号	B	15		23.01.14	有	
107	I-1253	小沢1号	A	1		27.11.10	有	
108	I-1254	小沢2号	A	1		27.11.10	有	
109	I-1255	大水沢	B	2		27.11.10	有	
110	I-1256	抜沢	B	7		23.01.14	有	
111	I-1257	塩浜2号	A	7		29.05.19	有	
112	I-1258	中台	A	7		27.09.15	有	
113	I-1259	袖ノ沢	C	6		27.09.15	有	
114	I-1260	北浦4号	D	5		21.10.30	有	
115	I-1261	忍田1号	B	14		21.10.30	有	
116	I-1262	忍田2号	D	10		29.05.19	有	
117	I-1263	冷水	C	10		21.10.30	有	
118	I-1264	小室沢	A	1		27.11.10	有	
119	I-1265	山崎1号	A	1		28.03.08	有	
120	I-1266	馬場台	A	6		28.03.08	有	
121	I-1267	刈沢	B	3		28.03.01	有	
122	I-1268	管ノ沢	C	5		28.03.01	有	
123	I-1269	大倉1号	A	7		28.03.01	有	
124	I-1270	七ノ沢	B	5		30.03.20	有	
125	I-1271	田谷沢2号	B	2		30.03.20	有	
126	I-1272	二合田	A	5		21.10.30	有	
127	I-1273	柳沢2号	B	5		04.02.15	有	
128	I-1274	柳沢1号	A	16		04.02.15	有	
129	I-1275	小沢田1号	A	7		04.02.15	有	
130	I-1276	親道1号	B	9		04.02.15	有	
131	I-1277	外ヶ沢2号	C	12		04.02.15	有	
132	I-1278	芦沢4号	A	8		04.02.15	有	
133	I-1279	宇治木沢	B	39		04.02.15	有	
134	I-1280	越名坂	B	5		04.02.15	有	
135	I-1281	芦沢3号	C	6		04.02.15	有	
136	I-1282	大宮	A	9		27.11.10	有	
137	I-1283	鵜ノ崎1号	A	7		02.09.25	有	
138	I-1284	鵜ノ崎2号	B	6		02.09.25	有	
139	I-1285	中山2号	A	1		02.09.25	有	
140	I-1286	中山1号	B	4		02.09.25	有	
141	I-1287	東1号	A	14		02.09.25	有	
142	I-1288	家の後	B	10		02.09.25	有	
143	I-1289	館山1号	A	7		30.03.20		
144	I-1290	下台	A	8		29.05.19		
145	I-1299	大場沢台	B	2		29.05.19	有	

番号	県番号	箇所名	ランク	人家	要援護者施設	告示年月日	特別警戒区域指定	備考
146	I-1300	今泉	A	9		27.11.10	有	
147	I-1664	島田2号	B	2		21.10.30	有	
148	I-1665	親道2号	A	4		04.02.15	有	
149	I-人10	百川	A	8		28.03.08	有	
150	I-人11	百川1号	B	7		28.03.08	有	
151	I-人12	百川2号	A	6		28.03.08	有	
152	I-人13	百川3号	C	14		27.11.10	有	
153	I-人14	浦田2号	A	13		28.03.01	有	
154	I-人15	飯の森1号	A	16		28.03.01	有	
155	I-人16	脇本4号	C	26		30.03.20	有	
156	I-人17	岩倉2号	B	5		28.10.18	有	

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所【ランクⅡ】

番号	県番号	箇所名	ランク	人家	要援護者施設	告示年月日	特別警戒区域指定	備考
1	Ⅱ-548	水上沢	A	3		23.01.14	有	
2	Ⅱ-549	高田2号	B	3		23.01.14	有	
3	Ⅱ-550	苗代沢	A	1				
4	Ⅱ-551	福田	B	2		23.01.14	有	
5	Ⅱ-552	杉原	A	1		21.10.30	有	
6	Ⅱ-553	白根坂台	B	2		21.10.30	有	
7	Ⅱ-554	岡杭	A	3		29.05.19	有	
8	Ⅱ-555	千苅田	A	3		28.10.18	有	
9	Ⅱ-556	堂田	B	2		28.10.18	有	
10	Ⅱ-557	橋本	B	2		28.10.18	有	
11	Ⅱ-558	大峰台	C	2		28.10.18	有	
12	Ⅱ-559	藤巻台	B	3		21.10.30	有	
13	Ⅱ-560	神田	B	1		21.10.30	有	
14	Ⅱ-561	島田1号	B	1		21.10.30	有	
15	Ⅱ-563	三ツ森下台1号	B	1		21.10.30	有	
16	Ⅱ-564	三ツ森下台2号	B	4		21.10.30	有	
17	Ⅱ-565	寒風山	B	1		29.05.19	有	
18	Ⅱ-566	山崎2号	C	4		28.03.08	有	
19	Ⅱ-567	相ノ沢	C	1		28.03.08	有	
20	Ⅱ-568	丸森	B	4		28.03.01	有	
21	Ⅱ-569	堂ノ前	B	4		28.10.18	有	
22	Ⅱ-570	岩倉2号	B	3		28.10.18	有	
23	Ⅱ-571	横町道上	D	1		30.03.20	有	
24	Ⅱ-572	大沢1号	D	1		28.10.18	有	
25	Ⅱ-573	立木沢	D	1		28.10.18		
26	Ⅱ-574	仏沢1号	C	2		28.10.18	有	
27	Ⅱ-575	加茂4号	D	1		27.09.15	有	
28	Ⅱ-576	加茂2号	B	4		27.09.15	有	
29	Ⅱ-577	馬生目1号	B	2		29.05.19	有	
30	Ⅱ-578	馬生目2号	B	2		29.05.19	有	
31	Ⅱ-579	上ノ山	D	4		04.02.15	有	
32	Ⅱ-580	小沢田2号	B	3		04.02.15	有	
33	Ⅱ-582	外ヶ沢3号	B	4		04.02.15	有	
34	Ⅱ-583	大畑台	B	2		04.02.15	有	

番号	県番号	箇所名	ランク	人家	要援護者施設	告示年月日	特別警戒区域指定	備考
35	Ⅱ-584	明王堂前1号	A	3		02.09.25	有	
36	Ⅱ-585	明王堂前2号	B	4		02.09.25	有	
37	Ⅱ-586	小田	A	3		02.09.25	有	
38	Ⅱ-587	鵜ノ崎3号	D	1		02.09.25	有	
39	Ⅱ-588	鵜ノ崎4号	A	3		02.09.25	有	
40	Ⅱ-589	鵜ノ崎5号	D	1		02.09.25	有	
41	Ⅱ-590	野竹	D	1		30.03.20	有	
42	Ⅱ-591	浜平	A	3		02.09.25	有	
43	Ⅱ-592	不動前	B	4		02.09.25	有	
44	Ⅱ-593	中山5号	B	4		02.09.25	有	
45	Ⅱ-594	中山4号	B	2		02.09.25	有	
46	Ⅱ-595	中山3号	D	1		30.03.20	有	
47	Ⅱ-596	東2号	C	4		02.09.25	有	
48	Ⅱ-597	館山3号	B	4		02.09.25	有	
49	Ⅱ-598	館山2号	B	2		02.09.25	有	
50	Ⅱ-599	打越	D	1		02.09.25	有	
51	Ⅱ-600	垂水	D	1		02.09.25	有	
52	Ⅱ-601	門前	A	4		02.09.25	有	
53	Ⅱ-602	祓川	A	4		02.09.25	有	
54	Ⅱ-638	葛田	A	2		29.05.19	有	
55	Ⅱ-639	志藤沢1号	A	2		27.11.10	有	

(3) 急傾斜地崩壊危険箇所【ランクⅢ】

番号	県番号	箇所名	ランク	人家	要援護者施設	告示年月日	特別警戒区域指定	備考
1	Ⅲ-111	餅ヶ沢	B	0		30.03.20	有	
2	Ⅲ-112	野辺	B	0		29.05.19	有	
3	Ⅲ-113	屋敷田	B	0		29.05.19	有	
4	Ⅲ-110	要沢	B	0				
5	Ⅲ-108	仏沢	B	0		28.10.18	有	
6	Ⅲ-109	大沢	B	0		28.10.18	有	
7	Ⅲ-105	神田	B	0		29.05.19	有	
8	Ⅲ-106	下宮の沢	B	0		29.05.19	有	
9	Ⅲ-107	下竿の沢	B	0		29.05.19	有	
10	Ⅲ-100	二子沢	B	0		29.05.19	有	
11	Ⅲ-101	小浜沢	D	0		29.05.19	有	
12	Ⅲ-102	前田	D	0		29.05.19	有	
13	Ⅲ-103	木戸脇	C	0		28.03.08	有	
14	Ⅲ-104	五輪野	B	0		29.05.19	有	
15	Ⅲ-114	二ツ坂	B	0		30.03.20	有	
16	Ⅲ-115	鵜ノ崎6号	B	0		30.03.20	有	
17	Ⅲ-116	中山	B	0		02.09.25	有	
18	Ⅲ-99	丸山	B	0		29.05.19	有	

1-12-3 土石流危険渓流一覧表

(1) 土石流危険渓流【ランクⅠ】

番号	県番号	箇所名	流域面積 (km ²)	ランク	人家	要援 護者 施設	告示年月日	特別警戒 区域指定	備考
1	206-I-001	横沢	0.01	D	5		29.05.19	有	
2	206-I-002	中石沢1	0	C	5		29.05.19	有	
3	206-I-003	ウル沢	0	D	12		29.05.19	有	
4	206-I-004	中石沢3	0	C	11		29.05.19		
5	206-I-005	中石沢4	0	D	14		29.05.19	有	
6	206-I-006	中間口沢	0.01	B	5		21.10.30		
7	206-I-007	岩の神沢	0	A	15		21.10.30	有	
8	206-I-008	仁井山沢	0.02	C	15		29.05.19	有	
9	206-I-009	比詰沢	0.02	D	1		21.10.30	有	
10	206-I-010	安全寺川	0.01	B	6		21.10.30	有	
11	206-I-011	水上沢	0.01	B	24		21.10.30	有	
12	206-I-012	ソウリ坂沢	0	B	9		29.05.19	有	
13	206-I-013	福ノ沢	0	D	2		23.01.14	有	
14	206-I-014	戸沢	0.04	D	0		29.05.19	有	
15	206-I-015	七変沢川	0.06	A	0		28.03.08	有	
16	206-I-016	戸賀沢1	0.02	B	6		28.03.08	有	
17	206-I-017	ウマイノ沢	0.05	B	21		29.05.19	有	
18	206-I-018	戸賀沢2	0.02	B	23		23.01.14	有	
19	206-I-019	戸賀沢3	0.07	A	39		29.05.19	有	
20	206-I-020	大滝川	0.07	A	39		29.05.19	有	
21	206-I-021	戸賀沢4	0.02	C	6		29.05.19		
22	206-I-022	常光寺の沢	0.01	B	8		29.05.19	有	
23	206-I-023	浜塩谷沢1	0.04	D	0		27.11.10	有	
24	206-I-024	浜塩谷沢2	0.04	D	0	1	27.11.10	有	
25	206-I-025	浜塩谷沢3	0.05	D	4		27.11.10	有	
26	206-I-026	抜沢川	0.05	D	7		29.05.19		
27	206-I-027	浜中沢2	0.15	A	6		29.05.19	有	
28	206-I-028	トーフ山の沢	0.06	A	1		29.05.19	有	
29	206-I-029	浜中沢4	0.05	B	1		29.05.19	有	
30	206-I-030	又沢	0.1	A	1		29.05.19	有	
31	206-I-031	平床沢1	0.05	D	0		29.05.19	有	
32	206-I-032	平床沢2	0.02	B	0		29.05.19	有	
33	206-I-033	塩浜沢1	0.01	B	3		29.05.19	有	
34	206-I-034	壺ヶ沢	0.03	C	12		23.01.14	有	
35	206-I-036	青砂川	0.86	A	18		27.09.15		
36	206-I-037	加茂青砂沢1	0.13	B	9		27.09.15	有	
37	206-I-038	加茂青砂沢2	0.25	A	11		27.09.15	有	
38	206-I-039	不動の沢	0.53	B	15		30.03.20	有	
39	206-I-040	門前沢	0.14	A	9		30.03.20	有	
40	206-I-041	小浜沢1	0.03	B	5		02.09.25	有	
41	206-I-042	ナゴ坂の沢	0.09	B	14		02.09.25	有	
42	206-I-043	小浜沢2	0.07	D	14		19.03.27		
43	206-I-044	双六沢1	0.11	A	4		30.03.20	有	
44	206-I-045	双六沢2	0.05	A	9		30.03.20	有	

番号	県番号	箇所名	流域面積 (km ²)	ランク	人家	要援 護者 施設	告示年月日	特別警戒 区域指定	備考
45	206-I-046	双六沢 3	0.05	A	11		19.03.27		
46	206-I-047	椿沢 1	0	A	13		18.03.24		
47	206-I-048	椿沢 2	0.36	A	13		02.09.25	有	
48	206-I-049	椿沢 3	0	B	36		30.03.20	有	
49	206-I-050	台島沢 1	0.01	B	4		28.03.08	有	
50	206-I-051	台島沢 2	0.05	B	5		30.03.20	有	
51	206-I-052	鶺ノ崎沢	0.01	D	0		30.03.20	有	
52	206-I-053	大阪台沢	0	B	23		18.03.24		
53	206-I-054	小増川沢	0	A	9		02.09.25	有	
54	206-I-055	増川沢 1	0	A	10		02.09.25	有	
55	206-I-056	増川沢 2	0	A	13		02.09.25	有	
56	206-I-057	増川沢 3	0	A	11		02.09.25	有	
57	206-I-058	増川沢 4	0	A	13		02.09.25	有	
58	206-I-059	平沢	0	B	15		17.02.15		
59	206-I-060	観音沢	0	A	13		18.03.24		
60	206-I-061	船川沢 1	0	C	65		04.02.15	有	
61	206-I-062	船川沢 2	0.01	B	46		04.02.15	有	
62	206-I-063	船川沢 3	0	A	40		04.02.15	有	
63	206-I-064	外ヶ沢	0	D	6		17.02.15		
64	206-I-065	小沢田沢	0	A	16		17.02.15		
65	206-I-066	船川沢 4	0	B	8		04.02.15	有	
66	206-I-067	柳沢 2	0.01	B	5		04.02.15	有	
67	206-I-068	柳沢 1	0	B	0		17.02.15		
68	206-I-069	金川沢 1	0.01	A	13		18.03.24		
69	206-I-070	金川沢 2	0.01	D	37		30.03.20	有	
70	206-I-071	金川沢 3	0.02	B	48		18.03.24		
71	206-I-072	餅ヶ沢	0	B	15		21.10.30	有	
72	206-I-073	七ノ沢	0.01	D	12		30.03.20	有	
73	206-I-074	横町道上沢 2	0.02	C	3		30.03.20	有	
74	206-I-075	横町道上沢 1	0	C	2		30.03.20		
75	206-I-076	打ヶ崎沢	0.01	B	6		28.10.18		
76	206-I-077	梅ノ沢 1	0.07	A	8		28.10.18		
77	206-I-078	岩倉沢 1	0	D	8		28.10.18	有	
78	206-I-079	岩倉沢 2	0.01	D	6		28.10.18		
79	206-I-080	梅ノ沢 2	0.03	B	8		28.10.18	有	
80	206-I-081	梅ノ沢 3	0.31	B	13		28.10.18	有	
81	206-I-082	菅ノ沢	0	D	8		28.03.01	有	
82	206-I-083	大ホタ沢	0.02	D	14		28.03.01	有	
83	206-I-084	浦田沢 2	0	D	10		28.03.01	有	
84	206-I-085	百川沢	0	C	6		28.03.08	有	
85	367-I-001	奥の沢	0.01	C	13		28.03.08	有	若美町

(2) 土石流危険渓流【ランクⅡ】

番号	県番号	箇所名	流域面積 (km ²)	ランク	人家	要援 護者 施設	告示年月日	特別警戒 区域指定	備考
1	206-Ⅱ-001	福田沢	0	D	1				
2	206-Ⅱ-002	姥ヶ沢沢	0	B	1		21. 10. 30	有	
3	206-Ⅱ-003	島田沢	0	C	3		21. 10. 30	有	
4	206-Ⅱ-004	杉下沢	0. 01	B	2		21. 10. 30	有	
5	206-Ⅱ-005	当田沢	0. 01	D	1		21. 10. 30	有	
6	206-Ⅱ-006	千刈田沢	0	B	1		21. 10. 30	有	
7	206-Ⅱ-007	大石台・森越沢	0. 02	B	2		21. 10. 30	有	
8	206-Ⅱ-008	馬生目・屋敷田沢	0. 01	D	4		21. 10. 30		
9	206-Ⅱ-009	二合田沢 1	0. 01	D	4		21. 10. 30	有	
10	206-Ⅱ-010	二合田沢 2	0. 01	D	1		21. 10. 30		
11	206-Ⅱ-011	小沢沢	0	D	1		29. 05. 19	有	
12	206-Ⅱ-012	抜沢沢	0. 01	D	1		23. 01. 14	有	
13	206-Ⅱ-013	中台沢	0	D	2		23. 01. 14	有	
14	206-Ⅱ-014	加茂川	0. 09	A	2		27. 09. 15	有	
15	206-Ⅱ-015	垂水沢	0. 03	C	2		02. 09. 25	有	
16	206-Ⅱ-016	下台沢 1	0. 03	D	1		02. 09. 25	有	
17	206-Ⅱ-017	下台沢 2	0	D	2		02. 09. 25	有	
18	206-Ⅱ-018	小浜沢	0	D	4		02. 09. 25	有	
19	206-Ⅱ-019	蔵台沢 1	0	D	1		30. 03. 20	有	
20	206-Ⅱ-020	蔵台沢 2	0	C	3		30. 03. 20	有	
21	206-Ⅱ-021	中山沢	0. 01	B	3		18. 03. 24		
22	206-Ⅱ-022	野竹沢	0	B	3		30. 03. 20	有	
23	206-Ⅱ-023	小田沢	0	D	2		02. 09. 25	有	
24	206-Ⅱ-024	近江屋沢	0	A	4		02. 09. 25	有	
25	206-Ⅱ-025	苗代沢沢	0	C	4		17. 02. 15		
26	206-Ⅱ-026	小沢田沢 2	0	B	3		04. 02. 15	有	
27	206-Ⅱ-027	漆畑沢	0	B	2		17. 02. 15		
28	206-Ⅱ-028	姫ヶ沢沢	0. 01	D	2		18. 03. 24		
29	206-Ⅱ-029	要沢沢	0	D	1		28. 10. 18	有	
30	206-Ⅱ-030	田谷沢	0. 01	D	4		28. 10. 18		
31	206-Ⅱ-031	乍木沢	0	D	3		28. 10. 18		
32	206-Ⅱ-032	毘沙門沢沢 2	0. 01	D	4		28. 10. 18	有	
33	206-Ⅱ-033	毘沙門沢沢 1	0. 35	B	1		28. 10. 18	有	
34	206-Ⅱ-034	馬場台沢 1	0	B	4		28. 03. 08		
35	206-Ⅱ-035	馬場台沢 2	0	D	3		28. 03. 08	有	

(3) 土石流危険渓流【ランクⅢ】

番号	県番号	箇所名	流域面積 (km ²)	ランク	人家	要援 護者 施設	告示年月日	特別警戒 区域指定	備考
1	206-Ⅲ-023	船川港仁井山沢 4	0.01	A	0		29.05.19		
2	206-Ⅲ-024	船川港仁井山沢 3	0.01	A	0		29.05.19	有	
3	206-Ⅲ-013	北浦湯本沢 3	0.00	A	0		27.11.10	有	
4	206-Ⅲ-014	北浦湯本沢 2	0.00	A	0		27.11.10	有	
5	206-Ⅲ-015	戸賀沢 5	0.01	B	0		27.11.10	有	
6	206-Ⅲ-016	戸賀浜塩谷沢 2	0.03	D	0		27.11.10	有	
7	206-Ⅲ-017	戸賀浜塩谷沢 3	0.03	C	0		29.05.19	有	
8	206-Ⅲ-018	戸賀加茂青砂沢	0.02	C	0		27.09.15	有	
9	206-Ⅲ-019	船川港女川沢	0.00	A	0		30.03.20		
10	206-Ⅲ-020	船川港増川沢	0.01	A	0		30.03.20	有	
11	206-Ⅲ-021	船川港船川沢	0.01	A	0		04.02.15	有	
12	206-Ⅲ-022	船川港仁井山沢 2	0.03	C	0		28.03.08	有	
13	206-Ⅲ-029	脇本沢	0.00	D	0		30.03.20	有	
14	206-Ⅲ-028	脇本田谷沢 2	0.01	C	0				
15	206-Ⅲ-027	脇本田谷沢 5	0.00	D	0		28.10.18	有	
16	206-Ⅲ-026	脇本田谷沢 3	0.03	C	0		28.10.18		
17	206-Ⅲ-025	脇本田谷沢 4	0.00	C	0		28.10.18	有	
18	206-Ⅲ-003	五里合中石沢 2	0.00	D	0		28.10.18	有	
19	206-Ⅲ-002	五里合鮪川沢 2	0.00	C	0		29.05.19	有	
20	206-Ⅲ-001	五里合鮪川沢 3	0.01	C	0		29.05.19	有	
21	206-Ⅲ-004	五里合中石沢 3	0.00	D	0		28.10.18		
22	206-Ⅲ-005	五里合中石沢 4	0.00	C	0		29.05.19	有	
23	206-Ⅲ-006	男鹿中滝川沢 2	0.01	D	0		28.10.18	有	
24	206-Ⅲ-007	男鹿中滝川沢 3	0.01	B	0		28.10.18		
25	206-Ⅲ-008	男鹿中滝川沢 4	0.00	D	0		28.10.18	有	
26	206-Ⅲ-009	男鹿中滝川沢 5	0.00	C	0		28.10.18	有	
27	206-Ⅲ-010	男鹿中滝川沢 6	0.00	D	0		28.10.18		
28	206-Ⅲ-011	男鹿中山沢 2	0.02	D	0		28.10.18	有	
29	206-Ⅲ-012	男鹿中山沢 3	0.01	B	0		28.10.18	有	
30	206-Ⅲ-030	脇本浦田沢	0.00	C	0		28.03.01		
31	206-Ⅲ-031	脇本百川沢	0.00	D	0		28.10.18		

1-12-4 砂防指定地一覧表

(平成29年12月)

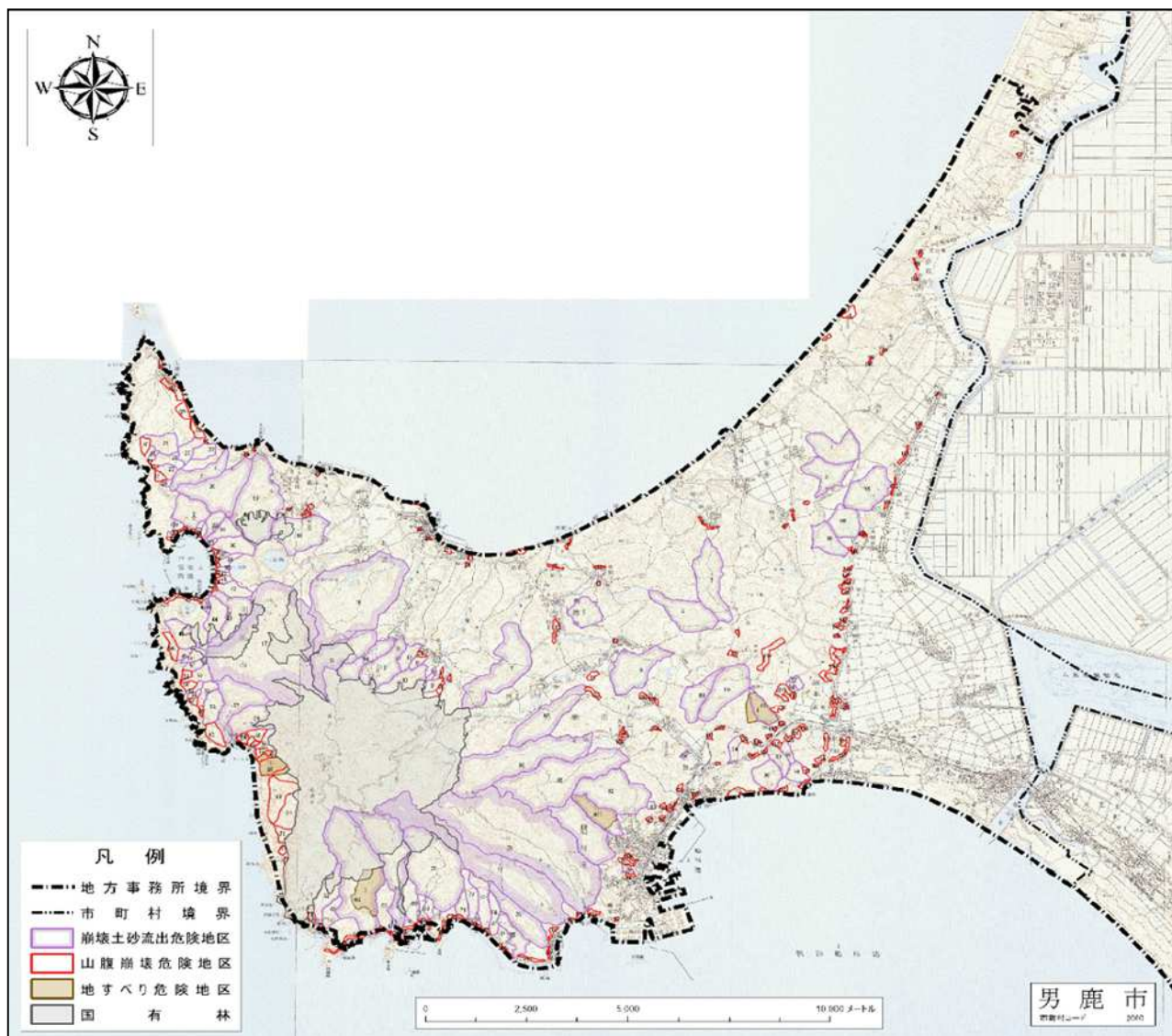
整理番号		告示 年月日	告示 番号	溪流名	所在地		種別	面積 (ha)
市	県				大字	字		
1	62	S28.5.29	958	外ヶ沢川	船川	外ヶ沢、 鳥屋場	要設備他	7.54
2	463	S40.7.28	2055	大滝川及び 支川	戸賀	滝沢	〃	0.84
3	1,027	S54.5.19	998	青砂川	戸賀加茂青砂	横道、鴨	〃	0.98
4	1,100	S59.1.28	78	赤根沢川	五里合琴川	赤根沢	〃	1.57
5	1,175	S61.2.25	232	双六沢川	双六小浜	打越、 小倉山	〃	1.56
6	1,204	S62.3.16	647	抜沢川	戸賀浜塩谷	抜沢	〃	0.66
7	1,229	S63.3.8	627	双六沢川	双六小浜		〃	0.66
8	1,261	S63.11.11	2197	抜沢川	戸賀浜塩谷	抜沢	〃	0.13
9	1,427	H5.3.2	494	青砂川	戸賀加茂青砂	鴨	〃	1.21
10	1,456	H6.11.10	2177	戸ノ巣川	中間口	大沢	〃	1.71
11	1,499	H8.4.9	1183	安田川	琴川	大沢	〃	8.12
12	1,639	H16.8.12	934	鹿の沢	比詰	鹿ノ沢	〃	5.37
13	1,686	H20.10.21	1265	大坂台沢	女川	鵜ノ崎、 大坂台	〃	2.8513

1-12-5 山地災害危険地区一覧表

1. 山地災害危険箇所（秋田県調査）

危険地区名	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	合計
男鹿市	100	4	74	178

秋田県山地災害危険箇所位置図（男鹿市）



(1) 山腹崩壊危険地区

危険地区番号		位置			面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
市町村	地区	市町村	大字	字		人家数	公共 施設	道路	
206	S0001	男鹿市	野石	上横沢台	6	0	0	市道	
206	S0002	男鹿市	五里合鮪川	十文字	2	6	0	県道	
206	S0003	男鹿市	五里合琴川	山下	2	17	0	市道	
206	S0004	男鹿市	脇本浦田	寒風片倉	3	0	0	県道	
206	S0005	男鹿市	男鹿中中間口	熊ノ堂	1	14	0	市道	
206	S0006	男鹿市	男鹿中中間口	船坂	1	7	0	市道	
206	S0007	男鹿市	男鹿中滝川	神田	1	19	1	国道	
206	S0008	男鹿市	男鹿中滝川	五輪野	1	3	0	県道	
206	S0009	男鹿市	男鹿中滝川	根田面	1	2	0	市道	
206	S0010	男鹿市	男鹿中滝川	島田面	1	0	0	市道	
206	S0011	男鹿市	男鹿中滝川	杉下	3	25	1	県道	
206	S0012	男鹿市	男鹿中山町	家ノ下	1	7	0	市道	
206	S0013	男鹿市	男鹿中中間口	地藏台	5	0	0	市道	
206	S0014	男鹿市	北浦安全寺	樋渡沢	1	0	0	農道	
206	S0015	男鹿市	北浦安全寺	二手沢	6	0	0	農道	
206	S0016	男鹿市	北浦安全寺	小谷川	1	20	0	市道	
206	S0017	男鹿市	北浦相川	島田岱	2	10	0	県道	
206	S0018	男鹿市	北浦北浦	下鹿ノ子	2	30	0	市道	
206	S0019	男鹿市	北浦北浦	北浦	1	4	0	市道	
206	S0020	男鹿市	北浦北浦	北浦	4	0	1		
206	S0021	男鹿市	北浦湯本	水上沢	1	5	0	市道	
206	S0022	男鹿市	北浦湯本	袖ノ沢	1	15	0	市道	
206	S0023	男鹿市	北浦湯本	福ノ沢	1	8	0	市道	
206	S0024	男鹿市	北浦西黒沢	黒崎	1	5	0	市道	
206	S0025	男鹿市	北浦西黒沢	鳥久保	1	12	0	市道	
206	S0026	男鹿市	北浦西黒沢	戸沢	7	0	0	県道	
206	S0027	男鹿市	北浦入道崎	丸山	22	40	0	県道	
206	S0028	男鹿市	北浦入道崎	嶋畑	2	20	0	県道	
206	S0029	男鹿市	戸賀戸賀	延田	14	0	0	県道	
206	S0030	男鹿市	戸賀戸賀	戸賀	4	50	0	市道	
206	S0031	男鹿市	戸賀戸賀	小沢	2	30	0	市道	
206	S0032	男鹿市	戸賀浜塩谷	家ノ上	3	20	1	県道	
206	S0033	男鹿市	戸賀塩浜	平床	2	20	0	県道	
206	S0034	男鹿市	戸賀塩浜	漁元崎	8	40	0	県道	
206	S0035	男鹿市	戸賀塩浜	犬立沢	13	0	0	県道	
206	S0036	男鹿市	戸賀加茂青砂	池ノ台	11	0	0	県道	
206	S0037	男鹿市	戸賀加茂青砂	長者屋敷	6	0	0	県道	
206	S0038	男鹿市	戸賀加茂青砂	土岡	14	3	0	県道	
206	S0039	男鹿市	戸賀加茂青砂	倉道	13	50	1	県道	
206	S0040	男鹿市	戸賀加茂青砂	浜子坂	31	15	1	県道	
206	S0041	男鹿市	戸賀加茂青砂	堀	53	0	0	県道	
206	S0042	男鹿市	船川港小浜	芦ノ倉	20	0	0	県道	
206	S0043	男鹿市	船川港門前	祓川	4	2	0	県道	
206	S0044	男鹿市	船川港門前	垂水	1	15	0	県道	
206	S0045	男鹿市	船川港小浜	下台	10	45	0	県道	

危険地区番号		位置			面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
市町村	地区	市町村	大字	字		人家数	公共 施設	道路	
206	S0046	男鹿市	船川港双六	打越	1	23	0	県道	
206	S0047	男鹿市	船川港椿	家ノ後	11	100	1	県道	
206	S0048	男鹿市	船川港椿	中山	2	40	0	県道	
206	S0049	男鹿市	船川港台島	小橋下	2	27	0	県道	
206	S0050	男鹿市	船川港台島	鵜ノ崎	7	3	2	県道	
206	S0051	男鹿市	船川港女川	下長根	2	50	1	市道	
206	S0052	男鹿市	船川港増川	小増川	2	15	0	県道	
206	S0053	男鹿市	船川港増川	惣屋敷	1	25	0	県道	
206	S0054	男鹿市	船川港船川	化世沢	1	16	0	市道	
206	S0055	男鹿市	船川港船川	化世沢	1	25	0	市道	
206	S0056	男鹿市	船川港船川	外ヶ沢	2	30	0	市道	
206	S0057	男鹿市	船川港船川	鳥屋場	1	40	0	市道	
206	S0058	男鹿市	船川港船川	漆畑	3	50	2	市道	
206	S0059	男鹿市	船川港金川	上ノ山	1	25	1	市道	
206	S0060	男鹿市	船川港金川	上ノ山	1	3	1	県道	
206	S0061	男鹿市	船川港比詰	大巻	1	12	0	県道	
206	S0062	男鹿市	船川港比詰	大沢田	1	14	0	市道	
206	S0063	男鹿市	船川港仁井山	馬生目	1	8	0	市道	
206	S0064	男鹿市	船川港仁井山	馬生目	2	15	0	市道	
206	S0065	男鹿市	船川港仁井山	馬生目	1	0	0	林道	
206	S0066	男鹿市	船川港仁井山	仁井沢	6	4	0	市道	
206	S0067	男鹿市	船川港仁井山	滝沢	3	20	0	市道	
206	S0068	男鹿市	船川港比詰	大沢	1	0	0	農道	
206	S0069	男鹿市	船川港比詰	餅ヶ沢	13	2	0	国道	
206	S0070	男鹿市	脇本脇本	七沢	2	7	0	国道	
206	S0071	男鹿市	脇本脇本	兜ヶ崎	1	4	0	市道	
206	S0072	男鹿市	脇本脇本	兜ヶ崎	7	40	1	県道	
206	S0073	男鹿市	脇本脇本	向山	7	35	2	国道	
206	S0074	男鹿市	脇本脇本	打ヶ崎	1	10	0	県道	
206	S0075	男鹿市	脇本田谷沢	大沢	5	13	1	県道	
206	S0076	男鹿市	脇本田谷沢	立木沢	1	4	1	県道	
206	S0077	男鹿市	脇本田谷沢	要沢	3	0	0	県道	
206	S0078	男鹿市	脇本田谷沢	豆沢	1	7	1	市道	
206	S0079	男鹿市	脇本田谷沢	仏沢	1	9	0	市道	
206	S0080	男鹿市	脇本富永	岩倉	1	7	0	市道	
206	S0081	男鹿市	脇本富永	梅ノ沢	11	18	0	市道	
206	S0082	男鹿市	脇本富永	飯ノ森	2	10	0	市道	
206	S0083	男鹿市	脇本浦田	大倉	8	40	0	市道	
206	S0084	男鹿市	脇本富永	寒風山	18	0	0	県道	
206	S0085	男鹿市	脇本浦田	菅ノ沢	12	70	0	市道	
206	S0086	男鹿市	脇本百川	夏張	6	40	0	市道	
206	S0087	男鹿市	脇本百川	相ノ沢	4	30	0	市道	
206	S0088	男鹿市	脇本百川	山崎	4	13	0	市道	
206	S0089	男鹿市	角間崎	岡見沢	1	17	0	市道	
206	S0090	男鹿市	角間崎	志藤沢	1	5	0	市道	

危険地区番号		位置			面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
市町村	地区	市町村	大字	字		人家数	公共 施設	道路	
206	S0091	男鹿市	鵜木	道村	7	30	0	県道	
206	S0092	男鹿市	鵜木	道村	5	30	0	県道	
206	S0093	男鹿市	本内	虚空蔵下	2	10	0	市道	
206	S0094	男鹿市	福米沢	福米	1	10	0	県道	
206	S0095	男鹿市	野石	八ツ面台	1	4	0	市道	
206	S0096	男鹿市	野石	八ツ面台	1	5	0	市道	
206	S0097	男鹿市	野石	鳥屋場長根	2	15	0	市道	
206	S0098	男鹿市	野石	大場沢	3	30	0	市道	
206	S0099	男鹿市	野石	山崎	1	5	0	市道	
206	S0100	男鹿市	野石	五明光	1	5	0	市道	

(2) 地すべり危険地区

危険地区番号		位置			面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
市町村	地区	市町村	大字	字		人家数	公共 施設	道路	
206	G0001	男鹿市	戸賀加茂青砂	カンカネ洞	34	0	0	県道	
206	G0002	男鹿市	船川港	小浜	60	20	0	県道	
206	G0003	男鹿市	船川港船川	船川	45	10	0	市道	
206	G0004	男鹿市	脇本富永	岩倉	22	0	0	県道	

(3) 崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号		位置			面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
市町村	地区	市町村	大字	字		人家数	公共 施設	道路	
206	H0001	男鹿市	五里合中石	三頭	1.08	25	0	市道	
206	H0002	男鹿市	五里合琴川	大沢	2.16	30	0	市道	
206	H0003	男鹿市	男鹿中中間口	上中神	2.04	14	0	市道	
206	H0004	男鹿市	男鹿中山町	袖ノ沢	0.63	22	0	国道	
206	H0005	男鹿市	男鹿中滝川	寒風山横道	1.17	14	1	国道	
206	H0006	男鹿市	男鹿中山町	上芋ノ沢	3.12	0	0	県道	
206	H0007	男鹿市	北浦安全寺	水喰	0.90	11	0	市道	
206	H0008	男鹿市	北浦安全寺	小谷川	0.18	20	0	市道	
206	H0009	男鹿市	北浦安全寺	小谷川	0.30	1	0	市道	
206	H0010	男鹿市	北浦真山	姥ヶ沢	1.92	10	0	市道	
206	H0011	男鹿市	北浦真山	根ヶ持長根	2.52	0	0	市道	
206	H0012	男鹿市	北浦北浦	田子彦	5.25	50	0	県道	
206	H0013	男鹿市	戸賀浜塩谷	貝田沢	8.82	0	0	市道	
206	H0014	男鹿市	北浦湯本	朝戸開	0.72	9	0	県道	
206	H0015	男鹿市	北浦西黒沢	大滝沢	2.64	9	0	県道	
206	H0016	男鹿市	北浦西黒沢	山田	1.08	7	0	県道	
206	H0017	男鹿市	北浦西黒沢	小浜沢	2.16	1	0	県道	
206	H0018	男鹿市	北浦入道崎	滝沢	0.72	0	0	県道	
206	H0019	男鹿市	戸賀戸賀	戸賀	0.06	8	0	市道	
206	H0020	男鹿市	戸賀戸賀	戸賀	0.06	15	0	市道	

危険地区番号		位置			面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
市町村	地区	市町村	大字	字		人家数	公共 施設	道路	
206	H0021	男鹿市	戸賀戸賀	滝沢	0.30	37	0	市道	
206	H0022	男鹿市	戸賀戸賀	棚山	0.12	8	0	市道	
206	H0023	男鹿市	戸賀戸賀	小沢	0.72	22	0	県道	
206	H0024	男鹿市	戸賀戸賀	里道	0.54	1	1	県道	
206	H0025	男鹿市	戸賀浜塩谷	家ノ上	0.12	10	0	県道	
206	H0026	男鹿市	戸賀浜塩谷	抜沢	0.06	8	0	県道	
206	H0027	男鹿市	戸賀浜塩谷	和山	0.12	2	0	県道	
206	H0028	男鹿市	戸賀浜塩谷	和山	0.18	3	0	県道	
206	H0029	男鹿市	戸賀塩浜	上岱	0.24	7	0	県道	
206	H0030	男鹿市	戸賀塩浜	上岱	0.63	1	0	県道	
206	H0031	男鹿市	戸賀塩浜	上岱	0.99	0	0	県道	
206	H0032	男鹿市	戸賀塩浜	漁元崎	0.06	1	0	県道	
206	H0033	男鹿市	戸賀塩浜	大黒森	0.81	0	0	県道	
206	H0034	男鹿市	戸賀塩浜	石マブ	0.30	0	0	県道	
206	H0035	男鹿市	戸賀加茂青砂	池ノ台	0.72	0	0	県道	
206	H0036	男鹿市	戸賀加茂青砂	池ノ台	0.18	0	0	県道	
206	H0037	男鹿市	戸賀加茂青砂	長者屋敷	0.24	0	0	県道	
206	H0038	男鹿市	戸賀加茂青砂	長者屋敷	0.72	0	0	県道	
206	H0039	男鹿市	戸賀加茂青砂	倉道	0.72	21	0	県道	
206	H0040	男鹿市	戸賀加茂青砂	向山	0.63	10	0	県道	
206	H0041	男鹿市	船川港小浜	芦ノ倉	0.63	0	0	県道	
206	H0042	男鹿市	船川港門前	垂水	1.35	15	0	県道	
206	H0043	男鹿市	船川港門前	垂水	0.81	10	0	県道	
206	H0044	男鹿市	船川港門前	垂水	3.24	30	0	県道	
206	H0045	男鹿市	船川港双六	赤絵場	1.26	2	0	県道	
206	H0046	男鹿市	船川港双六	蔵台	0.12	4	0	県道	
206	H0047	男鹿市	船川港双六	立松	3.00	4	0	県道	
206	H0048	男鹿市	船川港椿	金山沢	0.81	28	0	県道	
206	H0049	男鹿市	船川港椿	立林	0.24	35	1	県道	
206	H0050	男鹿市	船川港椿	金山沢	4.95	10	0	県道	
206	H0051	男鹿市	船川港台島	小橋下	1.35	12	0	県道	
206	H0052	男鹿市	船川港台島	小橋下	0.24	4	0	県道	
206	H0053	男鹿市	船川港台島	小橋下	0.12	0	0	県道	
206	H0054	男鹿市	船川港女川	鷺野	0.18	1	1	県道	
206	H0055	男鹿市	船川港女川	鵜ノ崎	0.81	17	0	県道	
206	H0056	男鹿市	船川港増川	小増川	9.36	5	0	県道	
206	H0057	男鹿市	船川港増川	小増川	7.20	23	0	県道	
206	H0058	男鹿市	船川港船川	化世沢	0.12	50	1	県道	
206	H0059	男鹿市	船川港船川	鳥屋場	0.63	100	2	県道	
206	H0060	男鹿市	船川港船川	小沢田	1.26	150	2	県道	
206	H0061	男鹿市	船川港船川	大沢田	0.30	150	2	県道	
206	H0062	男鹿市	船川港金川	姫ヶ沢	0.06	8	0	市道	
206	H0063	男鹿市	船川港仁井山	鶴巻沢	2.52	20	0	市道	
206	H0064	男鹿市	船川港仁井山	梨下	5.40	20	0	市道	
206	H0065	男鹿市	船川港仁井山	十里沢	2.88	4	0	市道	

危険地区番号		位置			面積 (ha)	地区内保全対象			摘要
市町村	地区	市町村	大字	字		人家数	公共 施設	道路	
206	H0066	男鹿市	脇本脇本	七沢	0.81	15	0	国道	
206	H0067	男鹿市	脇本田谷沢	立木沢	0.12	6	1	県道	
206	H0068	男鹿市	脇本田谷沢	立木沢	0.72	13	1	県道	
206	H0069	男鹿市	脇本田谷沢	住吉	0.30	2	1	市道	
206	H0070	男鹿市	脇本富永	岩倉	0.72	7	0	市道	
206	H0071	男鹿市	脇本富永	毘沙門沢	0.12	4	0	市道	
206	H0072	男鹿市	角間崎	十文字	0.24	3	0	県道	
206	H0073	男鹿市	角間崎	岡見沢	0.63	20	0	市道	
206	H0074	男鹿市	鶴木	中角境	0.90	30	1	県道	

2. 山地災害危険箇所（東北森林管理局調査：国有林）

危険地区名	山腹崩壊危険地区	地すべり危険地区	崩壊土砂流出危険地区	合計
男鹿市	2	0	4	6

1-12-6 土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定状況

土砂災害（特別）警戒区域指定数（令和4年2月）

区分	箇所数	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
土石流危険渓流	151	39	112
急傾斜地崩壊危険箇所	229	7	222
地すべり危険箇所	15		

土砂災害警戒指定区域一覧

※ 自然現象の種類：急崩・急傾斜地の崩壊 土流・土石流 地滑・地滑り

整理 番号	指定区域名	所 在 地	自然現象 の 種 類	告 示 年 月 日	告示番号
735	北浦	北浦北浦字北浦	急崩	H21.10.30	秋田県告示 第482号
736	相川1号	北浦相川字冷水	〃	〃	〃
737	相川	北浦相川字冷水	〃	〃	〃
738	北浦4号	北浦北浦字北浦	〃	〃	〃
739	忍田1号	北浦北浦字忍田	〃	〃	〃
740	冷水	北浦相川字冷水	〃	〃	〃
741	杉原	北浦北浦字杉原及び北浦	〃	〃	〃
742	琴川	五里合琴川字前田	〃	〃	〃
743	白根坂台	北浦真山字白根坂台	〃	〃	〃

整理 番号	指定区域名	所 在 地	自然現象 の 種 類	告 示 年 月 日	告示番号
744	山田 1 号	男鹿中山町字家口	〃	〃	〃
745	藤巻台	男鹿中滝川字藤巻台	〃	〃	〃
746	三ツ森下台 1 号	男鹿中滝川字三ツ森下台	〃	〃	〃
747	三ツ森下台 2 号	男鹿中滝川字三ツ森下台	〃	〃	〃
748	島田 2 号	男鹿中滝川字島田	〃	〃	〃
749	神田	男鹿中滝川字神田	〃	〃	〃
750	島田 1 号	男鹿中滝川字島田	〃	〃	〃
751	仁井山	船川港仁井山字滝沢	〃	〃	〃
752	羽立	船川港比詰字餅ヶ沢	〃	〃	〃
753	羽立 1 号	船川港比詰字餅ヶ沢	〃	〃	〃
754	二合田	船川港比詰字二合田	〃	〃	〃
863	入道崎	北浦入道崎字嶋畑	〃	H23. 1. 14	秋田県告示 第 18 号
864	入道崎 1 号	北浦入道崎字嶋畑	〃	〃	〃
865	入道崎 2 号	北浦入道崎字家ノ上	〃	〃	〃
866	前田	北浦西黒沢字前田	〃	〃	〃
867	高田 1 号	北浦湯本字高田	急崩	H23. 1. 14	秋田県告示 第 18 号
868	水上沢	北浦湯本字水上沢	〃	〃	〃
869	高田 2 号	北浦湯本字高田	〃	〃	〃
870	湯本	北浦湯本字福ノ沢	〃	〃	〃
871	福ノ沢 1 号	北浦字湯本字福ノ沢	〃	〃	〃
872	福田	北浦湯本字福田	〃	〃	〃
873	戸賀	戸賀戸賀字戸賀	〃	R4. 12. 6	秋田県告示 第 494 号
874	戸賀 1 号	戸賀戸賀字戸賀	〃	H23. 1. 14	秋田県告示 第 18 号
875	新町 1 号	戸賀字小沢	〃	〃	〃
876	抜沢	戸賀浜塩谷字抜沢	〃	〃	〃
877	浜塩谷 1 号- 2	浜塩谷字大水沢	〃	〃	〃
1992	加茂	戸賀加茂青砂字横道、鴨及び倉道	〃	H27. 9. 15	秋田県告示 第 391 号
1993	加茂 1 号	戸賀加茂青砂字鴨及び倉道	〃	〃	〃
1994	加茂 2 号	戸賀加茂青砂字山道添、向山及び浜子坂	〃	〃	〃
1995	加茂 3 号	戸賀加茂青砂字袖ノ沢	〃	〃	〃
1996	加茂 4 号	戸賀加茂青砂字鴨及び中台	〃	〃	〃
1997	中台	戸賀加茂青砂字中台	〃	〃	〃
1998	袖ノ沢	戸賀加茂青砂字袖ノ沢	〃	〃	〃

整理 番号	指定区域名	所 在 地	自然現象 の 種 類	告 示 年 月 日	告示番号
2118	湯本1号	北浦湯本字福ノ沢	〃	H27. 11. 10	秋田県告示 第486号
2119	湯本2号	北浦湯本字隠台及び福ノ沢	〃	〃	〃
2120	新町	戸賀戸賀字小沢	〃	〃	〃
2121	浜塩谷	戸賀浜塩谷字抜沢	〃	〃	〃
2122	山田	男鹿中山町字アミダ沢及び家口	〃	〃	〃
2123	樽沢	脇本樽沢字夏張	〃	〃	〃
2124	樽沢1号	脇本樽沢字立石	〃	〃	〃
2125	南平沢	船川港南平沢字苗代沢及び林台	〃	〃	〃
2126	小泊	船川港増川字小泊及び大宮	〃	〃	〃
2127	増川	船川港増川字小田及び惣屋布	〃	〃	〃
2128	鵜の木1号	鵜木字鵜木	〃	〃	〃
2129	鵜の木2号	鵜木字鵜木及び道村	〃	〃	〃
2130	鵜の木3号	鵜木字鵜木、中角境及び道村	〃	〃	〃
2131	鵜の木4号	鵜木字鵜木	〃	〃	〃
2132	鵜の木	鵜木字鵜木及び道村	〃	〃	〃
2133	志藤沢	角間崎字岡見沢及び志藤沢	急崩	H27. 11. 10	秋田県告示 第486号
2134	志藤沢1号	角間崎字岡見沢及び宇津木花	〃	〃	〃
2135	角間崎	角間崎字岡見沢	〃	〃	〃
2136	角間崎1号	角間崎字岡見沢	〃	〃	〃
2137	小沢1号	戸賀戸賀字小沢	〃	〃	〃
2138	小沢2号	戸賀戸賀字小沢	〃	〃	〃
2139	大水沢	戸賀浜塩谷字大水沢	〃	〃	〃
2140	小室沢	男鹿中山町字小室沢	〃	〃	〃
2141	大宮	船川港増川字大宮	〃	〃	〃
2142	今泉	角間崎字岡見沢及び志藤沢	〃	〃	〃
2143	百川3号	脇本百川字夏張	〃	〃	〃
2403	浦田	脇本浦田字大保田	〃	H28. 3. 1	秋田県告示 第149号
2404	浦田1号	脇本浦田字大保田及び菅ノ沢	〃	〃	〃
2405	浦田3号	脇本浦田字菅ノ沢	〃	〃	〃
2406	刈沢	脇本樽沢字刈沢及び脇本浦田字大保田	〃	〃	〃
2407	菅ノ沢	脇本浦田字菅ノ沢	〃	〃	〃
2408	浦田2号	脇本浦田字菅ノ沢	〃	〃	〃
2409	大倉	脇本富永字大倉	〃	〃	〃

整理 番号	指定区域名	所 在 地	自然現象 の 種 類	告 示 年 月 日	告示番号
2410	飯の森	脇本富永字飯ノ森及び東前田	〃	〃	〃
2411	飯の森1号	脇本富永字飯ノ森及び小谷地	〃	〃	〃
2412	大倉1号	脇本富永字大倉	〃	〃	〃
2413	丸森	脇本浦田字丸森	〃	〃	〃
2509	北浦2号	北浦北浦字忍田、栄町及び北浦	〃	H28. 3. 8	秋田県告示 第162号
2510	北浦3号	北浦北浦字忍田及び北浦相川字冷水	〃	〃	〃
2511	相川4号	北浦相川字冷水、相川沢及び泉野	〃	〃	〃
2512	中間口	男鹿中中間口字千蒔田及び姥懐	〃	〃	〃
2513	杉下1号	男鹿中滝川字杉下	〃	〃	〃
2514	杉下	男鹿中滝川字杉下及び塩戸尻	〃	〃	〃
2515	仁井沢	船川港仁井山字仁井沢	〃	〃	〃
2516	福米沢	福米沢字福米及び大門道	〃	〃	〃
2517	福米沢1号	福米沢字福米	〃	〃	〃
2518	本内	福米沢字上台及び道西並びに本内字虚空蔵下、 林ノ台、根岸下及び屋布下	〃	〃	〃
2519	松木沢	松木沢字松木及び家ノ上台並びに鶴木字道村	〃	〃	〃
2520	道村1号	鶴木字道村及び松木境	急崩	H28. 3. 8	秋田県告示 第162号
2521	道村	鶴木字松木境	〃	〃	〃
2522	山崎1号	脇本百川字山崎	〃	〃	〃
2523	馬場台	脇本百川字馬場台	〃	〃	〃
2524	百川	脇本百川字相ノ沢及び馬場台	〃	〃	〃
2525	百川1号	脇本百川字相ノ沢及び馬場台	〃	〃	〃
2526	百川2号	脇本百川字相ノ沢及び馬場台	〃	〃	〃
2527	山崎2号	脇本百川字山崎	〃	〃	〃
2528	相ノ沢	脇本百川字相ノ沢及び馬場台	〃	〃	〃
2529	木戸脇	北浦西黒沢字木戸脇及び中山	〃	〃	〃
901	一ノ森下	北浦西黒沢字一ノ森下	〃	H23. 1. 14	秋田県告示 第19号
2170	増川1号	船川港増川字小増川	〃	H27. 11. 10	秋田県告示 第487号
3729	岩倉	脇本富永字梅ノ沢	〃	H28. 10. 18	秋田県告示 第561号
3730	岩倉1号	脇本富永字梅ノ沢	〃	〃	〃
3731	打ヶ崎	脇本脇本字打ヶ崎	〃	〃	〃
3732	田谷沢	脇本田谷沢字大沢	〃	〃	〃
3733	田谷沢1号	脇本田谷沢字大橋向	〃	〃	〃
3734	岩倉2号	脇本富永字梅ノ沢	〃	〃	〃

整理 番号	指定区域名	所 在 地	自然現象 の 種 類	告 示 年 月 日	告示番号
3735	千苅田	男鹿中中間口字千苅田	〃	〃	〃
3736	堂田	男鹿中中間口字堂田	〃	〃	〃
3737	橋本	男鹿中中間口字橋本	〃	〃	〃
3738	大峰台	男鹿中滝川字大峰台	〃	〃	〃
3739	堂ノ前	脇本富永字堂ノ前	〃	〃	〃
3740	岩倉 2 号	脇本富永字岩倉	〃	〃	〃
3741	大沢 1 号	脇本田谷沢字大沢	〃	〃	〃
3742	仏沢 1 号	脇本田谷沢字仏沢	〃	〃	〃
3743	仏沢 2 号	脇本田谷沢字仏沢	〃	〃	〃
3744	大沢	脇本田谷沢字仏沢	〃	〃	〃
3783	立木沢	脇本田谷沢字立木沢	〃	H28. 10. 18	秋田県告示 第 562 号
4819	西黒沢 3 号	北浦西黒沢字前田	〃	H29. 5. 19	秋田県告示 第 263 号
4820	西黒沢 1 号	北浦西黒沢字黒崎、新屋敷、木戸脇、鳥ノ久保 及び中山	〃	〃	〃
4821	浜中 1 号	戸賀塩浜字平床	〃	〃	〃
4822	浜中	戸賀塩浜字平床及び上岱	急崩	H29. 5. 19	秋田県告示 第 263 号
4823	塩浜 1 号	戸賀塩浜字漁元崎及び平床	〃	〃	〃
4824	塩浜	戸賀塩浜字漁元崎、壺ヶ沢及び釜坂木揚場	〃	〃	〃
4825	仁井山 1 号	船川港仁井山字滝沢、大沢口及び谷地端	〃	〃	〃
4826	馬生目	船川港仁井山字馬生目及び野辺	〃	〃	〃
4827	宮沢	野石字宮沢及び鳥屋場長根	〃	〃	〃
4828	中里	北浦湯本字中里	〃	〃	〃
4829	塩浜 2 号	戸賀塩浜字漁元崎及び釜坂木揚場	〃	〃	〃
4830	忍田 2 号	北浦北浦字忍田	〃	〃	〃
4831	大場沢台	野石字大場沢台及び天山	〃	〃	〃
4832	岡杭	男鹿中浜間口字岡杭	〃	〃	〃
4833	寒風山	男鹿中滝川字寒風山横通及び同市脇本富永字 寒風山	〃	〃	〃
4834	馬生目 1 号	船川港仁井山字馬生目	〃	〃	〃
4835	馬生目 2 号	船川港仁井山字屋敷台、野辺及び馬生目	〃	〃	〃
4836	葛田	野石字五明光	〃	〃	〃
4837	丸山	北浦入道崎字丸山及び家ノ上並びに同市北浦 西黒沢字戸沢	〃	〃	〃
4838	二子沢	北浦西黒沢字二子沢	〃	〃	〃
4839	小浜沢	北浦西黒沢字小浜沢、二子沢及び天王岱	〃	〃	〃
4840	前田	北浦西黒沢字前田、榎田及び天王岱	〃	〃	〃

整理 番号	指定区域名	所 在 地	自然現象 の 種 類	告 示 年 月 日	告示番号
4841	五輪野	北浦北浦字五輪野及び上鴨川	〃	〃	〃
4842	神田	北浦相川字神田	〃	〃	〃
4843	下宮の沢	男鹿中山町字下宮の沢及び同市北浦相川字神田	〃	〃	〃
4844	下芋の沢	男鹿中山町字下芋の沢	〃	〃	〃
4845	野辺	船川港仁井山字野辺、馬生目及び屋敷台	〃	〃	〃
4846	屋敷田	船川港仁井山字屋敷田及び馬生目	〃	〃	〃
4886	下台	船川港小浜字下台及び船川港本山門前字垂水	〃	H29. 5. 19	秋田県告示 第 264 号
5530	脇本 4 号	脇本脇本字向山及び大石館	〃	H30. 3. 20	秋田県告示 第 178 号
5531	野田	脇本富永字野田及び脇本脇本字段ノ越	〃	〃	〃
5532	向山	脇本富永字野田及び脇本脇本字向山	〃	〃	〃
5533	脇本	脇本脇本字打ヶ崎及び上野	〃	〃	〃
5534	下金川 1 号	船川港金川字上ノ山及び姫ヶ沢	〃	〃	〃
5535	下金川	船川港金川字姫ヶ沢及び船川港船川字海岸通り二号	〃	〃	〃
5536	金川	船川港金川字姫ヶ沢	急崩	H30. 3. 20	秋田県告示 第 178 号
5537	外ヶ沢	船川港船川字芦沢、外ヶ沢及び化世沢	〃	〃	〃
5538	外ヶ沢 1 号	船川港船川字芦沢及び化世沢	〃	〃	〃
5539	台島	船川港台島字浜平、土坂、小橋下及び木戸口	〃	〃	〃
5540	七ノ沢	脇本脇本字七沢	〃	〃	〃
5541	田谷沢 2 号	脇本田谷沢字要沢	〃	〃	〃
5542	横町道上	脇本脇本字七沢、横町道上及び兜ヶ崎	〃	〃	〃
5543	野竹	船川港台島字小橋下、野竹及び中台	〃	〃	〃
5544	中山 3 号	船川港椿字中山及び東	〃	〃	〃
5545	餅ヶ沢	船川港比詰字餅ヶ沢	〃	〃	〃
5546	二ツ坂	船川港女川字二ツ坂及び鷺野	〃	〃	〃
5547	鵜ノ崎 6 号	船川港女川字二ツ坂及び鷺野並びに船川港台島字鵜ノ崎	〃	〃	〃
5771	館山 1 号	船川港椿字家ノ後及び岩山田並びに船川港双六字館山	〃	H30. 3. 20	秋田県告示 第 179 号
280	浜平	船川港台島字浜平及び木戸口	〃	R2. 9. 25	秋田県告示 第 403 号
281	不動前	船川港台島字不動前及び同市船川港椿字中山	〃	〃	〃
282	中山 5 号	船川港椿字中山及び同市船川港台島字不動前	〃	〃	〃
283	中山 4 号	船川港椿字中山	〃	〃	〃
284	館山 2 号	船川港双六字館山	〃	〃	〃

整理 番号	指定区域名	所 在 地	自然現象 の 種 類	告 示 年 月 日	告示番号
285	打越	船川港双六字打越	〃	〃	〃
286	中山	船川港椿字中山	〃	〃	〃
470	女川一号	船川港女川字大坂台、鵜ノ崎及び堂ノ前	〃	R2.9.25	秋田県告示 第403号
471	女川	船川港女川字鷺野、二ツ坂及び鵜ノ崎	〃	〃	〃
472	台島一号	船川港台島字浜平、土坂、小橋下及び野竹	〃	〃	〃
473	台島二号	船川港台島字浜平及び木戸口	〃	〃	〃
474	椿一号	船川港椿字東、家ノ後及び坂ノ上	〃	〃	〃
475	椿	船川港椿字家ノ後、東及び岩山田	〃	〃	〃
476	東一号	船川港椿字東及び中山	〃	〃	〃
477	東二号	船川港椿字東及び坂ノ上	〃	〃	〃
478	館山三号	船川港双六字館山並びに同市船川港椿字家ノ 後及び岩山田	〃	〃	〃
479	双六二号	船川港双六字蕨台、館山、打越及び赤絵場	〃	〃	〃
480	双六一号	船川港双六字打越、赤絵場及び蕨台	〃	〃	〃
481	双六	船川港小浜字小倉山及び同市船川港双六字打 越	〃	〃	〃
482	小浜	船川港小浜字小倉山及び下台	急崩	R2.9.25	秋田県告示 第403号
483	門前二号	船川港本山門前字垂水及び祓川	〃	〃	〃
484	門前一号	船川港本山門前字垂水及び祓川	〃	〃	〃
485	垂水	船川港本山門前字垂水	〃	〃	〃
486	門前	船川港本山門前字祓川及び垂水	〃	〃	〃
487	祓川	船川港本山門前字祓川及び垂水	〃	〃	〃
267	北平沢1号	船川港南平沢字近江屋及び船川港増川字大宮	〃	R2.9.25	秋田県告示 第403号
268	鵜ノ崎1号	船川港女川字鵜ノ崎及び大坂台	〃	〃	〃
269	鵜ノ崎2号	船川港台島字鵜ノ崎	〃	〃	〃
270	中山2号	船川港椿字中山及び立林並びに船川港台島字 木戸口、浜平及び不動前	〃	〃	〃
271	中山1号	船川港椿字中山	〃	〃	〃
272	家の後	船川港椿字家ノ後及び東	〃	〃	〃
274	明王堂前1号	船川港南平沢字明王堂前及び観音沢	〃	R2.9.25	秋田県告示 第403号
275	明王堂前2号	船川港南平沢字明王堂前、近江屋及び大畑台	〃	〃	〃
276	小田	船川港増川字小田及び宮ノ下	〃	〃	〃
277	鵜ノ崎3号	船川港台島字鵜ノ崎	〃	〃	〃
278	鵜ノ崎4号	船川港台島字鵜ノ崎及び野竹	〃	〃	〃
279	鵜ノ崎5号	船川港台島字野竹	〃	〃	〃

整理 番号	指定区域名	所 在 地	自然現象 の 種 類	告 示 年 月 日	告示番号
56	泉台	船川港船川字泉台	〃	R4. 2. 15	秋田県告示 第 56 号
57	住吉町	船川港船川字小沢田、大沢田、漆畑及び柳沢	〃	〃	〃
58	泉台 1 号	船川港船川字漆畑、泉台、船川及び片田	〃	〃	〃
59	鳥屋場	船川港船川字鳥屋場、外ヶ沢、船川及び元浜町	〃	〃	〃
60	芦沢 2 号	船川港船川字化世沢	〃	〃	〃
61	芦沢	船川港船川字化世沢	〃	〃	〃
62	芦沢 1 号	船川港船川字化世沢	〃	〃	〃
63	北平沢	船川港南平沢字大畑台及び苗代沢並びに船川 港船川字芦沢	〃	〃	〃
64	柳沢 2 号	船川港船川字柳沢	〃	〃	〃
65	柳沢 1 号	船川港船川字柳沢	〃	〃	〃
66	小沢田 1 号	船川港船川字小沢田及び片田	〃	〃	〃
67	親道 1 号	船川港船川字親道	〃	〃	〃
68	外ヶ沢 2 号	船川港船川字外ヶ沢及び鳥屋場	〃	〃	〃
69	芦沢 4 号	船川港船川字芦沢及び化世沢	〃	〃	〃
70	宇治木沢	船川港南平沢字越名坂及び宇治木沢	急崩	R4. 2. 15	秋田県告示 第 56 号
71	越名坂	船川港南平沢字越名坂及び宇治木沢	〃	〃	〃
72	芦沢 3 号	船川港船川字芦沢及び船川港南平沢字大畑台	〃	〃	〃
73	親道 2 号	船川港船川字親道、外ヶ沢及び鳥屋場	〃	R4. 2. 15	秋田県告示 第 56 号
74	小沢田 2 号	船川港船川字小沢田	〃	〃	〃
75	外ヶ沢 3 号	船川港船川字外ヶ沢及び鳥屋場	〃	〃	〃
76	大畑台	船川港南平沢字苗代沢及び大畑台	〃	〃	〃
273	上ノ山	船川港金川字上ノ山、姫ヶ沢及び海岸通り 2 号	〃	R4. 2. 15	秋田県告示 第 56 号
768	上金川	船川港金川字金川、留山及び金川台	〃	R4. 2. 15	秋田県告示 第 56 号
755	姥ヶ沢沢	北浦真山字姥ヶ沢	土流	H21. 10. 30	秋田県告示 第 482 号
756	安全寺川	北浦安全寺字水沢及び安全寺	〃	〃	〃
757	水上沢	北浦安全寺字安全寺	〃	〃	〃
758	当田沢	男鹿中中間口字当田	〃	〃	〃
759	千刈田沢	男鹿中中間口字千刈田	〃	〃	〃
760	杉下沢	男鹿中滝川字杉下	〃	〃	〃
761	島田沢	男鹿中滝川字根田面	〃	〃	〃
762	岩の神沢	船川港仁井山字大石台及び滝沢	〃	〃	〃
763	大石台・森越沢	船川港仁井山字大石台及び森越	〃	〃	〃

整理 番号	指定区域名	所 在 地	自然現象 の 種 類	告 示 年 月 日	告示番号
764	比詰沢	船川港比詰字二合田、才の神及び大巻	〃	〃	〃
765	餅ヶ沢	船川港比詰字餅ヶ沢	〃	〃	〃
766	二合田沢 1	船川港比詰字二合田	〃	〃	〃
878	戸賀沢 2	戸賀字戸賀	〃	H23. 1. 14	秋田県告示 第 18 号
879	壺ヶ沢	戸賀塩浜字壺ヶ沢	〃	〃	〃
880	抜沢沢	戸賀塩浜谷字抜沢	〃	〃	〃
881	福ノ沢	北浦湯本字福田	〃	〃	〃
1999	加茂青砂沢 1	戸賀加茂青砂字鴨、山道添及び倉道	〃	H27. 9. 15	秋田県告示 第 391 号
2000	加茂青砂沢 2	戸賀加茂青砂字山道添、鴨、向山及び休場	〃	〃	〃
2001	加茂川	戸賀加茂青砂字袖ノ沢	〃	〃	〃
2002	戸賀加茂青砂沢	戸賀加茂青砂字中台	〃	〃	〃
2144	浜塩谷沢 1	戸賀戸賀字小沢及び戸賀	〃	H27. 11. 10	秋田県告示 第 486 号
2145	浜塩谷沢 2	戸賀戸賀字小沢及び里道並びに戸賀塩浜谷字大水沢	〃	〃	〃
2146	浜塩谷沢 3	戸賀塩浜谷字抜沢	〃	〃	〃
2147	北浦湯本沢 2	北浦湯本字鍵掛野、福田及び福ノ沢	土流	H27. 11. 10	秋田県告示 第 486 号
2148	北浦湯本沢 3	北浦湯本字鍵掛野及び福田	〃	〃	〃
2149	戸賀沢 5	戸賀戸賀字小沢及び里道	〃	〃	〃
2150	戸賀塩浜谷沢 2	戸賀塩浜谷字大水沢、抜沢及び大水沢岱	〃	〃	〃
2414	菅ノ沢	脇本浦田字菅ノ沢	〃	H28. 3. 1	秋田県告示 第 149 号
2415	大ホタ沢	脇本浦田字大保田	〃	〃	〃
2416	浦田沢 2	脇本浦田字大保田	〃	〃	〃
2530	七変沢川	北浦西黒沢字戸沢	〃	H28. 3. 8	秋田県告示 第 162 号
2531	戸賀沢 1	戸賀戸賀字戸賀及び長森前	〃	〃	〃
2532	台島沢 1	船川港台島字浜平及び土坂	〃	〃	〃
2533	百川沢	脇本百川字馬場台	〃	〃	〃
2534	奥の沢	鶴木字松木境	〃	〃	〃
2535	馬場台沢 2	脇本百川字馬場台、山崎及び矢口	〃	〃	〃
2536	船川港仁井山沢 2	船川港仁井山字森越及び滝ノ沢	〃	〃	〃
43	平沢	船川港南平沢字苗代沢、林台及び大畑台	〃	H17. 2. 15	秋田県告示 第 139 号
44	船川沢 1	船川港船川字化世沢及び芦沢	〃	R4. 2. 15	秋田県告示 第 56 号
47	外ヶ沢	船川港船川字外ヶ沢及び鳥屋場	〃	H17. 2. 15	秋田県告示 第 139 号
48	小沢田沢	船川港船川字小沢田	〃	〃	〃

整理 番号	指定区域名	所 在 地	自然現象 の 種 類	告 示 年 月 日	告示番号
51	柳沢 1	船川港船川字柳沢	〃	〃	〃
52	苗代沢沢	船川港南平沢字苗代沢、明王堂前及び大畑台	〃	〃	〃
53	小沢田沢 2	船川港船川字小沢田	〃	R4. 2. 15	秋田県告示 第 56 号
54	漆畑沢	船川港船川字漆畑及び片田	〃	H17. 2. 15	秋田県告示 第 139 号
287	椿沢 1	船川港椿字家の後	〃	H18. 3. 24	秋田県告示 第 307 号
288	大坂台沢	船川港女川字鶴ノ崎及び大坂台	〃	〃	〃
294	観音沢	船川港南平沢字近江屋及び観音沢	〃	〃	〃
295	金川沢 1	船川港金川字姫ヶ沢	〃	〃	〃
296	金川沢 3	船川港金川字姫ヶ沢及び上ノ山	〃	〃	〃
297	中山沢	船川港台島字不動前及び同市船川港椿字中山	〃	〃	〃
300	姫ヶ沢沢	船川港金川字金川、上ノ山及び姫ヶ沢	〃	〃	〃
490	小浜沢二	船川港小浜字下台及び小倉山	〃	H19. 3. 27	秋田県告示 第 177 号
491	双六沢三	船川港双六字打越並びに同市船川港小浜字小倉山	〃	〃	〃
769	中間口沢	男鹿中中間口字千刈田	土流	H21. 10. 30	秋田県告示 第 482 号
770	馬生目・屋敷田沢	船川港仁井山字野辺、屋敷台及び馬生目	〃	〃	〃
771	二合田沢 2	船川港比詰字二合田	〃	〃	〃
2005	青砂川	戸賀加茂青砂字横道、倉道及び鴨	〃	H27. 9. 15	秋田県告示 第 392 号
2469	脇本浦田沢	脇本樽沢字刈沢	〃	H28. 3. 1	秋田県告示 第 150 号
2569	馬場台沢 1	脇本百川字馬場台及び山崎	〃	H28. 3. 8	秋田県告示 第 163 号
3745	岩倉沢 1	脇本富永字梅ノ沢	〃	H28. 10. 18	秋田県告示 第 561 号
3746	梅ノ沢 2	脇本富永字梅ノ沢	〃	〃	〃
3747	要沢沢	脇本田谷沢字要沢	〃	〃	〃
3748	毘沙門沢沢 2	脇本富永字毘沙門沢	〃	〃	〃
3749	毘沙門沢沢 1	脇本富永字蘇武沢	〃	〃	〃
3750	五里合中石沢 2	五里合琴川字袖ノ沢	〃	〃	〃
3751	五里合中石沢 4	五里合琴川字袖ノ沢	〃	〃	〃
3752	男鹿中滝川沢 2	男鹿中滝川字島田面	〃	〃	〃
3753	男鹿中滝川沢 4	男鹿中滝川字島田	〃	〃	〃
3754	男鹿中滝川沢 5	男鹿中滝川字神田	〃	〃	〃
3755	男鹿中山沢 2	男鹿中山町字芹柿沢	〃	〃	〃
3756	男鹿中山沢 3	男鹿中山町字アミダ沢	〃	〃	〃
3757	脇本田谷沢 4	脇本田谷沢字要沢	〃	〃	〃

整理 番号	指定区域名	所 在 地	自然現象 の 種 類	告 示 年 月 日	告示番号
3758	脇本田谷沢 5	脇本田谷沢字立木沢	〃	〃	〃
3784	打ヶ崎沢	脇本田谷沢字大沢	〃	H28. 10. 18	秋田県告示 第 562 号
3785	梅ノ沢 1	脇本富永字梅ノ沢	〃	〃	〃
3786	岩倉沢 2	脇本富永字梅ノ沢	〃	〃	〃
3787	梅ノ沢 3	脇本富永字梅ノ沢	〃	〃	〃
3788	田谷沢	脇本田谷沢字大沢	〃	〃	〃
3789	乍木沢	脇本脇本字乍木	〃	〃	〃
3790	五里合中石沢 3	五里合琴川字船折沢	〃	〃	〃
3791	男鹿中滝川沢 3	男鹿中滝川字島田	〃	〃	〃
3792	男鹿中滝川沢 6	男鹿中滝川字杉下	〃	〃	〃
3793	脇本田谷沢 3	脇本田谷沢字仏沢	〃	〃	〃
3794	脇本百川沢	脇本樽沢字夏張	〃	〃	〃
4847	横沢	五里合鮪川字寺台及び十文字	〃	H29. 5. 19	秋田県告示 第 263 号
4848	中石沢 1	五里合中石字瓜沢及び東山松原	土流	H29. 5. 19	秋田県告示 第 263 号
4849	ウル沢	五里合中石字瓜沢、東山松原、八幡前及び後田	〃	〃	〃
4850	中石沢 4	五里合中石字八幡前、瓜沢、東山松原及び後田	〃	〃	〃
4851	仁井山沢	船川港仁井山字滝沢及び大沢台	〃	〃	〃
4852	ソウリ坂沢	北浦西水口字櫓坂及び堂の前	〃	〃	〃
4853	戸沢	北浦西黒沢字戸沢及び二子沢	〃	〃	〃
4854	ウマイノ沢	戸賀戸賀字戸賀	〃	〃	〃
4855	戸賀沢 3	戸賀戸賀字戸賀及び家ノ上	〃	〃	〃
4856	大滝川	戸賀戸賀字滝沢、戸賀及び家ノ上	〃	〃	〃
4857	常光寺の沢	戸賀戸賀字戸賀、棚山及び小沢	〃	〃	〃
4858	浜中沢 2	戸賀塩浜字平床及び上岱	〃	〃	〃
4859	トーフ山の沢	戸賀塩浜字平床	〃	〃	〃
4860	浜中沢 4	戸賀塩浜字平床	〃	〃	〃
4861	又沢	戸賀塩浜字平床	〃	〃	〃
4862	平床沢 1	戸賀塩浜字平床	〃	〃	〃
4863	平床沢 2	戸賀塩浜字平床及び漁元崎	〃	〃	〃
4864	塩浜沢 1	戸賀塩浜字漁元崎	〃	〃	〃
4865	小沢沢	戸賀戸賀字小沢及び里道	〃	〃	〃
4866	五里合鮪川沢 3	五里合鮪川字槻木沢	〃	〃	〃
4867	五里合鮪川沢 2	五里合鮪川字箱井沢	〃	〃	〃

整理 番号	指定区域名	所 在 地	自然現象 の 種 類	告 示 年 月 日	告示番号
4868	戸賀浜塩谷沢 3	戸賀塩浜字平床及び和山並びに戸賀浜塩谷字 抜沢	〃	〃	〃
4869	船川港仁井山沢 3	船川港仁井山字馬生目	〃	〃	〃
4887	中石沢 3	中石字八幡前、東山松原、瓜沢及び後田	〃	H29. 5. 19	秋田県告示 第 264 号
4888	戸賀沢 4	戸賀戸賀字戸賀、家ノ上、滝沢及び棚山	〃	〃	〃
4889	抜沢川	戸賀浜塩谷字抜沢	〃	〃	〃
4890	船川港仁井山沢 4	船川港仁井山字屋敷台	〃	〃	〃
5548	不動の沢	船川港本山門前字垂水及び祓川	〃	H30. 3. 20	秋田県告示 第 178 号
5549	門前沢	船川港本山門前字垂水及び祓川	〃	〃	〃
5550	双六沢 1	船川港小浜字小倉山及び船川港双六字打越	〃	〃	〃
5551	双六沢 2	船川港小浜字小倉山及び船川港双六字打越	〃	〃	〃
5552	椿沢 3	船川港椿字中山、立林、東、坂ノ上及び家ノ後	〃	〃	〃
5553	台島沢 2	船川港台島字土坂及び小橋下	〃	〃	〃
5554	鵜ノ崎沢	船川港台島字中台及び船川港女川字鷺野	土流	H30. 3. 20	秋田県告示 第 178 号
5555	金川沢 2	船川港金川字姫ヶ沢及び上ノ山	〃	〃	〃
5556	七ノ沢	脇本脇本字七沢、横町道上及び横町道下	〃	〃	〃
5557	横町道上沢 2	脇本脇本字七沢、横町道上及び横町道下	〃	〃	〃
5558	蕨台沢 1	船川港双六字蕨台、赤絵場及び打越	〃	〃	〃
5559	蕨台沢 2	船川港双六字蕨台及び館山	〃	〃	〃
5560	野竹沢	船川港台島字野竹及び小橋下	〃	〃	〃
5561	船川港増川沢	船川港増川字宮ノ下	〃	〃	〃
5562	脇本沢	脇本脇本字上野、兜ヶ崎及び打ヶ崎	〃	〃	〃
5772	横町道上沢 1	脇本脇本字七沢、兜ヶ崎、横町道上、稲荷下及 び脇本	〃	H30. 3. 20	秋田県告示 第 179 号
5773	船川港女川沢	船川港女川字二ツ坂	〃	〃	〃
7125	中台沢	戸賀加茂青砂字中台	〃	R1. 7. 23	秋田県告示 第 111 号
289	小増川沢	船川港増川字小増川	〃	R2. 9. 25	秋田県告示 第 403 号
290	増川沢 1	船川港増川字惣屋布、小田及び宮ノ下	〃	〃	〃
291	増川沢 2	船川港増川字小泊、小田及び惣屋布	〃	〃	〃
292	増川沢 3	船川港増川字大宮及び小泊	〃	〃	〃
293	増川沢 4	船川港増川字大宮及び小泊	〃	〃	〃
298	小田沢	船川港増川字惣屋布、小田及び宮ノ下	〃	〃	〃
299	近江屋沢	船川港南平沢字近江屋及び船川港増川字大宮	〃	〃	〃
488	小浜沢一	船川港小浜字下台	〃	〃	〃

整理 番号	指定区域名	所 在 地	自然現象 の 種 類	告 示 年 月 日	告示番号
489	ナゴ坂の沢	船川港小浜字下台	〃	〃	〃
492	椿沢二	船川港椿字東、家ノ後及び岩山田	〃	〃	〃
493	垂水沢	船川港本山門前字垂水	〃	〃	〃
494	下台沢一	船川港小浜字下台	〃	〃	〃
495	下台沢二	船川港小浜字下台	〃	〃	〃
496	小浜沢	船川港小浜字下台及び小倉山	〃	〃	〃
45	船川沢 2	船川港船川字化世沢	〃	R4. 2. 15	秋田県告示 第 56 号
46	船川沢 3	船川港船川字化世沢、外ヶ沢及び芦沢	〃	〃	〃
49	船川沢 4	船川港船川字小沢田	〃	〃	〃
50	柳沢 2	船川港船川字柳沢	〃	〃	〃
55	船川港船川沢	船川港船川字大沢田及び柳沢	〃	〃	〃
7157	中間口 2	男鹿中中間口字千莉田	地滑	R1. 7. 23	秋田県告示 第 112 号
7158	中間口 3	男鹿中中間口字千莉田	地滑	R1. 7. 23	秋田県告示 第 112 号
7159	中間口 4	男鹿中中間口字千莉田及び堂田	〃	〃	〃
7160	中間口 5	男鹿中中間口字千莉田	〃	〃	〃
7161	中間口 8	男鹿中中間口字橋本	〃	〃	〃
7162	山田	男鹿中山町字家口、芹柿沢及び大沢	〃	〃	〃
7163	滝川 1	男鹿中滝川字萱置場及び坂ノ下	〃	〃	〃
7164	滝川 2	男鹿中滝川字萱置場、大沢及び五輪野	〃	〃	〃
7165	滝川 3	男鹿中滝川字萱置場及び大沢	〃	〃	〃
7166	滝川 4	男鹿中滝川字萱置場、白山沢及び藤巻台	〃	〃	〃
7167	滝川 5	男鹿中滝川字萱置場	〃	〃	〃
7168	滝川 6	男鹿中滝川字藤巻台	〃	〃	〃
7169	滝川 7	男鹿中滝川字萱置場、大沢、五輪野及び藤巻台	〃	〃	〃
7170	金川	船川港金川字金川	〃	〃	〃
7171	姫ヶ沢 2	船川港金川字姫ヶ沢及び上ノ山	〃	〃	〃
7172	芦沢 2	船川港船川字化世沢	〃	〃	〃
7173	芦沢 3	船川港船川字化世沢	〃	〃	〃
7174	南平沢	船川港南平沢字明王堂前及び大畑台	〃	〃	〃
7175	加茂青砂 3	戸賀加茂青砂字倉道、休場、山道添、向山、鴨 及び中形	〃	〃	〃
7176	塩浜 1	戸賀塩浜字漁元先及び釜坂木揚場	〃	〃	〃
7177	塩浜 2	戸賀塩浜字漁元先、釜坂木揚場、壺ヶ沢及び二 ノ岱	〃	〃	〃

整理 番号	指定区域名	所 在 地	自然現象 の 種 類	告 示 年 月 日	告示番号
7178	塩戸	戸賀塩浜字平床及び上岱	〃	〃	〃
7179	戸賀 1	戸賀戸賀字戸賀	〃	〃	〃
7180	戸賀 3	戸賀戸賀字戸賀及び家ノ上	〃	〃	〃
7181	戸賀 4	戸賀戸賀字家ノ上	〃	〃	〃
7182	船川	船川港船川字小沢田及び親道	〃	〃	〃
7774	浜間口 1	男鹿中浜間口字岡杭	〃	R2. 3. 24	秋田県告示 第 126 号
7775	浜間口 2	男鹿中浜間口字岡杭	〃	〃	〃
7776	中間口 1	男鹿中中間口字千苺田	〃	〃	〃
7777	中間口 6	男鹿中中間口字千苺田	〃	〃	〃
7778	中間口 7	男鹿中中間口字千苺田及び堂田	〃	〃	〃
7779	中間口 9	男鹿中中間口字堂田及び姥懐	〃	〃	〃
7780	中間口 10	男鹿中中間口字千苺 資料編 42-9	〃	〃	〃
7781	中間口 11	男鹿中中間口字千苺田	地滑	R2. 3. 24	秋田県告示 第 126 号
7782	姫ヶ沢 1	船川港金川字姫ヶ沢及び上ノ山	〃	〃	〃
7783	姫ヶ沢 3	船川港金川字姫ヶ沢	〃	〃	〃
7784	芦沢 1	船川港船川字芦沢及び化世沢	〃	〃	〃
7785	芦沢 4	船川港船川字芦沢及び化世沢並びに船川港南 平沢字大畑台	〃	〃	〃
7786	芦沢 5	船川港船川字芦沢及び化世沢並びに船川港南 平沢字大畑台	〃	〃	〃
7787	芦沢 6	船川港船川字芦沢及び化世沢並びに船川港南 平沢字大畑台	〃	〃	〃
7788	小浜 1	船川港小浜字小倉山及び下台	〃	〃	〃
7789	小浜 2	船川港小浜字小倉山及び船川港双六字打越	〃	〃	〃
7790	門前 1	船川港本山門前字垂水	〃	〃	〃
7791	門前 2	船川港本山門前字垂水	〃	〃	〃
7792	門前 3	船川港本山門前字垂水	〃	〃	〃
7793	門前 4	船川港本山門前字垂水	〃	〃	〃
7794	門前 5	船川港本山門前字垂水	〃	〃	〃
7795	門前 6	船川港本山門前字垂水	〃	〃	〃
7796	門前 7	船川港本山門前字祓川及び垂水	〃	〃	〃
7797	門前 8	船川港本山門前字祓川及び垂水	〃	〃	〃
7798	門前 9	船川港本山門前字祓川及び垂水	〃	〃	〃
7799	門前 10	船川港本山門前字祓川	〃	〃	〃

整理 番号	指定区域名	所 在 地	自然現象 の 種 類	告 示 年 月 日	告示番号
7800	門前 11	船川港本山門前字祓川及び垂水	〃	〃	〃
7801	門前 12	船川港本山門前字祓川及び垂水	〃	〃	〃
7802	門前 13	船川港本山門前字祓川	〃	〃	〃
7803	門前 14	船川港本山門前字祓川	〃	〃	〃
7804	門前 15	船川港本山門前字祓川	〃	〃	〃
7805	門前 16	船川港本山門前字祓川	〃	〃	〃
7806	門前 17	船川港本山門前字祓川	〃	〃	〃
7807	門前 18	船川港本山門前字祓川	〃	〃	〃
7808	門前 19	船川港本山門前字祓川	〃	〃	〃
7809	加茂青砂 1	戸賀加茂青砂字倉道、山道添及び鴨	〃	〃	〃
7810	加茂青砂 2	戸賀加茂青砂字倉道、休場、山道添及び鴨	〃	〃	〃
7811	加茂青砂 4	戸賀加茂青砂字倉道、休場及び山道添	〃	〃	〃
7812	加茂青砂 5	戸賀加茂青砂字倉道、休場、鴨、向山及び山道添	〃	〃	〃
7813	加茂青砂 6	戸賀加茂青砂字休場及び向山	地滑	R2. 3. 24	秋田県告示 第 126 号
7814	加茂青砂 7	戸賀加茂青砂字倉道、休場、鴨、向山及び山道添	〃	〃	〃
7815	戸賀 2	戸賀戸賀字戸賀	〃	〃	〃
7816	戸賀 5	戸賀戸賀字戸賀及び長森前	〃	〃	〃
7817	戸賀 6	戸賀戸賀字戸賀及び長森前	〃	〃	〃
7818	泉台 1	船川港船川字泉台及び海岸通り 二号	〃	〃	〃
7819	泉台 2	船川港船川字泉台、船川、片田及び漆畑	〃	〃	〃
7820	泉台 3	船川港船川字漆畑、片田、大沢田及び小沢田	〃	〃	〃
7821	泉台 4	船川港船川字大沢田、柳沢及び漆畑	〃	〃	〃
7822	泉台 5	船川港船川字大沢田、柳沢及び漆畑	〃	〃	〃
7823	泉台 6	船川港船川字大沢田及び柳沢	〃	〃	〃
7824	泉台 7	船川港船川字大沢田、小沢田、漆畑及び片田	〃	〃	〃
7825	泉台 8	船川港船川字大沢田及び小沢田	〃	〃	〃
7826	泉台 9	船川港船川字大沢田及び小沢田	〃	〃	〃
7827	泉台 10	船川港船川字小沢田	〃	〃	〃

1-12-7 土砂災害警戒避難体制整備の参考例

1. 土砂災害警戒避難体制整備対象地区一覧

(市、消防署・消防団)

土砂災害警戒避難体制整備対象地区一覧

[illegible]

年 月 日 作成

(年 更新)

2. 土砂災害警戒避難体制整備票様式

参考様式－1

(市、消防署・消防団、町内会長等)

男鹿市土砂災害警戒避難体制

□□町内会（自主防災会）

年 月 策定

土砂災害警戒区域				対象町内会等
整理番号	自然現象の種類	指定区域名	箇所番号	
△	急傾斜地の崩壊	〇〇沢	999-1-9999	□□
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・

参考様式－2

(市、消防署・消防団、町内会長等)

土砂災害警戒避難体制 整備票

番号	町内会（自主防災会）等名	警戒区域内 住家個数	警戒区域内 住民人数	年 月 作成 (年更新)
1	□□町内会（自主防災会）	30	75	
1	自主防災会 (町内会等) の防災体制	① 自主防災組織設置状況		ア 設置済 イ 未設置
		② 自主防災会会長（警戒避難責任者）		氏名： × × × × 電話：〇〇－〇〇〇〇
		③ 自主防災会避難誘導班長		氏名： × × × × 電話：〇〇－〇〇〇〇
		④ 自主防災会情報連絡班長		氏名： × × × × 電話：〇〇－〇〇〇〇
	警戒区域	⑤ 区域情報連絡協力者		氏名： × × × × 電話：〇〇－〇〇〇〇
2	警戒避難 基準雨量	① 避難指示エリア名：		③ 警戒基準雨量：
		② 直近の雨量計設置場所		④ 避難基準雨量：
3	消防署・消防団	消防署名：	男鹿地区 消防署 分署 電話：〇〇－〇〇〇〇	
		分団名：	第 分団 分団長 氏名： × × × × 電話：〇〇－〇〇〇〇	
			第 班 班 長 氏名： × × × × 電話：〇〇－〇〇〇〇	
4	指定避難場所	避難場所名	施設管理者（第1連絡先） 施設管理者（第2連絡先）	
		〇〇小学校	氏名： × × × × 氏名： × × × ×	
			電話：〇〇－〇〇〇〇 電話：〇〇－〇〇〇〇	
5	防災行政無線 設置状況 (半径500m以内)	種 別	有 無	
		屋外子局	☒ 有り イ 無し	
		戸別受信機	ア 有り ☒ 無し	
6	ハザードマップ 作成状況	ア 作成済（作成年度： △△ 年） イ 未作成 (マップ番号： □)		
7	その他警戒避難 に関する事項			

参考様式－3

(市、消防署・消防団、町内会長等)

保全対象住民世帯 緊急連絡表

【使用目的】

- 1 避難時における緊急連絡
- 2 避難場所における安否確認
- 3 その他防災上の理由で必要と認める場合

※個人情報を含むものなので、取扱いには十分注意すること。

番号	町内会（自主防災会）等名	警戒区域内 住家個数	警戒区域内 住民人数
1	□□町内会（自主防災会）	30	75

年 月 作成
(年更新)

整理 番号	世帯主名	世帯構成	住 所	電 話 番 号	備 考
1	× × × ×	× × × ×	□□□字△△△〇〇－〇	〇〇－〇〇〇〇	〇△〇アパート
2	〃	× × △△	〃	〇〇－〇〇〇〇	1号室
3	〃	× × 〇〇	〃	〇〇－〇〇〇〇	2号室（災害時要援護者）
4	× × × ×	× × × ×	□□□字△△△〇〇－〇	〇〇－〇〇〇〇	世帯主
5	× × × ×	× × × ×	□□□字△△△〇〇－〇	〇〇－〇〇〇〇	世帯主
6	〃	× × △△	〃	〃	妻（災害時要援護者）
7	〃	× × 〇〇	〃	〃	子
8	× × × ×	× × × ×	□□□字△△△〇〇－〇	〇〇－〇〇〇〇	世帯主
9	× × × ×	× × × ×	□□□字△△△〇〇－〇	〇〇－〇〇〇〇	世帯主
10	× × × ×	× × × ×	□□□字△△△〇〇－〇	〇〇－〇〇〇〇	世帯主
11	〃	× × △△	〃	〃	妻
.	.	.	.	.	
.	.	.	.	.	
.	.	.	.	.	
75					

1-12-8 山地危険区域一覧表

番号	位置		面積 (ha)	区域内の保全対策				備考
	大字	字		人家 (戸)	公共建物	道路	延長 (m)	
1	船川港	馬生目	1.5	8			200	
2	〃	仁井山	1.0	16			200	
3	〃	金 川	2.0	22			300	
4	〃	新 町	0.2	8			150	
5	〃	増 川	1.0	10			200	
6	〃	女 川	0.8	14			300	
7	〃	台 島	2.0	13			300	
8	〃	椿	2.0	17			300	
9	〃	双 六	1.8	10			150	
10	〃	小 浜	1.2	25			300	
11	〃	小 浜	1.0				100	
12	〃	門 前	1.1	8			150	
13	北 浦	入道崎	2.0	23			300	
14	〃	西黒沢	1.0	14			200	
15	〃	湯の尻	0.8	11			150	
16	〃	湯 本	2.0	12			300	
17	〃	北 浦	2.4	44			550	
18	〃	相 川	0.5	7			100	
19	〃	真 山	1.0	16			200	
20	〃	安全寺	2.0	26			200	
21	戸 賀	戸 賀	3.3	66		市・県道	400	
22	〃	加茂青砂	0.7	23			150	
23	男鹿中	浜間口	0.5	6			100	
24	〃	町 田	1.0	11			100	
25	〃	中間口	1.0	10			100	
26	〃	山 田	1.0	19			100	
27	〃	杉 下	1.7	13			200	
28	〃	滝 川	0.6	8			100	
29	〃	島 田	0.8	7			100	
30	〃	三ッ森	0.6	6			100	
31	五里合	琴 川	1.2	12			200	
32	脇 本	百 川	1.7	20			100	
33	〃	樽 沢	1.8	18				
34	〃	浦 田	2.0	41			300	
35	〃	大 倉	2.3	34			200	
36	〃	岩 倉	1.7	19			160	
37	〃	田谷沢	1.0	13			140	
38	〃	向 山	2.7	41			300	
39	角間崎	岡見沢		4				
40	鵜 木	鵜 木		13				

1-13-1 都市ガス供給状況

(令和5年3月31日現在)

年間販売ガス量 (m ³)			認可供給 区域の戸数 (戸)	供給の戸数 (戸)	普及率 (%)
一般ガス	加茂地区ガス	計			
2,420,849	5,383	2,426,232	13,280	9,082	68.4

参考 ガス量は10,000kcal換算とした。(男鹿市企業局)

1-15-1 男鹿市冬期道路除雪実施計画

1 計画概要

全市を9ブロックに区分し、市民生活に影響の大きいバス路線、主要幹線市道、及び準幹線市道を最重点路線として除雪計画を立て、冬期における市民の安全で円滑な交通の確保を図る。

2 対策本部の設置

- (1) 本部は産業建設部建設課に置く。
- (2) 本部長は建設課長とし、その組織及び連絡系統は別図のとおりとする。
- (3) 対策本部は原則として12月1日から翌年の3月31日までの期間とする。ただし、気象の変化又は道路の状況に応じて、前記の期間を変更し対応する。

3 除雪の区分

全市を9ブロックに分ける。

(船川、船越、脇本、男鹿中、北浦、五里合、戸賀、椿、若美)

4 計画延長（市道総延長 約812km）……（毎年度変更がある。数値は平成29年度現在）

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) 市直営車で実施するもの | 延長 約 98km |
| (2) 借上げ車及び貸与車で実施するもの | 延長 約 287km |
| 内市道延長 | 約 285km |
| 県振替延長 | 約 2km |
| (3) 除雪延長(1)+(2) | 延長 約 385km |
| (4) (3)のうちバス路線 | 延長 約 41km |
| (5) (3)のうち歩道除雪 | 延長 約 18km |

5 除雪の基本方針

- (1) 敏速な初動体制をとり、完全な初期除雪に努める。
- (2) スタッドレスタイヤに対応するため、良好な路面管理に努める。
- (3) 随時パトロールを実施し、出動時期を適切に判断し、正常な路面を確保するように努める。
- (4) 交差点周辺は、除雪による段差が生じないように努める。
- (5) バス路線についての運搬除雪は、公共交通の確保を図るため、周辺の状況や気象状況を勘案して早めに実施するように努める。
- (6) バス路線及び幹線道路で、比較的交通量の多い急坂路等の凍結が甚しい箇所については、砂箱の設置、凍結抑止剤散布により冬期交通の安全に努める。
- (7) 歩道除雪については、通学通勤者等歩行者の多い集落間において、機械除雪を実施し歩行者空間の確保に努める。ただし、除雪機械の入れない箇所に関しては、地区住民、ボランティア等で対応する。

- (8) 除雪作業については、地域住民の除雪に対する理解を得ながら、地域との協力体制に努める。
- (9) オペレーターの健康管理と事故のない安全作業の徹底に努める。
- (10) 除雪幅員は現状に応じて、できる限り広く除雪する。

6 除雪出動基準

区 分		出 動 基 準
作 業 工 種	一 般 除 雪 工 (新雪除雪)	標準として、雪が降り始めてから積雪深が 10cm (2 月以降は 15cm。この場合別途指示する) に達した場合、また吹きだまりの生ずる恐れのある場合に出動する。 早朝作業は、原則として午前 7 時まで完了するようにする。
	路 面 整 正 工	わだちの発生により、通行に支障がある場合又は支障になると予想される場合は出動する。
	凍結防止剤散布工	路面凍結により通行に支障がある場合又は支障になると予想される場合に出動する。
	歩 道 除 雪 工	車道排除された雪が歩道に堆積して歩行に障害となる場合に出動するものとする。

7 市民協力による除排雪に対する車両の貸し出し

町内又は地域において住民が協力して除排雪を行う場合、運搬車両等の貸し出しを行う。

8 豪雪対策本部への切り替え

積雪が警戒積雪深 (60cm) を超えてなお連続して降雪が予想される場合には、除雪対策本部を「豪雪対策本部」へ切り替え、雪害計画 (市の防災計画) に基づき体制の拡大を図る。

9 市民に対する協力要請と P R の方法

市民に対する協力要請と P R については、「広報おが」に掲載し自主的な除排雪による交通確保への協力を呼びかける。

10 排雪等について

- (1) 市道の排雪については、必要に応じて別途指示する。
- (2) 排雪場所は各地区一箇所設置している。豪雪時には必要に応じて開設する。

11 地域住民との連携

除雪作業について、地域住民の理解を得ながら除雪を通じた地域住民との協力体制に努める。

1-15-2 除雪借上車内訳

地区名	業者数	借上車種類						摘要
		ローダ	グレーダ	ドーザー	ロータリー	ハンドガイド	計	
直営車			1	3	1		5	
小計			1	3	1		5	
船川・椿地区	8 (4)	7 (7)	1 (1)	12 (8)		1 (1)	21 (17)	
船越地区	6 (3)	2 (2)		13 (11)		1 (1)	16 (14)	
脇本地区	13 (12)	4 (4)	1 (1)	20 (20)	1 (1)	2 (2)	28 (28)	
男鹿中地区	5 (3)	3 (3)		4 (4)			7 (7)	
北浦地区	6 (5)	2 (2)		6 (6)	1 (1)		9 (9)	
戸賀地区	1 (1)			1 (1)			1 (1)	
五里合地区	4 (4)	3 (3)		3 (3)			6 (6)	
若美地区	1 (1)			2 (1)			2 (1)	
小計	44 (33)	21 (21)	2 (2)	61 (54)	2 (2)	4 (4)	90 (83)	
合計	44 (33)	21 (21)	3 (3)	64 (57)	3 (3)	4 (4)	95 (88)	

- ※ 1. 業者数の（ ）数値は実数
 2. 上記のほかに、凍結抑止剤散布車2台

1-15-3 市が保有する建設機械一覧

種類	ダンプトラック	グレーダ	ドーザ	ローダー	ロータリー	計
台数	3	5	2	3	2	15

1-15-4 男鹿市豪雪対策本部設置要綱

(設置)

第1条 降雪による被害を防止するため、積雪量がおおむね60センチメートルの状態になった場合、男鹿市豪雪対策本部（以下「豪雪対策本部」という。）を設置する。

(構成)

第2条 豪雪対策本部は副市長、市民福祉部長、総務企画部長、教育委員会学校教育課長、企業局管理課長をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充て、副本部長には、総務企画部長をもって充てる。

(会議)

第3条 会議は、本部長が招集し、会議の議長となる。

(所掌事務)

第4条 豪雪対策本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 豪雪対策計画の策定に関すること。

(2) 道路除排雪計画に関すること。

(3) その他必要なこと。

(庶務)

第5条 豪雪対策本部の庶務は、危機管理課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項はその都度本部長が指示する。

附 則

この要綱は、平成17年3月22日から施行する。

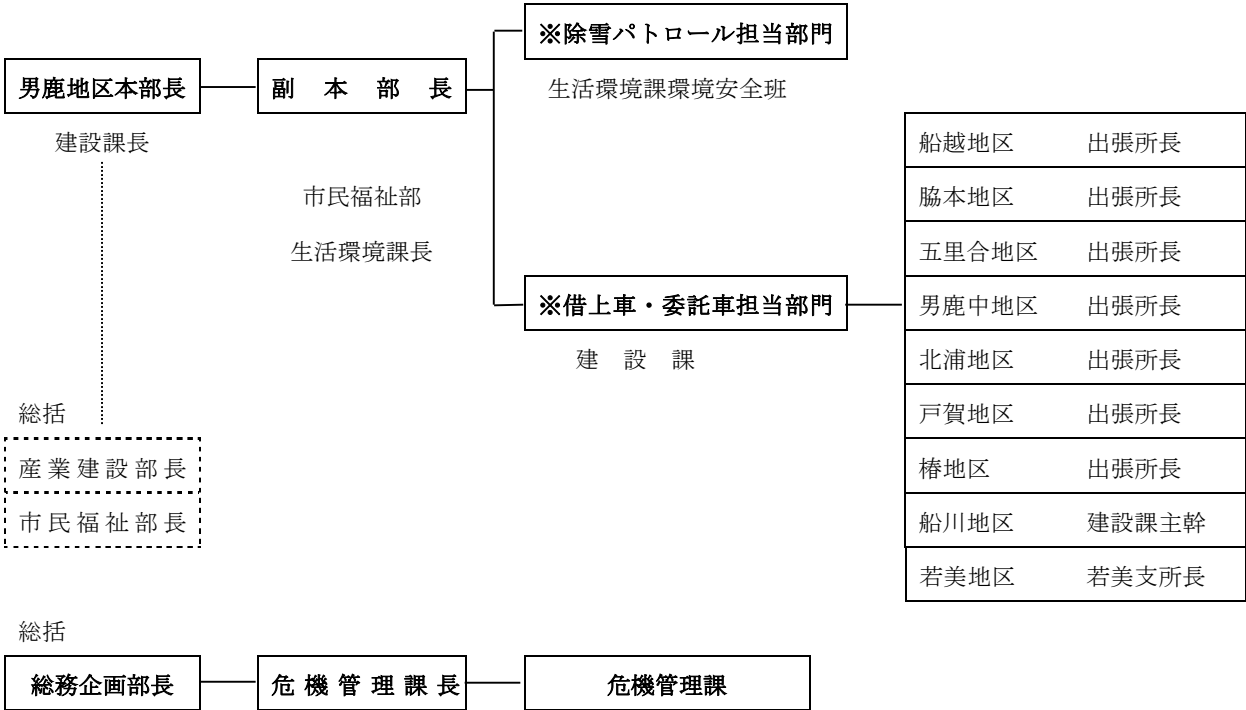
附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

1-15-5 男鹿市除雪対策本部編成表



1-16-1 農用地等湛水予防箇所

番号	位置	地区名	農用地の湛水状況		保全対象	
			農用地面積(ha)	排水方法	人家(戸)	公共施設
1	男鹿市五里合	五里合	249	自然排水	621	公民館
2	男鹿市脇本	脇本	210	自然排水	1217	公民館 小学校
3	男鹿市北浦	野村	40	自然排水	20	

1-18-1 指定文化財一覧表

(平成28年3月現在)

指 定 別	種 別	名 称	所 在 地 (所 有 者)	摘 要
(国) 有 形 文 化 財	建 造 物	赤神神社五社堂 (中央堂) 内厨子	船 川 港 門 前 (赤 神 神 社)	
〃	〃	赤神神社五社堂	〃	
(国) 民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	男鹿のまるきぶね	船 川 港 海 岸 通 り (男 鹿 市)	
〃	無 形 民 俗 文 化 財	男鹿のナマハゲ	男 鹿 市	
〃	〃	東湖八坂神社祭のトウニン (統人) 行事	男 鹿 市 船 越 潟 上 市 天 王	
(国) 記 念 物	史 跡	脇本城跡	脇 本 七 沢 他 (男 鹿 市 他)	
〃	天然記念物	ツバキ自生北限地帯	船 川 港 椿 (男 鹿 市 他)	
〃	〃	男鹿目潟火山群一ノ目潟	北 浦 西 水 口 (男 鹿 市 他)	
(県) 有 形 文 化 財	建 造 物	増川八幡神社内陣木造宮殿	船 川 港 増 川 (増 川 部 落)	
〃	〃	宝篋印塔	船 川 港 椿 (船 木 徳 弥)	
〃	〃	真山神社五社殿及び宮殿	北 浦 真 山 (真 山 神 社)	
〃	絵 画	絹本着色、金剛・胎蔵両界曼荼羅	船 川 港 門 前 (長 楽 寺)	
〃	〃	絹本着色弘法大師像	〃	
〃	彫 刻	木造十一面観音菩薩立像	船 川 港 門 前 (赤 神 神 社)	
〃	〃	木造聖観音菩薩立像	〃	
〃	〃	石造狛犬一對	〃	
〃	〃	木造薬師如来像	北 浦 真 山 (真 山 神 社)	
〃	〃	木造薬師如来寄木漆箔座像	船 川 港 門 前 (長 楽 寺)	
〃	〃	木造薬師如来座像	船 川 港 増 川 (増 川 部 落)	
〃	〃	木造十一面観音菩薩立像	船 川 港 門 前 (赤 神 神 社)	
〃	工 芸	黄瀬戸小皿	船 越 船 越 (安田ノエ・堯林院)	
〃	古 文 書	絹篩・本文3冊、図巻2巻 (鈴木重孝自筆本)	船 越 狐 森 (鈴 木 誠 一)	
〃	考 古 資 料	小谷地遺蹟出土品 一括	男 鹿 市 教 育 委 員 会	
(県)	有 形 民 俗	真山の万体仏	北 浦 真 山	

指 定 別	種 別	名 称	所 在 地 (所 有 者)	摘 要
民 俗 文 化 財	文 化 財		(常 在 院)	
〃	無 形 民 俗 文 化 財	福米沢送り盆行事	福 米 沢 (福米沢送り盆保存会)	
(県) 記 念 物	天然記念物	榧 (かや)	北 浦 真 山 (真 山 神 社)	
〃	〃	アオサギ群生地	男 鹿 中 滝 川 (秋 田 営 林 局)	
〃	〃	男鹿のコウモリ生息地	船 川 港 小 浜 (国)	
〃	〃	男鹿目湯火山群三ノ目湯	戸 賀 塩 浜 (男 鹿 市 他)	
(市) 有 形 文 化 財	建 造 物	戸賀八幡神社本殿	戸 賀 戸 賀 (戸 賀)	
〃	〃	三輪神社宮殿	脇 本 浦 田 (浦 田 町 内 会)	
(市) 有 形 文 化 財	絵 画	お吉例之図	船 越 狐 森 (鈴 木 誠 一)	
〃	〃	絹本着色「漢の武帝に桃を捧げる図」	船 川 港 門 前 (赤 神 神 社)	
〃	〃	亜米利加国人上陸絵巻	船 越 狐 森 (鈴 木 誠 一)	
〃	〃	地獄極楽図	脇 本 脇 本 (西 念 寺)	
〃	彫 刻	神明社本殿	払 戸 小 深 見 (小 深 見 神 明 社)	
〃	古 文 書	近世紀行文「鹿の細道」「雄鹿記行」	男 鹿 市 教 育 委 員 会	
〃	考 古 資 料	石仏龕	戸 賀 加 茂 青 砂 (加 茂 青 砂)	
〃	〃	大畑台遺跡出土品	男 鹿 市 教 育 委 員 会	
〃	〃	須恵器系壺	男 鹿 市 教 育 委 員 会	
〃	歴 史 資 料	五輪塔群	北 浦 五 輪 野 (福 島 亀 悦)	
〃	〃	板碑 (貞和 2 年)	脇 本 浦 田 (宗 泉 寺)	
(市) 有 形 文 化 財	歴 史 資 料	板碑 (康永紀年)	男 鹿 中 山 町 (江 畑 金 太 郎)	
〃	〃	男鹿嶋の図	男 鹿 市 教 育 委 員 会	
〃	〃	赤神山本山縁起 赤神大権現縁起	船 川 港 門 前 (赤 神 神 社)	
〃	〃	近藤武兵衛頭彰碑	船 川 港 金 川 (八 幡 神 社)	
〃	〃	板碑 (永和 4 年)	北 浦 野 村 (野 村 郷 中)	
〃	〃	板碑 (観応 2 年)	男 鹿 中 山 町 (町 田 地 区)	
〃	〃	増川八幡神社の棟札 (延徳 3 年)	船 川 港 増 川 (増 川 八 幡 神 社)	

指 定 別	種 別	名 称	所 在 地 (所 有 者)	摘 要
〃	〃	天保のききん供養塔	男 鹿 市 一 向 (男鹿市教育委員会)	
〃	〃	検地帳一括	野 石 大 場 沢 (男鹿市教育委員会)	
〃	〃	板碑 (康永 4 年)	鵜 木 道 村 (永 源 寺)	
〃	〃	幡 (金幡)	福 米 沢 福 米 (熊 野 神 社)	
〃	〃	蝦夷錦九条袈裟	船 越 寺 後 (清 松 寺)	
〃	〃	蝦夷錦九条袈裟	船 川 港 島 屋 場 (大 龍 寺)	
〃	〃	双六の船絵馬	船 川 港 双 六 (双 六 町 内 会)	
〃	〃	誓の御柱	脇 本 富 永 (男 鹿 市)	。
(市) 無 形 文 化 財	無 形 文 化 財	琴川のすげ笠	五 里 合 琴 川 (琴川すげ笠づくり伝承同好会)	
〃 民 俗 文 化 財	有 形 民 俗 文 化 財	丸木舟 3 隻	北 浦 真 山 (真 山 神 社)	
〃	〃	真山神社の御神輿	〃	
〃	〃	魚類供養塚・八龍神信仰碑	船 越 八 郎 谷 地 (八 龍 神 社)	
〃	〃	八龍神社、張切記念碑	払 戸 小 深 見 (小 深 見 神 明 社)	
〃	〃	北浦の鹿島祭り	北 浦 北 浦 (北 浦 郷 中)	
(市) 民 俗 文 化 財	無 形 民 俗 文 化 財	脇本の山どんど (たなばた行事)	脇 本 本 郷 (たなばた保存会)	
〃	〃	女川の菖蒲たたき行事	船 川 港 女 川 (女 川 部 落 会)	
(市) 記 念 物	史 跡	渡部家正門・村法碑	払 戸 渡 部	
〃	〃	赤神神社五社堂境内地	船 川 港 門 前 (赤 神 神 社)	
〃	天然記念物	双六のウミネコ繁殖地	船 川 港 双 六 (国)	
〃	〃	天神様の細葉の椿	脇 本 七 沢 (菅 原 神 社)	
〃	〃	中山神社の大イチョウ	脇 本 樽 沢 (中 山 神 社)	
〃	〃	瑞光寺の大ケヤキ	北 浦 杉 原 (瑞 光 寺)	
〃	〃	八英の梅	脇 本 富 永 (男 鹿 市)	
(国) 登 録 有 形 文 化 財	建 造 物	田沼家土蔵	北 浦 北 浦 (田 沼 昭 男)	
〃	〃	旧男鹿市立加茂青砂小学校校舎	戸 賀 加 茂 青 砂 (男 鹿 市)	

指 定 別	種 別	名 称	所 在 地 (所 有 者)	摘 要
〃	〃	旧男鹿市立加茂青砂小学校 屋内体操場	戸 賀 加 茂 青 砂 (男 鹿 市)	
〃	〃	男鹿真山伝承館	北 浦 真 山 (真 山 神 社)	
〃	〃	森長旅館本館	船 川 港 船 川	
〃	〃	森長旅館離れ	〃	
〃	〃	森長旅館土蔵	〃	

1-19-1 石油コンビナート等特別防災区域

(平成25年12月現在)

事業所名	指定年月日	種別	備考
(株) 男鹿テクノ	当初 昭和42年4月1日 直近変更 平成2年4月2日	1種	
(株) 秋 備	当初 平成元年11月1日 直近変更 平成7年7月1日	1種	

1-23-1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧表

(令和8年3月現在)

1 医療施設

施設名称	所在地
男鹿市国民健康保険戸賀出張診療所	男鹿市戸賀浜塩谷字大水沢 15-2
男鹿市加茂青砂へき地出張診療所	男鹿市戸賀加茂青砂字鴨 34-3

2 老人福祉施設

施設名称	所在地
特別養護老人ホーム和幸苑	男鹿市角間崎字岡見沢 86-12
ケアハウス和幸苑	男鹿市角間崎字岡見沢 86-12
グループホームおがの憩	男鹿市脇本脇本字向山 166-12

3 学校施設

施設名称	所在地
男鹿市立脇本第一小学校（体育館）	男鹿市脇本脇本字上野 1

1-24-1 秋田県災害ボランティア活動指針

平成15年3月15日制定

秋 田 県

第1 目的

県内で大規模な災害が発生した場合、県、市町村等防災行政機関はもとより地域住民の自主的な防災組織が災害応急活動を担うこととなるが、被災者のニーズにきめ細やかに応えるためには、各種ボランティアの組織的な活動が大きな力として期待される。

このため、県、市町村及び関係機関が協力して災害ボランティアの活動が迅速かつ効果的に行われるよう、必要な事項を定める。

第2 災害ボランティアの定義

災害ボランティアとは、「災害発生後の被災者に対する生活や自立の支援、県、市町村及び関係機関等が実施する応急対策の支援を行う、自発的に能力や時間を提供する個人・団体」とする。

なお、本指針では、ボランティアの態様によって行政等の対応が異なる場合があることから災害ボランティアを次のように分類する。

1 専門ボランティア

- (1) 救急・救助活動
- (2) 医療・救護活動
- (3) 被災した建物の倒壊等の危険度調査と使用可否の判定
- (4) 手話、点訳等福祉分野及び語学分野での専門技術を要する活動
- (5) その他輸送や無線等の専門技術を要する活動

2 一般ボランティア

- (1) 炊き出し、給食の配食
- (2) 災害状況、安否の確認、生活等の情報収集・伝達
- (3) 清掃及び防疫の補助
- (4) 災害支援物資、資材の集配作業及び搬送
- (5) 応急復旧現場における危険を伴わない作業
- (6) 避難所等における被災者に対する介護、看護の補助
- (7) 献血、募金活動
- (8) 文化財、記念物及び古文書等歴史資料の救済・保存の補助
- (9) その他被災者の生活支援に関する活動

3 ボランティアコーディネーター（専門ボランティア）

- (1) 被災者ニーズの把握、整理、活動メニューの作成
- (2) ボランティア活動申出者の相談指導、受付
- (3) ボランティアの組織化、グループ化、オリエンテーション

(4) ボランティアの配置調整

(5) 行政との連絡調整（行政の救援活動状況等の情報収集）など

第3 活動に対する県、市町村の支援

県及び市町村は、災害ボランティア活動が効果的に行えるよう、被災状況、被災地のボランティアニーズの収集を行うとともに、避難所、救護所、物資集積場所、交通規制、公共交通の復旧状況など必要な情報を提供するほか、活動資機材の調達や活動拠点となる施設の提供・斡旋に努めるものとする。

また、県は、活動中の補償として必要な災害特約を付加したボランティア保険料を負担するものとする。

第4 秋田県災害ボランティア連絡会議

行政と県内ボランティア関係団体間の連絡調整体制を確立するとともに、災害ボランティア活動に関する必要事項の検討を行うため、「秋田県災害ボランティア連絡会議（以下「連絡会議」という。）」を設置する。

第5 災害発生時の体制

県内で大規模な災害が発生し、救援活動等に多くのボランティア活動が見込まれる場合、県内外から駆け付けてくるボランティアを被災地が混乱なく受け入れられるとともに効果的な活動が行えるよう、県は社会福祉法人秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）に「秋田県災害ボランティア支援センター」（以下「支援センター」という。）を設置し活動・支援体制を整備するものとする。

なお、業務を適切に進めるため、県社協は連絡会議と連携し支援センターの運営体制を定めておくとともに、市町村、市町村社協においても、現地センターの運営体制や近隣市町村及び市町村社協との協力体制の構築に努める。

1 秋田県災害ボランティアセンター

秋田県災害対策本部と連絡調整を行うとともに、現地センター業務を支援するため、以下の役割や機能を果たすものとして県社協内に設置する。

(1) 現地災害ボランティアセンターへの対応

- ①コーディネーター等運営スタッフの派遣
- ②各種行政情報及びボランティア情報の提供等
- ③現地ボランティアセンター間におけるボランティアの配置調整

(2) 災害対策本部及び現地災害ボランティアセンター等との連絡調整

- ①各種行政情報及びボランティア需給情報等の収集、提供
- ②ボランティア団体との連携、活動の調整
- ③全国社会福祉協議会等への応援要請
- ④活動資機材の把握、調達

(3) ボランティア活動に関する広報・報道窓口

- ①ボランティア活動参加申出者への対応

②報道機関（県災害対策本部経由）へのボランティア募集等の広報

③運営資金等募金の広報

2 現地災害ボランティアセンター

被災地市町村における災害ボランティアの活動を支援するため、支援センターや関係機関と連携し、以下の役割や機能を果たすものとして市町村社協内又は市町村が指定する場所に設置する。

（1）市町村災害対策本部及び秋田県災害ボランティア支援センターとの連絡調整

①各種行政情報及びボランティア情報の収集、提供

②コーディネーター等運営スタッフ、ボランティアの派遣要請

③活動資機材の募集等の要請

（2）ボランティアニーズ及び被害状況の把握

①相談窓口の設置

②避難所や被災地等の巡回

③ボランティアからの情報収集

（3）ボランティアの受け入れ、活動支援

①ボランティアの受付

②ボランティア保険未加入者の加入手続

③ボランティアニーズに応じた配置調整、オリエンテーションの実施

④宿泊場所等の確保、健康管理

（4）その他の支援活動等

救援物資の仕分け、配布等

3 活動拠点

ボランティア間の交流、情報交換、支援物資の荷捌き・保管、宿泊及び休憩などの場となる災害ボランティアの活動拠点は、原則としてボランティアを受け入れる市町村が用意する。

また、県は、被害が甚大で被災市町村が活動拠点を設置することが困難な場合や、県域又は広域の活動拠点の設置が必要な場合は、関係市町村等と協議のうえ、活動拠点となる県有施設の提供に努める。

第6 平常時における取り組み

県、市町村、秋田県社会福祉協議会、日本赤十字社秋田県支部等は連携し、ボランティア関係団体との連携の強化に努めるとともに、災害発生時に備え次の取り組みをするものとする。

1 専門ボランティアの募集及び登録

県内在住の個人及び県内に住所を有する企業・団体を対象に、専門ボランティアを募集し、各分野ごとの登録等を行うとともに、各専門ボランティアに必要な研修・訓練等を随時開催するものとする。

2 災害ボランティアコーディネーターの確保

災害ボランティアコーディネーターは、災害時の応急対応支援のためにボランティアを

円滑に受け入れ、効果的な活動へと導く重要な役目を担っていることから、県、市町村、ボランティア関係団体等は連携し、コーディネーターの確保に努めるものとする。

3 災害ボランティア活動の啓発

県、市町村、関係機関は、広報紙の活用などにより、災害ボランティア活動の普及啓発を行うとともに、災害ボランティアの確保を図るものとする。

また、ハンドブックの作成や災害ボランティアの防災訓練等への参加を働きかけることにより、平常時からの体制の整備に努めるものとする。

1-25-1 相互応援協定一覧表

	応援協定名	締結団体	締結年月日
1	船舶火災の消火に関する海上保安部と男鹿市消防本部との業務協定	秋田海上保安部	S44. 11. 1
2	船舶からの流出油事故対策に関する覚書	秋田海上保安部	S47. 8. 17
3	消防相互応援協定	1市4町	S48. 6. 1
4	大規模災害時の北海道・東北8道府県相互応援に関する協定	北海道・東北8道府県	H 7. 10. 31
5	秋田県消防防災ヘリコプター応援協定	秋田県内の市町	H11. 4. 1
6	災害時における男鹿市、男鹿清掃興業株式会社との協力に関する覚書	男鹿清掃興業(株)	H12. 11. 27
7	災害時における相互援助に関する協定書	秋田県市長会	H18. 4. 26
8	災害時の応急対策活動協力に関する協定書	男鹿市建設業協会	H19. 11. 22
9	災害時における物資の供給協力等に関する協定書	(株)天野金物	H20. 11. 20
10	災害時における物資の供給協力等に関する協定書	(株)伊徳	H20. 11. 20
11	災害時における物資の供給協力等に関する協定書	マックスバリュ東北(株)	H20. 11. 20
12	災害時における石油類燃料の供給に関する協定書	秋田県石油商業組合	H21. 9. 28
13	災害時の協力に関する協定書	東北電力(株)	H21. 10. 15
14	災害復旧時の協力に関する協定書	東日本電信電話(株)	H21. 10. 21
15	秋田県広域消防相互応援協定書	秋田県広域消防	H22. 12. 22
16	災害時における応急対策活動に関する協定書	秋田電気工事協同組合	H22. 1. 21
17	災害時の情報交換に関する協定書	東北地方整備局	H23. 6. 23
18	災害時における放送に関する協定書	(株)秋田放送	H23. 10. 21
19	災害時における相互協力に関する協定書	男鹿警察署	H23. 12. 27
20	災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書	秋田県内の市町村	H24. 1. 20
21	津波警報発令時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	男鹿市商工会	H24. 2. 17
22	津波警報発令時における緊急避難場所としての使用に関する協定書	(株)清水組	H24. 2. 17
23	男鹿市と秋田中央郵便局及び男鹿市内郵便局との災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力関係に関する協定書	秋田中央郵便局、男鹿市内郵便局	H26. 1. 27
24	NTT男鹿ビルの津波避難施設の使用に関する協定書	東日本電信電話(株)	H24. 3. 22
25	緊急時解放備蓄水に関する覚書	キャンティーン(株)	H24. 10. 1

	応援協定名	締結団体	締結年月日
26	男鹿市における災害協力に関する協定書	(株)秋田銀行	H25. 4. 25
27	男鹿市における災害協力に関する協定書	(株)北都銀行	H25. 4. 25
28	災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書	ヤマト運輸(株)	H25. 7. 2
29	災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書	一般社団法人秋田県 L Pガス協会	H26. 3. 12
30	災害時における男鹿市、秋田市民消費生活共同組合との協力に関する覚書	秋田市民消費生活共 同組合	H13. 12. 27
31	災害時の自治体支援に関する覚書	東北地方整備局	H26. 12. 26
32	災害時における支援協力に関する協定書	秋田県行政士会	H27. 6. 2
33	災害時の飲料供給等に関する覚書	サントリービバレッ ジサービス(株)	H27. 10. 29
34	災害時における生活必需物資等の供給に関する協定書	大塚製薬(株)	H28. 9. 1
35	災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定書	秋田中央郵便局 男鹿市内郵便局	H30. 3. 13
36	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー(株)	H31. 4. 1
37	災害時における宿泊施設等の提供に関する協定	秋田県旅館ホテル生 活衛生同業組合	R 1. 9. 13
38	災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人コメリ災害 対策センター	R 2. 10. 6
39	災害時における飲料の確保に関する協定	みちのくコカ・コー ラボトリング(株)	R 4. 8. 18
40	災害時における電動車両による電力供給に関する協定	三菱自動車工業(株)、 秋田三菱自動車販売 (株)	R 4. 10. 13
41	防災協定	公益財団法人 B&G 財団	R 5. 11. 1
42	地域防災パートナーシップ協定書	(株)秋田放送	R 5. 11. 22
43	IoT 実証実験実施に関する覚書	(株)秋田ケーブルテレ ビ	R 6. 2. 14
44	災害時における応援協力に関する協定	一般社団法人秋田県 解体工事業協会	R 6. 5. 13
45	災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定	佐川急便(株)	R 7. 1. 9
46	災害時の協定に関する協定（変更）	東北電力ネットワー ク(株) 秋田電力セン ター	R 7. 6. 23
47	災害時における海上輸送体制の支援協力に関する協定	国土交通省東北地方 整備局 秋田港湾事 務所	R 7. 7. 18
48	防災・減災に関する連携協定	あいおいニッセイ同 和損害保険(株)	R 8. 1. 9
49	災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定	DCM ニコット(株)	R 8. 5. 13

1-25-1.1 船舶火災の消火に関する海上保安部と男鹿市消防本部との業務協定

秋田海上保安部（以下「保安部」という。）と男鹿市消防本部（以下「消防本部」という。）は、秋田船川港「船川区」及びその附近海上における船舶（消防法第2条の「舟」を含む。以下同じ。）の消火に関する業務について、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は「海上保安庁の期間と消防本部との業務協定の締結に関する覚書」に基づいて、秋田船川港（船川地区）及びその附近海上における船舶の消火活動を迅速に実施するため、保安部と消防本部が相互に緊密に連絡協同して消火活動を円滑に行うことを目的とする。

（消火活動の担任区分）

第2条 次に掲げる船舶の消火活動は主として消防本部が担任するものとし、保安部はこれに協力するものとする。

（1）ふ頭、又は岸壁にけい留された船舶及び上架、又は入架中の船舶

（2）河川における船舶

2 上記以外の船舶の消火活動は主として保安部が担任し、消防本部が担任するものとし、保安部はこれに協力するものとする。

3 けい留中の船舶が火災を起こし解らんした場合は共同とする。

（通報及び情報交換）

第3条 保安部又は消防本部が船舶の火災を知った場合は、相互にただちにその旨を通報するものとする。

2 保安部又は消防本部が単独で船舶の火災の消火に従事したときは、すみやかにてん末を相互連絡するものとする。

3 法令に定めるもののほか、入港船舶の危険物積載の状況、化学、消火剤の備蓄状況、器材、器具状況等消火活動上あらかじめ掌握しておくことが必要と認められる資料及び情報については、相互に交換するものとする。

（応援要請及び現場指揮）

第4条 応援は担任者の要請によりこれを行い、消火活動にあたっては、担任者は秋田船川港長の意見を尊重するものとする。

（火災原因及び損害の調査）

第5条 船舶の火災原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査は次によるものとする。

（1）ふ頭又は岸壁にけい留された船舶については両機関において行う。

（2）上架又は入架中の船舶及び河川における船舶については消防本部が行う。

（3）上記以外の船舶については保安部が行う。

(費用の負担)

第6条 船舶火災の活動に要した経費は、出動した機関がそれぞれ負担するものとする。ただし、特に多額の経費を要した場合の負担は、その都度両者協議のうえ定めるものとする。

(危険物船舶の火災予防)

第7条 危険物積載船舶より規定量以上の荷役又は夜間荷役の申請があった場合、保安部は消防本部に連絡協議し、災害防止のため万全を期するものとする。

2 大型タンカー等の事故の場合における消火活動を効果的に行うため、保安部及び消防本部は男鹿市地域防災計画に基づき、おおむね次の事項につき連絡調整を行うものとする。

- (1) 情報及び資料の交換
- (2) 消火活動要領
- (3) 必要な器材、器具等の整備計画の作成と推進

(連絡)

第8条 この規定を実施するため、保安部及び消防本部の連絡調整は通常、海上保安部警備救難課長及び消防本部警防係長が担当するものとする。

(その他)

第9条 この協定の遂行に万全を期するため、他の協力団体等については相互に連絡調整を行うものとする。

2 本協定の一部又は全部改訂しようとするときは、両者協議の上これを行うものとする。

附 則

- 1 この協定は、昭和44年11月1日から施行する。
- 2 この協定は、正本2通を作成し、両者1通を保管する。
秋田海上保安部長
男鹿地区消防長

附 則（昭和50年4月1日）

- 1 男鹿市消防本部名変更に伴い、男鹿地区消防本部及び男鹿地区消防長に変更する。

火 災 船 通 報

- 1 船 種 船 名
- 2 ト ン 数
- 3 船主氏名
- 4 船長氏名 乗組員数
- 5 火災発生日時
- 6 火災発生場所
- 7 積載の状況 数 量 積荷の種類
- 8 火災の状況
 - (1) 出火場所
 - (2) 消火実施状況
 - (3) 人命異常の有無
 - (4) 船体等の損傷状況
 - (5) 原 因
- 9 天候及び海上模様

1-25-1.2 船舶からの流出油事故対策に関する覚書

秋田船川港及びその附近海上における船舶からの流出油事故対策の実施については、「船舶火災の消火に関する秋田海上保安部と消防機関（男鹿地区消防本部、秋田市消防本部）との業務協定」を準用する。

昭和47年8月17日

秋田海上保安部長
秋田市消防長
男鹿地区消防長

附 則（昭和50年4月1日）

- 1 男鹿市消防本部名変更に伴い、男鹿地区消防本部及び男鹿地区消防長に変更する。

1-25-1.3 消防相互応援協定

第1条 この協定は、消防組織法第21条の規定に基づき、男鹿市、天王町、若美町、大潟村、八竜町との消防の相互応援に関して定めるものとする。

第2条 協定市町村全域の火災防ぎよの為、下記に掲げる方法により応援隊を派遣するものとする。

- 1 消防機関が何等かの情報により火災の発生を認知した場合は、1隊（1車）を派遣すること。
- 2 消防機関が火焰を認め、大火になる恐れがあると消防長若しくは消防団長が認める場合は、2隊（2車）を派遣すること。
- 3 特に要請があった場合は、その要請隊数を派遣すること。
- 4 応援側の消防長若しくは消防団長が必要と認める場合には、その全隊員数を派遣すること。

第3条 火災、その他の災害に際しては、要請のあった場合、又は応援側の認定により直ちに応援するものとする。

第4条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- 1 応援地の消防長（消防署長）若しくは消防団長が指揮すること。
- 2 指揮は応援隊の長に対して行うこと。

第5条 応援に要した費用は、次に掲げる方法によって処置するものとする。

- 1 応援に際し、隊員の死傷は公務災害補償若しくは消防団員等公務災害補償責任共済基本法により、一般車の交通事故による死傷は自動車損害賠償保障法により、それぞれ補償するものとする。
- 2 応援による機械器具の破損の修理費は、応援側の負担とする。
- 3 応援による隊員の手当及び被服の損料は、応援側の負担とする。
- 4 応援が長時間に渉り、自動車（機関）燃料の補給を要する時、又は食糧を要する時の費用は応援側の負担とする。
- 5 前各号以外の費用に関しては、当事者においてその都度決定するものとする。

本協定は、昭和48年6月1日より実施する。
上記協定する。

本協定は正本5通、副本1通を作成し、協定者において各正本1通を保管する。

昭和48年6月1日

男 鹿 市 長
天 王 町 長

若 美 町 長
大 湊 村 長
八 竜 町 長

1-25-1.4 大規模災害時の北海道・東北8道府県相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県および新潟県（以下「道県」という。）の区域において、地震等による大規模災害が発生し、被災道県独自では、十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法第74条の規定に基づき、被災道県が他の道県に対し応援を要請する応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するために必要な事項について定めることを目的とする。

(連絡担当部局)

第2条 道県は、相互応援に関する連絡担当部局を定め、災害が発生したときはすみやかに相互に連絡するものとする。

(応援調整道県の設置)

第3条 道県は、大規模災害時に被災道県が個別に応援要請の措置を講じられない場合も想定し、その調整を行うための応援調整道県をあらかじめ被災道県ごとに定めておくものとする。

(連絡調整員の派遣)

第4条 応援調整道県は、必要があると認めるときは、被災道県の災害対策本部に、連絡調整員を派遣することができる。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援措置を行うにあたって必要になる情報の収集および提供
- (2) 飲料、飲料水および生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供およびあつせん
- (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供およびあつせん
- (4) 災害応急活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣斡旋
- (5) 災害応急活動に必要な職員の派遣
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供およびあつせん
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請)

第6条 被災道県は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、第2条に規定する連絡担当部局を通じ、応援調整道県等へ要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類および状況
- (2) 前条第2号および第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる車両の種類、規格および台数、ヘリポートの位置等
- (4) 前条第5号に掲げるものの職種別人員

- (5) 応援場所および応援場所への経路
- (6) 応援の期間
- (7) 前各号に定めるもののほか必要な事項

(応援の自主出動)

第7条 応援調整道県は、大規模災害と認められる災害が発生した被災道県との連絡がとれない場合又は応援の要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の道県と協力して自主的に被災道県の情報収集を行い、その結果を道県に伝達するものとする。

- 2 応援調整道県は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災道県に代わり必要な応援の要請を行うことができるものとする。
- 3 前項の規定による応援の要請があった場合は、前条の規定に基づく被災道県からの要請があったものとみなす。

(応援要請の経費負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被災道県の負担とする。ただし、被災道県が費用を支弁するいとまがない場合は、被災道県は、応援道県に当該費用の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

(資料の交換)

第9条 道県は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、毎年、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

(その他)

第10条 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、道県が協議して定める。

第11条 この協定は、平成7年10月31日から効力を生ずるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書8通を作成し、道県がそれぞれ記名押印の上、各自一通を所持する。

平成7年10月31日

北海道知事	青森県知事	岩手県知事	宮城県知事
秋田県知事	山形県知事	福島県知事	新潟県知事

1-25-1.5 秋田県消防防災ヘリコプター応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、秋田県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 この協定に基づき市町等が消防防災ヘリの応援を求めることができる地域は、当該市町の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請)

第4条 この協定による応援要請は、災害発生の市町等の長が、消防防災ヘリの特性を十分に発揮することができると思われる場合で、原則として、次に掲げる要件を満たす場合に秋田県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

- (1) 公 共 性 災害等から住民の生命及び財産を保護し、被害の軽減を図るものであること。
- (2) 緊 急 性 差し迫った必要性があること。
- (3) 非代替性 消防防災ヘリによる活動が最も有効であること。

第5条 応援要請は、秋田県消防防災航空隊（以下「消防防災航空隊」という。）に電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに連絡方法
- (5) 飛行現場離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(消防防災航空隊の派遣)

第6条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

2 知事は、応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに、災害発生の市町等の

長に通報するものとする。

(消防防災航空隊の隊員の指揮)

第7条 前条第1項の規定により消防防災航空隊を派遣する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員の指揮は、災害発生 of 市町等の消防長が行うものとする。ただし、緊急の場合は災害現場の最高指揮者が行うことができるものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第8条 応援要請に基づき消防防災航空隊の隊員が消防活動に従事する場合においては、災害発生 of 市町等の長から消防防災航空隊の隊員を派遣している市町等の長に対し、秋田県消防相互応援協定書(平成6年12月1日締結。以下「相互応援協定」という。)第5条の規定に基づき応援要請があったものとみなす。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関し必要な事項は、秋田県及び市町等が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、正本18通を作成し、知事及び市町等の長が記名押印のうえ、各自その1通を所持する。

附 則

この協定は、平成11年4月1日から施行する。

平成11年4月1日

秋 田 県
知 事

秋 田 市
市 長

五 城 目 町
町 長

鹿角広域行政組合
管 理 者

大館周辺広域市町村圏組合
管 理 者

鷹巣阿仁広域市町村圏組合
管 理 者

二ツ井町藤里町消防一部事務組合
管 理 者

能代地区消防一部事務組合

管 理 者

山本郡南部地区消防一部事務組合

管 理 者

湖東地区消防一部事務組合

管 理 者

男鹿地区消防一部事務組合

管 理 者

河辺雄和地区消防一部事務組合

管 理 者

本荘地区消防事務組合

管 理 者

仁賀保地区消防組合

管 理 者

矢島地区消防組合

管 理 者

大曲仙北広域市町村圏組合

管 理 者

横手平鹿広域市町村圏組合

理事会代表理事

横 手 市 長

湯沢雄勝広域市町村圏組合

理事会代表理事

1-25-1.6 災害時における男鹿市、男鹿清掃興業株式会社との協力に関する覚書

男鹿市（以下「甲」という。）及び男鹿清掃興業株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における簡易トイレの設置について、次のとおり覚書を締結する。

- 1 男鹿市内に発生した地震その他の災害時において、乙は甲の要請に基づき、避難場所及び避難所に、すみやかに簡易トイレを設置するものとする。
- 2 簡易トイレの設置は、原則として甲の指揮の基に行うものとする。
- 3 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

附 則

この覚書は平成 12 年 11 月 27 日から施行する。

平成 12 年 11 月 27 日

甲 男鹿市船川港船川字泉台 66-1
男 鹿 市 長

乙 男鹿市船越字内子 294
男鹿清掃興業株式会社
代 表 取 締 役

1-25-1.7 災害時における相互援助に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定書は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定の趣旨にのっとり、秋田県市長会を構成する各市（以下「各都市」という。）の市長の協議により、各都市の全部又は一部において大規模な災害が発生し、これにより被災した都市（「以下「被災都市」という。」のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合に、都市間の相互援助又は協力（以下「援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(援助の種類)

第2条 援助の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧および生活必需品ならびにこれらの供給に必要な資機材および物資の提供
- (2) 救援および救助に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、医療および防疫ならびに施設の応急復旧等に必要な資機材の提供
- (4) 被災者を一時入所させるための施設の提供
- (5) 救助および応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に定めるもののほか、被災都市が特に必要があると認められるもの

(援助要請の手続)

第3条 援助を受けようとする被災都市は、次の各号に掲げる事項を明らかにした電話等による要請を行い、後日速やかに別記様式第1号による文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 援助を受ける場所およびその経路
- (3) 援助を受ける期間
- (4) 前条第1号から第4号までに掲げるものを要請する場合は、品名、規格、数量等
- (5) 前条第5号に掲げる職員の派遣要請する場合は、事務職、技術職、技能職の職種別および人員
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(緊急援助活動の実施)

第4条 各都市のいずれかにおいて大規模な災害が発生したことが明らかな場合は、前条に規定する援助の要請を受けないときであっても、当該被災都市のほかの市は、直ちに自主的な判断により緊急援助活動を実施することができるものとする。

(調整都市)

第5条 災害時における援助に係る事務を迅速かつ円滑に実施するため、第2条に規定する援助又は前条に規定する緊急援助活動（以下「援助業務」という。）を行う都市（以下「援助都市」という。）と被災都市との総合的な調整を行うための都市（以下「調整都市」という。）を置く。

2 前項の調整都市は、各被災都市に応じて、別紙に定めるとおりとする。

(経費の負担)

第6条 援助業務に要した経費は、原則として被災都市の負担とする。ただし、これにより難しい場合は、関係都市が協議して定めるものとする。

(賠償責任)

第7条 援助業務に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、もしくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷もしくは疾病により死亡し、もしくは重度障害者となった場合においては、本人又はその遺族が被った損害は、援助都市がその賠償の責めを負うものとする。

2 援助都市の職員が援助業務を実施している際に、第三者に損害を与えた場合（その損害が被災都市と援助都市との往復途上に生じた場合を除く。）は、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡体制)

第8条 各都市は、別記様式第2号のとおり、この協定書に係る連絡担当課（室）を定め、大規模な災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取り合うものとする。

2 各都市は、この協定の実効性を高めるため、秋田県都市間災害時相互援助協定連絡会議（以下「会議」という。）を設置する。

3 会議は、必要に応じて大規模災害時における相互援助に関する対策を研究し、又は協議するものとする。

(効力の発生日)

第9条 この協定書は、平成18年4月26日から効力を発生するものとする。

(協議)

第10条 この協定書に定めない事項又は疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、各都市記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

平成18年4月26日

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市

秋田市長

能代市上町1番3号

能代市

能代市長

横手市前郷字下三枚橋 2 6 9 番地

横手市

横手市長

大館市字中城 2 0 番地

大館市

大館市長

由利本荘市尾崎 1 7 番地

由利本荘市

由利本荘市長

男鹿市船川港船川字泉台 6 6 番地 1

男鹿市

男鹿市長

湯沢市佐竹町 1 番 1 号

湯沢市

湯沢市長

大仙市大曲花園町 1 番 1 号

大仙市

大仙市長

鹿角市花輪字荒田 4 番地 1

鹿角市

鹿角市長

潟上市天王字上江川 4 7 番地 1 0 0

潟上市

潟上市長

北秋田市花園町 1 9 番 1 号

北秋田市

北秋田市長

仙北市田沢湖生保内字宮の後 3 0 番地

仙北市

仙北市長

にかほ市象潟町字浜ノ田 1 番地

にかほ市

にかほ市長

様式第1号

号
年 月 日

様

住 所
氏 名

災害発生による援助要請について

災害時における相互援助に関する協定書第3条に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
被 害 状 況	
援 助 内 容 の 種 類	
援 助 を 要 す る 職 種 別 人 員	
援 助 場 所 到 達 経 路	
援 助 を 受 け る 期 間	
そ の 他 援 助 に 必 要 な 事 項	

1-25-1.8 災害時の応急対策活動協力に関する協定書

男鹿市（以下「甲」という。）と社団法人男鹿市建設業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における応急対策活動の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 この協定は、地震、津波、台風その他による災害が男鹿市内において発生した場合に、男鹿市地域防災計画に基づき、乙の会員の協力を得て応急対策活動を行うことにより、速やかな災害復旧を図ることを目的とする。

2 乙は、この協定の締結及びこの協定に定める事項の実施に関し、乙の会員を代表するものとする。

（応急対策活動）

第2条 この協定に基づく応急対策活動は、次に掲げるものとする。

- （1） 災害時における公共施設災害及び崖崩れ等の応急復旧並びに緊急人命救助に伴う災害廃棄物の除去及び搬送。
- （2） 前号の応急対策活動に付随して発生する資機材、物資の輸送及び提供。
- （3） その他甲が必要と認める緊急応急作業。

（要請）

第3条 甲は、乙の会員による応急対策活動が必要と認めるときは、乙に対し、応急対策活動の内容、実施場所その他必要な事項を明らかにし、書面又は電話、口頭等により応急対策活動の実施を要請することができるものとする。

2 乙及び乙の会員は、前項の要請を受けたときは、特別な理由がない限り、これに協力し、応急対策活動を実施するものとする。

（応急対策活動の指示、監督）

第4条 前条により、応急対策活動の要請をされた、乙及び乙の会員への指示、監督は、甲が指定する市職員が行うものとし、乙及び乙の会員はその指示、監督に従うものとする。

（応急対策活動経費）

第5条 乙の会員の応急対策活動に要する経費（以下「応急対策活動経費」という。）は、甲の負担とする。

2 応急対策活動経費の額は、当該応急対策活動の内容に応じ、甲の積算基準に従い算出した額を基準に、甲及び乙が協議して定めるものとする。

3 乙又は乙の会員は、前項の定めによる応急対策活動経費を請求書により、甲に請求するものとする。

(第三者等に対する損害)

第6条 乙の会員が、応急対策活動の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲並びに乙及び乙の会員が協議してその賠償をするものとする。

(協力従事者の災害補償)

第7条 甲の要請により、第4条の指示により応急対策活動に従事した者が、その活動により負傷し、若しくは病気にかかり、又は死亡したときの、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の適用がない場合は、秋田県市町村非常勤消防団員等公務災害補償に関する条例（昭和27年条例第2号）の例によるものとする。

(連絡体制の確立)

第8条 乙は、災害時において甲の要請に即応するため、乙の会員に対する連絡体制の確立を図るものとする。

(情報交換等)

第9条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な実施を図るため、相互に情報の交換を行うとともに、必要な連絡及び調整を行うものとする。

(訓練等への参加)

第10条 甲は、その実施する防災訓練等について、乙及び乙の会員の参加を要請することができる。

2 乙及び乙の会員は、前項の要請があったときは、これに協力するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 この協定に定める事項の実施の確実を期するため、甲及び乙に連絡責任者を置く。

2 連絡責任者は、甲においては防災担当課長、乙においては事務局長をもって充てる。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定した日から有効とし、解除の申し入れがある場合を除き、その効力を継続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 1 9 年 1 1 月 2 2 日

甲 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 6 6 － 1
男鹿市長

乙 秋田県男鹿市船川港船川字元浜町 1 8 8 番地
社団法人男鹿市建設業協会
会 長

1-25-1.9 災害時における物資の供給協力等に関する協定書

男鹿市（以下「甲」という。）と株式会社天野金物（以下「乙」という。）は、災害発生時における物資の供給協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により男鹿市内で大規模な災害が発生した場合に、男鹿市地域防災計画に基づき、甲が実施する被災者の救援物資を確保する等の災害応急対策及び平常時の防災活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給について、協力を要請することができる。

（要請手続き）

第3条 前条に掲げる要請は、原則として文書（第1号様式）によるものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第5条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他、甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第6条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資等の運搬、引渡し）

第7条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との

広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては男鹿市市民福祉部環境防災課長、乙においては株式会社天野金物総務部長とする。

(協議)

第11条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成20年11月20日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに双方いずれからも文書による廃止の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後この例による。ただし、乙が店舗を閉店した場合、並びに、第5条に掲げる物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年11月20日

甲 秋田県男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男 鹿 市 長

乙 秋田県男鹿市船越字内子89

株 式 会 社 天 野 金 物

代表取締役社長

別表

災害時の主な必要物資一覧表

区 分	災害発生直後に必要な物資類			その後に必要な物資類		
食料品	おにぎり カップ麺 牛乳 惣菜	弁当 飲料水 粉ミルク ハム・ソーセージ	パン類 ジュース 缶詰	精米 食パン 梅干 肉類 果物	即席麺 レトルト食品 野菜 魚類 お茶	インスタント食品 漬物 調味料 菓子類
生活必需品	毛布 生理用品 ラジオ トイレットペーパー 使い捨て食器類 固形燃料 練炭コンロ マッチ マスク ゴミ袋	タオルケット 哺乳瓶 乾電池 箸 ラップ 木炭 ライター ウェットティッシュ 水モップ 蚊取線香	紙おむつ 洗面用具 懐中電灯 スプーン ホイル 練炭 ローソク ガムテープ 雑巾 使い捨てカイロ	タオル シューズ 洗剤 バケツ カセットコンロ 蛍光灯 救急セット	肌着 作業服 石鹼 炊飯用具 カセットボンベ ティッシュペーパー 水筒	履物 軍手 鍋 簡易コンロ 電球 常備薬 救急ミニトイレ
作業用品	作業シート ヘルメット 革手袋	標識ロープ 長靴 雨具	誘導灯 ゴム手袋 ポケットコート	防塵マスク ガラ袋 散水ノズル 大型石油ストーブ	簡易マスク スコップ デッキブラシ	土のう袋 ホースリール 強力ライト

第1号様式（第3条関係）

物資供給等要請書

平成 年 月 日

様

男鹿市長

「災害時における物資の供給協力等に関する協定書」第3条に基づき、次のとおり要請します。

品 目 名	数 量	納 入 場 所	納入希望日時	備 考

〈 連絡事項 〉

連絡先

部

課 担当

電話

1-25-1.10 災害時における物資の供給協力等に関する協定書

男鹿市（以下「甲」という。）と株式会社伊徳（以下「乙」という。）は、災害発生時における物資の供給協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により男鹿市内で大規模な災害が発生した場合に、男鹿市地域防災計画に基づき、甲が実施する被災者の救援物資を確保する等の災害応急対策及び平常時の防災活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給について、協力を要請することができる。

（要請手続き）

第3条 前条に掲げる要請は、原則として文書（第1号様式）によるものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第5条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他、甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第6条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資等の運搬、引渡し）

第7条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との

広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては男鹿市市民福祉部環境防災課長、乙においては株式会社伊徳総務部長とする。

(協議)

第11条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成20年11月20日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに双方いずれからも文書による廃止の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後この例による。ただし、乙が店舗を閉店した場合、並びに、第5条に掲げる物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年11月20日

甲 秋田県男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男 鹿 市 長

乙 秋田県大館市清水4丁目4-15

株 式 会 社 伊 徳

代表取締役社長

代理人 副社長

別表

災害時の主な必要物資一覧表

区 分	災害発生直後に必要な物資類			その後に必要な物資類		
食料品	おにぎり カップ麺 牛乳 惣菜	弁当 飲料水 粉ミルク ハム・ソーセージ	パン類 ジュース 缶詰	精米 食パン 梅干 肉類 果物	即席麺 レトルト食品 野菜 魚類 お茶	インスタント食品 漬物 調味料 菓子類
生活必需品	毛布 生理用品 ラジオ トイレットペーパー 使い捨て食器類 固形燃料 練炭コンロ マッチ マスク ゴミ袋	タオルケット 哺乳瓶 乾電池 箸 ラップ 木炭 ライター ウェットティッシュ 水モップ 蚊取線香	紙おむつ 洗面用具 懐中電灯 スプーン ホイル 練炭 ローソク ガムテープ 雑巾 使い捨てカイロ	タオル シューズ 洗剤 バケツ カセットコンロ 蛍光灯 救急セット	肌着 作業服 石鹼 炊飯用具 カセットボンベ ティッシュペーパー 水筒	履物 軍手 鍋 簡易コンロ 電球 常備薬 救急ミニトイレ
作業用品	作業シート ヘルメット 革手袋	標識ロープ 長靴 雨具	誘導灯 ゴム手袋 ポケットコート	防塵マスク ガラ袋 散水ノズル 大型石油ストーブ	簡易マスク スコップ デッキブラシ	土のう袋 ホースリール 強力ライト

第1号様式（第3条関係）

物資供給等要請書

平成 年 月 日

様

男鹿市長

「災害時における物資の供給協力等に関する協定書」第3条に基づき、次のとおり要請します。

品 目 名	数 量	納 入 場 所	納入希望日時	備 考

〈 連絡事項 〉

連絡先

部

課 担当

電話

1-25-1.11 災害時における物資の供給協力等に関する協定書

男鹿市（以下「甲」という。）とマックスバリュ東北株式会社（以下「乙」という。）は、災害発生時における物資の供給協力等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により男鹿市内で大規模な災害が発生した場合に、男鹿市地域防災計画に基づき、甲が実施する被災者の救援物資を確保する等の災害応急対策及び平常時の防災活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第2条 甲は、災害時における物資等の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙の保有する物資等の供給について、協力を要請することができる。

（要請手続き）

第3条 前条に掲げる要請は、原則として文書（第1号様式）によるものとする。
ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後、速やかに文書を交付するものとする。

（要請事項の措置）

第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障のない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資等の範囲）

第5条 甲が乙に要請する物資等は、次の各号に掲げるもののうち、乙が保有又は調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他、甲が指定する物資

（物資等の費用負担）

第6条 乙が物資等の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 物資等の取引価格は、災害発生時直前における適正な価格とする。

（物資等の運搬、引渡し）

第7条 物資等の引渡し場所は甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定するものが行うものとする。

（支援体制の整備）

第8条 乙は、災害時における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との

広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

(平常時の防災活動への協力)

第9条 乙は、平常時における甲の防災啓発事業の推進に対し、次の各号に掲げる事項について、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練への参加

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては男鹿市市民福祉部環境防災課長、乙においてはマックスバリュ東北株式会社総務部長とする。

(協議)

第11条 この協定の実施について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定書の有効期間は、平成20年11月20日から平成21年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の1ヶ月前までに双方いずれからも文書による廃止の意思表示がないときは、当該有効期間満了日の翌日から起算して1年延長するものとし、以後この例による。ただし、乙が店舗を閉店した場合、並びに、第5条に掲げる物資等を取り扱わなくなったときは、この協定は、効力を失うものとする。

この協定を証するため、本書2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成20年11月20日

甲 秋田県男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男 鹿 市 長

乙 秋田県男鹿市船越字内子89

マックスバリュ東北株式会社

代表取締役社長

別表

災害時の主な必要物資一覧表

区 分	災害発生直後に必要な物資類			その後に必要な物資類		
食料品	おにぎり カップ麺 牛乳 惣菜	弁当 飲料水 粉ミルク ハム・ソーセージ	パン類 ジュース 缶詰	精米 食パン 梅干 肉類 果物	即席麺 レトルト食品 野菜 魚類 お茶	インスタント食品 漬物 調味料 菓子類
生活必需品	毛布 生理用品 ラジオ トイレットペーパー 使い捨て食器類 固形燃料 練炭コンロ マッチ マスク ゴミ袋	タオルケット 哺乳瓶 乾電池 箸 ラップ 木炭 ライター ウェットティッシュ 水モップ 蚊取線香	紙おむつ 洗面用具 懐中電灯 スプーン ホイル 練炭 ローソク ガムテープ 雑巾 使い捨てカイロ	タオル シューズ 洗剤 バケツ カセットコンロ 蛍光灯 救急セット	肌着 作業服 石鹼 炊飯用具 カセットボンベ ティッシュペーパー 水筒	履物 軍手 鍋 簡易コンロ 電球 常備薬 救急ミニトイレ
作業用品	作業シート ヘルメット 革手袋	標識ロープ 長靴 雨具	誘導灯 ゴム手袋 ポケットコート	防塵マスク ガラ袋 散水ノズル 大型石油ストーブ	簡易マスク スコップ デッキブラシ	土のう袋 ホースリール 強力ライト

第 1 号様式（第 3 条関係）

物 資 供 給 等 要 請 書

平成 年 月 日

様

男鹿市長

「災害時における物資の供給協力等に関する協定書」第 3 条に基づき、次のとおり要請します。

品 目 名	数 量	納 入 場 所	納入希望日時	備 考

〈 連絡事項 〉

連絡先

部

課 担当

電話

1-25-1.12 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書

男鹿市（以下「甲」という。）と秋田県石油商業組合男鹿支部（以下「乙」という。）は、災害時における石油類燃料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、男鹿市内において地震、風水害、大火災などの災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、緊急支援車両及び避難所の暖房用などに必要な石油類燃料の調達及び安定供給を行うための必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 災害時において、甲が石油類燃料を必要とするときは、甲は乙に対して、石油類燃料の供給について協力を要請することができる。

（協力義務）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、石油類燃料の優先供給及び運搬について、積極的に協力を努めるものとする。

（費用）

第4条 前条の規定により乙が供給した石油類燃料の対価及び乙が行った運搬の費用については、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する対価及び費用は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙が協議して定めるものとする。

（引き渡し）

第5条 石油類燃料の引き渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員を派遣し、納品を確認のうえ、引き取るものとする。

（価格高騰の防止）

第6条 乙は、災害時において石油類燃料の価格高騰の防止に努めるものとする。

（防災意識の向上）

第7条 乙は、日常的に石油類燃料の備蓄、緊急時対応設備の点検整備等、組合員の防災意識の向上等に努め、甲は乙に対して必要な協力を行うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては男鹿市市民福祉部環境防災課長、乙においては秋田石油商業組合男鹿支部支部長とする。

(協議)

第9条 本契約の履行にあたり疑義を生じた事項、または本協定に定めのない事項については、
甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定の締結日から、平成22年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1ヶ月前までに、甲乙双方から、内容の変更または協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以後この例による。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年9月28日

甲 男鹿市船川港船川字泉台66番地1
男鹿市長

乙 男鹿市船越字一向64番地1
秋田県石油商業組合男鹿支部
支部長

1-25-1.13 災害時の協力に関する協定書（東北電力）

男鹿市(以下「甲」という。)と東北電力株式会社秋田営業所(以下「乙」という。)は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 甲、乙は、大規模地震および風水害・雪害等の災害発生に伴い、大規模な停電が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため、電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

(災害情報の提供)

第2条 甲および乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間および復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

(災害対策本部への社員の派遣)

第3条 大規模地震および風水害・雪害等による大規模な災害が発生し、または発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲と連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員を派遣できるものとする。

2 派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

(電力設備の復旧)

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見定めながら医療機関(総合病院)や災害復旧対策の中核となる官公署・避難場所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧にあたり、電源車等の復旧設備の使用については、乙の判断によるものとする。

(復旧作業に対する協力)

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

(資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力)

第6条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

(準用)

第7条 乙が、災害時に電力供給の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う

場合は、必要に応じ本協定を準用することができるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては男鹿市市民福祉部環境防災課長、乙においては東北電力株式会社秋田営業所総務課長とする。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第9条 本契約の履行にあたり疑義を生じた事項、または本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結日より平成22年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙から、内容の変更または協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以後この例による。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年10月15日

甲 男鹿市船川港船川字泉台66番地1
男鹿市長

乙 秋田市中通二丁目1番11号
東北電力株式会社秋田営業所
所 長

1-25-1.14 災害復旧時の協力に関する協定書（東日本電信電話）

男鹿市(以下「甲」という。)と東日本電信電話株式会社秋田支店(以下「乙」という。)は、秋田県地域防災計画ならびに男鹿市地域防災計画に基づく災害復旧時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、大規模地震および台風・雪害等の災害発生に伴い、大規模な通信の途絶等が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため、通信設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

(災害情報の提供)

第2条 甲および乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は大規模な通信の途絶等が発生した場合、その影響を受けた地域、加入者数、故障等の原因、発生時間および復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

(災害対策本部への社員の派遣)

第3条 大規模地震および台風・雪害等による大規模な災害が発生し、または発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲と連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員(以下「災害対策連絡員」という。)を派遣できるものとする。

2 災害対策連絡員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

(通信設備の復旧)

第4条 災害により大規模な通信の途絶等が発生した場合、乙は、乙のサービスエリア区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、乙のグループ災害対策組織の連携により、優先順位を見極めながら国家機関、公共機関等重要機関に対する緊急通信の確保、ならびに避難所等への特設公衆電話の設置等可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の通信施設の復旧にあたり、移動電源車、ポータブル衛星等災害対策機器等の使用については、乙の判断によるものとする。

(復旧作業に対する協力)

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の通信設備復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

(資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力)

第6条 災害時において、乙の通信設備復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

(準用)

第7条 乙が、災害時に通信設備の復旧活動を迅速かつ的確に実施するため、災害訓練等を行う場合は、必要に応じ本協定を準用することができるものとする。

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては男鹿市市民福祉部環境防災課長、乙においては東日本電信電話株式会社秋田支店設備部設備運営担当課長とする。

2 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(協議)

第9条 本契約の履行にあたり疑義を生じた事項、または本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結日より平成22年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙から、内容の変更または協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以後この例による。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成21年10月21日

甲 男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男鹿市長

乙 秋田市中通四丁目4番4号

東日本電信電話株式会社秋田支店

支店長

1-25-1.15 秋田県広域消防相互応援協定

(目 的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、秋田県内の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の消防広域応援体制を確立し、大規模災害等に対処することを目的とする。

2 平成6年12月1日付けで締結した秋田県広域消防相互応援協定は、廃止する。

(大規模災害等)

第2条 この協定において「大規模災害等」とは、次の各号に掲げるもののうち応援活動（市町等の消防隊、救助隊及び救急隊が自ら又は資機材を利用して行う応援の活動をいう。以下同じ。）を必要とするものをいう。

- (1) 大規模林野火災、高層建築物火災、危険物火災その他特殊火災
- (2) 地震、風水害その他大規模な自然災害
- (3) 航空機事故、列車事故等で、大規模又は特殊なもの
- (4) 毒性物質、生物剤又は放射性物質に係る事故による災害
- (5) 前各号に掲げるもの以外の大規模若しくは特殊な災害又は事故

(代表消防機関及び代行消防機関の設置)

第3条 この協定による相互の応援活動を円滑に実施するため、代表消防機関を置く。

- 2 前項の代表消防機関は、秋田県消防長会会長の所属する消防機関とする。
- 3 代表消防機関に事故がある場合は、当該機関の機能を代行するため代行消防機関を置く。
- 4 前項の代行消防機関は、秋田県消防長会副会長の所属する消防機関とする。

(応援隊等の整備)

第4条 市町等は、第2条に規定する大規模災害等が発生した場合において行われる応援活動の要請（以下「応援要請」という。）に備え、応援活動のための出動が可能な消防隊、救助隊及び救急隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材を整備しておくものとする。

(応援要請の方法)

第5条 応援要請は、大規模災害等が発生した市町等（以下「要請側」という。）の長又は消防長から、他の市町等（以下「応援側」という。）の長又は消防長に対し、応援活動に必要な事項を明確にして行うものとする。

- 2 前項の応援要請は、災害発生時においては電話等により迅速に行うものとし、当該応援要請後においては、遅滞なくその内容を書面にするものとする。
- 3 要請側の長又は消防長は、応援要請の内容について、速やかに代表消防機関を経由し、秋田県知事に通報するものとする。

(応援隊の派遣)

第6条 前条第1項の規定により応援要請を受けた応援側の長又は消防長は、応援隊を派遣するものとする。

2 応援隊の派遣を決定したとき、又は特別な事情により派遣し難いときは、応援側の長又は消防長は、その旨を速やかに代表消防機関を経由し要請側の長又は消防長に通知するとともに、秋田県知事に通報するものとする。

(応援の中断)

第7条 応援側の都合により応援隊を帰還させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側の長又は消防長は、要請側の長又は消防長と協議の上、応援活動を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊は、法第47条第1項の規定に基づき、要請側の長の指揮の下に行動するものとする。

(経費の負担)

第9条 応援に要する経費の負担は、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援側の負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 旅費及び出動手当等の人件費
- イ 公務災害補償に要する経費
- ウ 車両及び機械器具の燃料費(現地における補給燃料に係る経費を除く。)
- エ 車両及び機械器具の修理費
- オ 要請側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償費等

(2) 要請側が負担する経費は、次に掲げるものとする。

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食糧費
- ウ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償費等(応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償費を除く。)
- エ 化学消火薬剤等の資機材費

(3) 前2号に掲げる費用以外の費用については、当該大規模災害等に関係する市町等相互がその都度協議して定めるものとする。

(協定の発効)

第10条 この協定は、この協定締結の日から発効する。

(協議)

第11条 この協定書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、市町等相互

が協議の上、決定するものとする。

(委任)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して別に定めるものとする。
本協定の締結を証するため、本協定書13通を作成し、市町等において各1通を保有するものとする。

平成22年12月22日

秋 田 市
市 長

横 手 市
市 長

大 館 市
市 長

由 利 本 荘 市
市 長

北 秋 田 市
市 長

に か ほ 市
市 長

五 城 目 町
町 長

湯沢雄勝広域市町村圏組合
管 理 者

能代山本広域市町村圏組合
理事会代表理事
能代市長

大曲仙北広域市町村圏組合
管 理 者

鹿角広域行政組合
管 理 者

男鹿地区消防一部事務組合
管 理 者

湖東地区行政一部事務組合
管 理 者

1-25-1.15 秋田県広域消防相互応援協定に基づく覚書

平成6年12月1日付で締結した「秋田県広域消防相互応援協定」（以下「協定」）第10条に基づき、この覚書を交換する。

1. 本協定は消防組織法第24条2および同法第24条3に規定する「非常事態」においても適用する。
2. 協定第4条に定める応援隊等の登録は「秋田県応援基本計画」別表2および別表4に定める秋田県内応援可能隊一覧表および秋田県内応援資機材一覧表による。
3. 協定書第8条に定める応援側費用負担のうち、要請側が特別地方交付税として交付を受けた額については、要請側の負担とする。
4. 協定第8条（1）イに定める「応援中」とは、要請側指揮下において応援活動を実施している間をいい、要請側指揮下内の移動も含むものとする。
5. 協定第8条（1）イに定める「賠償費等」のうち交通事故に関する賠償費等については、その都度協議して定める。
6. 協定第8条（2）オに定める「往復途中」とは、要請をうけて要請側指揮下に入るまで、また応援活動を終了して要請側指揮下を離れてからをいう。
7. 協定第8条（2）エに定める修理費は、破損の程度にかかわらず応援側の負担とする。
8. この覚書に定めのない事項または、疑義を生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

この覚書を証として、覚書17通を作成し、各消防本部において各1通を保有するものとする。

附 則

1. この覚書は、平成6年12月1日から施行する。
2. 秋田県広域消防相互応援協定に基づく覚書（平成5年11月1日付覚書）はこれを廃止する。

平成6年12月1日

秋 田 市
消 防 長
大曲仙北広域市町村圏組合
消 防 長
横手平鹿広域市町村圏組合
消 防 長
湯沢雄勝広域市町村圏組合
消 防 長

本荘地区消防事務組合

消 防 長

大館周辺広域市町村圏組合

消 防 長

男鹿地区消防一部事務組合

消 防 長

能代地区消防一部事務組合

消 防 長

鷹巣阿仁広域市町村圏組合

消 防 長

仁賀保地区消防組合

消 防 長

鹿角広域行政組合

消 防 長

湖東地区行政一部事務組合

消 防 長

矢島地区消防組合

消 防 長

二ツ井町藤里町消防一部事務組合

消 防 長

山本郡南部地区消防一部事務組合

消 防 長

河辺雄和地区消防一部事務組合

消 防 長

五 城 目 町

消 防 長

1-25-1.16 災害時における応急対策活動に関する協定書（秋田電気工事協同組合）

男鹿市(以下「甲」という。)と秋田電気工事協同組合(以下「乙」という。)は、災害時における応急対策活動に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、大規模地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における甲および乙の災害に対する応急対策のための活動(以下「応急活動」という。)に係る協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力を要請できる事項)

第2条 甲は、災害が発生した場合、災害対策上重要な施設等(以下「施設等」という。)における電気設備および電気機器等(以下「電気設備等」という。)に関して緊急の対応が必要であると認めるときは、乙に対して、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとする。

- (1) 施設等の電気設備等に関する被害状況の調査
- (2) 施設等における漏電による火災等および感電による人的被害の防止等のための応急措置
- (3) 施設等における通電経路の確保のための応急措置
- (4) 被災情報の収集および連絡
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要と認められること

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けたときは、可能な範囲内において、乙の会員により構成された作業班(以下「作業班」という。)を組織し、応急活動に協力するものとする。

3 甲および乙は、第1項各号に定めのない事項について、必要があると認めるときは、相互に協力を要請することができるものとする。

(協力要請の手続)

第3条 前条の規定による協力の要請(以下「協力要請」という。)は、応急活動要請書(別記第1号様式)により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲は、事態が急迫し乙による作業班を組織するいとまがないと判断する場合は、乙の会員に対して口頭または電話等により直接協力要請をすることができるものとする。

(応急活動の指示)

第4条 前条の規定に基づく要請を受けた作業班または乙の会員は、応急活動の実施に当たって、施設等を所管する部局等の課長または、現地における甲の職員もしくは甲が指定する者の指示に従うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応急活動の実施に当たって、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第2項の規定により警察官または海上保安官が市長の職権を行う場合ならびに同条第3項の規定により自衛官が市長の職権を行う場合は、作業班または乙の会員は、これらの者の指示に従うものとする。

(報告)

第5条 乙は、第3条の規定による要請に応じて実施した応急活動が終了したときは、応急活動

報告書(別記第2号様式)により、甲に報告しなければならない。

ただし、乙が独自に作成した書面が、報告書の各必要事項を充たす場合は、報告書に代えて提出することは差し支えない。

(経費の負担)

第6条 第3条の規定による要請に応じて実施した応急活動に要した経費は、甲の負担とし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として甲乙協議して決定するものとする。ただし、第2条第1項第4号の業務に関しては、甲から特別の指示がある場合を除き乙の負担とする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては男鹿市市民福祉部環境防災課長、乙においては事務局長とする。ただし、甲が災害の発生状況により施設等を所管する部局等から、直接乙に対して協力要請をする必要があると認めるときは、当該施設等を所管する部局等の課長等が連絡責任者の業務を行うことができるものとする。

2 甲および乙は、連絡責任者を通じて、緊急時における連絡体制その他必要な事項について、あらかじめ協議して定めておくものとする。

3 連絡先等に変更が生じた場合は、甲乙それぞれ速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

(負傷等の補償)

第8条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が、当該応急活動に従事したことにより死亡、負傷および疾病、または障害者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換等)

第9条 甲および乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要な情報交換を行うとともに、相互の連携を図るための訓練を実施するよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、締結日より平成22年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲または乙から、内容の変更または協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(協議)

第11条 本協定の履行にあたり疑義を生じた事項、または本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成22年1月21日

甲 男鹿市船川港船川字泉台66番地1
男鹿市長

乙 秋田市外旭川字三千刈144番地1
秋田電気工事協同組合
理事長

1-25-1.17 災害時の情報交換に関する協定書（国土交通省東北地方整備局）

国土交通省東北地方整備局長(以下「甲」という。)と、男鹿市長(以下「乙」という。)とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

(情報交換の開始時期)

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 男鹿市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 男鹿市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他甲及び乙が必要と認めたとき

(情報交換の内容)

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防、都市施設等)被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

(災害対策現地情報連絡員(リエゾン)の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(災害対策現地情報連絡員(リエゾン)の受入れ)

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部等に場所を確保するものとする。

(平素の協力)

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成23年6月23日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号
国土交通省 東北地方整備局長

乙 男鹿市船川港船川字泉台66番地1
男鹿市長

1-25-1.18 災害時における放送に関する協定書（秋田放送）

男鹿市(以下「甲」という。)と株式会社秋田放送(以下「乙」という)は、災害時の災害に関する情報(以下「災害情報」という。)の放送について次の条項により協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、男鹿市およびその周辺地域で災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、収集した災害情報を放送することにより市民の安全・安心な生活を確保することを目的とする。

(放送の要請)

第2条 甲は、男鹿市地域防災計画に基づき男鹿市災害対策本部を設置した場合は、甲が収集した災害情報について、乙に放送を要請することができるものとする。

(災害情報の放送)

第3条 乙は、前条の規定による放送の要請があった場合は、通常放送しているラジオ番組に優先して、災害情報を放送するものとする。

(費用の負担)

第4条 前条の規定により甲の要請する放送を実施した場合において、乙が要した費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(疑義の決定)

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(効力の発生)

第6条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成23年10月21日

甲 男鹿市船川港船川字泉台66番地1
男鹿市長

乙 秋田市山王七丁目9番42号
株式会社秋田放送
代表取締役社長

1-25-1.19 災害時における相互協力に関する協定書（男鹿警察署）

災害時における相互協力について、男鹿市（以下「甲」という。）と男鹿警察署（以下「乙」という。）及び男鹿地区消防一部事務組合（以下「丙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は男鹿市内において地震・津波災害が発生し、乙及び丙が、自らの庁舎での業務の遂行と庁舎機能の維持が困難と判断した場合、乙及び丙が、甲の所有する施設の一部または全部を災害活動の拠点として使用することへの協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第2条 前条の場合において、乙及び丙は必要に応じ、甲に対して以下の協力を求めるものとする。この場合甲は、地震・津波災害活動の重要性を理解の上、可能な限り乙及び丙の求めに応ずるものとする。

- (1) 使用対象となる甲が所有する施設は、男鹿市船川港金川字姫ヶ沢158番地10所在のサンワーク男鹿の一部または全部とし、同所に乙及び丙が管理する通信機器等の災害活動に必要な資器材を搬入し、乙及び丙の臨時の活動拠点を設置すること。
- (2) 甲が管理する駐車場の一部を、乙及び丙が管理する自動車等の臨時の駐車場として借用すること。
- (3) その他、甲が管理する資器材等で地震・津波災害活動に必要なものについて借用すること。

（相互協力）

第3条 甲、乙及び丙は地震・津波災害発生時において相互に情報の共有化を図るとともに、被災者の救出活動等を協力して行う。

（経費の負担）

第4条 乙及び丙は、法令その他特別な定めがある場合を除くほか、甲が適正な方法により協力を要した経費として算出した額を負担するものとする。

- (1) 前項の規定による負担に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙の三者が協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

（協議）

第5条 この協定に定めのない事項に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び丙が協議し決定する。

（効力の発生）

第6条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その1通を保有する。

平成 2 3 年 1 2 月 2 7 日

甲 男鹿市船川港船川字泉台66－ 1
男鹿市長

乙 男鹿市船川港船川字新渡町 1 － 4
男鹿警察署
署長

丙 男鹿市船川港船川字海岸通り 2 －12－ 7
男鹿地区消防一部事務組合
管理者

1-25-1.20 災害時における秋田県及び市町村相互の応援に関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、秋田県内において大規模な災害が発生した場合等において、被災した市町村（以下「被災市町村」という。）独自では被災者の救援等が十分に実施できない場合に、秋田県（以下「県」という。）及び市町村相互の応援による応急活動等を迅速かつ円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 この協定に基づく応援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料、生活必需品等の備蓄物資の提供
- (2) 避難所の開設及び避難者の受け入れ
- (3) 廃棄物処理や火葬の実施等の応急活動に必要な施設や資機材の提供
- (4) 応急活動に必要な職員の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、被災市町村から特に要請のあったもの

(応援の要請)

第3条 被災市町村は、当該市町村の地域にかかる災害が発生した場合等において、応急活動等を実施するため必要があるときは、県に対して応援を要請することができる。

2 前項の規定による要請をしようとする被災市町村（以下「応援要請市町村」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、県に要請するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 要請する応援の内容
 - ア 前条第1号に掲げる応援の場合は、物資の品目、数量、搬入先等
 - イ 前条第2号に掲げる応援の場合は、避難者数、避難期間等
 - ウ 前条第3号に掲げる応援の場合は、応急活動の種類、数量、期間等
 - エ 前条第4号に掲げる応援の場合は、職種、人数、活動内容、派遣期間等
- (3) 前2号に掲げるもののほか必要な事項

3 第1項の規定にかかわらず、応援要請市町村は、県に要請するいとまがないときは、他の市町村に直接要請できるものとし、事後速やかに県に報告するものとする。

(要請を受けた県及び市町村の役割)

第4条 県は、前条第2項の規定による要請を受けたときは、速やかに他の市町村に応援の要請を通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた市町村は、応援が可能な場合には、その内容を速やかに県に報告するものとする。

3 前項の規定による報告を受けた県は、速やかに応援内容を調整し、その結果を前項の規定により報告した市町村及び応援要請市町村に通知するものとする。

- 4 前条第3項の規定による要請又は前項の規定による調整により応援を行う市町村は、直ちに
 応援を実施するものとする。
- 5 前4項の規定にかかわらず、県は、前条第2項の規定による要請の内容を踏まえ、県自ら実
 施することが適当と判断した場合には、直ちに応援を実施するものとし、その内容を応援要請
 市町村に通知するものとする。

（自主応援）

- 第5条 県及び市町村は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ、被災市町村が第3条第2
 項の規定による要請を行うことができない状況にあると判断した場合には、自主的に応援を実
 施することができるものとし、この場合には、同項の規定による要請があったものとみなす。
- 2 前項の規定による応援を実施した市町村は、その内容を事後速やかに県に報告するものとし
 る。

（要請等の手段）

- 第6条 第3条から前条までの規定による要請等は、電話等により行うことができるものとし、
 事後速やかに、次表に定める区分に従い、当該各号に規定する様式による文書を送付するもの
 とする。

区 分	様 式
第3条第2項及び第3項に規定する応援要請	第1号
第3条第3項に規定する直接応援要請の報告	第2号
第4条第1項に規定する応援要請の通知	第3号
第4条第2項に規定する応援内容の報告	第4号
第4条第3項及び第5項に規定する応援実施の通知	第5号
第5条第2項に規定する自主応援の報告	第6号

（経費の負担）

- 第7条 応援に要した経費は、災害救助法（昭和22年法律第118号）その他の法令の規定により国
 又は県が負担する部分を除き、応援要請市町村の負担とする。

（その他）

- 第8条 この協定書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県及び市町村がその都
 度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書26通を作成し、それぞれ1通を保有する。

平成24年1月20日

秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事

秋田市山王一丁目1番1号

秋田市長

能代市丁目4番4号

能代市長

横手市条里一丁目4番4号

横手市長

大館市字中城20番地

大館市長

男鹿市船川港船川字泉台66番地1

市長

湯沢市佐竹町1番1号

湯沢市長

鹿角市花輪字荒田4番地1号

鹿角市長

由利本荘市尾崎17番地

由利本荘市長

潟上市天王寺字江川47番100

潟上市長

大仙市大曲花園町1番1号

大仙市長

北秋田市花園町19番1号

北秋田市長

にかほ市象潟町字浜ノ田1番地

にかほ市長

仙北市田沢湖生保内字宮ノ後30番地

仙北市長

小坂町小坂鉦山字尾樽部37番地2

小坂町長

上小阿仁村小沢田字向川原118番地

上小阿仁村長

藤里町藤琴字藤琴8番地

藤里町長

三種町鶴川字岩谷子8番地

三種町長

八峰町峰浜目名潟字目長田118番地

八峰町長

五城目町西磯ノ目1丁目1番地1

五城目町長

八郎潟町字大道80番地

八郎潟町長

井川町北川尻字海老沢橘ノ口78番地 1

井川町長

大潟村字中央 1 番 1 号

大潟村長

美郷町土崎字上野乙170番地10

美郷町長

羽後町西馬音内字中野177番地

羽後町長

東成瀬村田子内字仙人下30番地 1

東成瀬村長

1-25-1.21 津波警報発令時における緊急避難場所としての使用に関する協定書 (男鹿市商工会)

男鹿市（以下「甲」という。）と男鹿市商工会（以下「乙」という。）は、津波警報が発令され、地域住民が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設を地域住民の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地 男鹿市船川港船川宇新浜町50
- (2) 所有者 男鹿市商工会
- (3) 名称 男鹿市商工会館「オガルベ」
- (4) 構造等 鉄骨造陸屋根4階建
- (5) 受用場所 4階床面積 287.28㎡(高さ12.5m)
屋上床面積 287.28㎡(高さ16.4m)

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

（有効期間）

第2条 この協定は、平成24年2月17日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（費用負担）

第3条 対象施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第4条 甲は、地域住民等がやむを得ず破損したことが明らかな場合は、その回復（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）に要する費用を負担するものとする。

2 甲は、甲または乙の都合により第2条に基づき協定の終了を通知した場合は、原状回復すべき内容を協議するものとする。

（利用者責任）

第5条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

(協議事項)

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年2月17日

甲 男鹿市船川港船川字泉台66-1
男鹿市長

乙 男鹿市船川港船川字新浜町50
男鹿市商工会
会長

1-25-1.22 津波警報発令時における緊急避難場所としての使用に関する協定書 (清水組)

男鹿市（以下「甲」という。）と株式会社清水組（以下「乙」という）は、津波警報が発令され、地域住民が緊急に避難しなければならないときに、乙が所有する施設を地域住民の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することについて次のとおり協定を締結する。

（使用物件）

第1条 乙は、乙が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、地域住民等に使用させるものとする。

- (1) 所在地 男鹿市船越宇船越285
- (2) 所有者 株式会社清水組
- (3) 名称 株式会社清水組
- (4) 構造等 鉄骨造3階建
- (5) 受用場所 屋上床面積 168.0㎡(高さ10.7m)

2 甲は、前項に規定する施設（以下「対象施設」という。）に地域住民等が避難した際に使用する必要な用具等を設置する場合は、乙の了解の下にて行うものとする。

（有効期間）

第2条 この協定は、平成24年2月17日からその効力を有するものとし、甲乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

（費用負担）

第3条 対象施設の使用料は無料とする。

（原状回復義務）

第4条 甲は、地域住民等がやむを得ず破損したことが明らかな場合は、その回復（地震、津波等の災害により損傷した部分を除く。）に要する費用を負担するものとする。

2 甲は、甲または乙の都合により第2条に基づき協定の終了を通知した場合は、原状回復すべき内容を協議するものとする。

（利用者責任）

第5条 乙は、対象施設に地域住民等が避難した際に、対象施設内において発生した事故等に対する責任を一切負わないものとする。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りでない。

（協議事項）

第6条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、その都

度、甲乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成24年2月17日

甲 男鹿市船川港船川字泉台66－1
男鹿市長

乙 男鹿市船川港船川字新浜町50
株式会社清水組
代表取締役社長

1-25-1.23 男鹿市と秋田中央郵便局及び男鹿市内郵便局との災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力関係に関する協定書

秋田県男鹿市（以下「甲」という。）と秋田中央郵便局及び男鹿市内郵便局（以下「乙」という。なお、男鹿市内郵便局については、別紙のとおり。）は、男鹿市内に発生した地震その他による災害時の対応及び平常時における高齢者等の見守り活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を定める。

（定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

2 この協定において、「見守り」とは男鹿市内に居住する高齢者等が安心して暮らし続けるために必要な活動をいう。

（活動地域）

第2条 この協定による活動の対象となる地域は、男鹿市内で乙が日常的に業務を行う地域とする。

（協力事項）

第3条 甲及び乙は、男鹿市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び（同意の上で作成した）避難者リスト等の情報の相互提供

(2) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除

エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(3) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置

(4) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱いについて、各社から要請があった場合の取扱い

(5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

2 乙は、男鹿市内において見守り活動を実施するにあたり、高齢者等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、業務に支障のない範囲で、速やかに甲に連絡するものとする。

3 甲は、乙からの連絡に対し、円滑に対応する体制の整備を行うとともに、乙から前項の連絡を受けた場合には、遅滞なく関係機関と連携して必要な対応を行うものとする。

4 甲は、本協定の趣旨を広報するなど、乙の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

5 乙は、業務従事者に対し、この協定の趣旨を周知し、円滑に見守り活動が行われるように努

めるものとする。

(免責)

第4条 乙は、第3条2項の規定による活動を行うことができなかった場合であっても、住民に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(情報等連絡体制の整備)

第5条 甲及び乙は、各種情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(救援荷物及び通信手段に係る要請)

第6条 乙は、男鹿市内において災害が発生した場合、甲に対して救援荷物の区分、保管及び通信手段の確保のための必要な場所及び資材等の提供を要請することができる。

(経費の負担)

第7条 第3条第1項に規定する協力事項に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ協力要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

3 第3条第2項に規定する協力事項に要した経費は乙が負担する。

(防災会議・防災訓練への参加)

第8条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が開催する防災会議及び防災訓練に参加するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲 男鹿市総務企画部総務企画課長、男鹿市市民福祉部福祉事務所長

乙 男鹿郵便局長

(協定の効力及び更新)

第11条 この協定の有効期限は、締結日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙がそれぞれ相手方に文書をもって、協定を延長しない旨の通知を行わない場合には、この協定は1年間更新されたものとみなす。また、更新された協定をさらに更新する場合も同様とする。

(協議)

第 12 条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上決定する。

この協定を証するため、協定書 3 通を作成し、甲乙両者が署名押印の上、各自 1 通を保有する。

平成 26 年 1 月 27 日

甲 男鹿市船川港船川字泉台 66-1

男 鹿 市 長

乙 秋田市保戸野鉄砲町 5-1

秋田中央郵便局長

男鹿市船川港船川字外ヶ沢 126-14

男鹿市内郵便局代表

男鹿郵便局長

1-25-1.24 NTT 男鹿ビルの津波避難施設の使用に関する協定書

東日本電信電話株式会社秋田支店（以下「甲」という。）と男鹿市（以下「乙」という。）は、津波警報が発令され、地域住民等が緊急に避難しなければならないときに、甲が所有するNTT東日本男鹿電話交換所（以下「NTT男鹿ビル」という。）を地域住民等の緊急避難施設（以下「津波避難ビル」という。）として使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用場所）

第1条 甲は、甲が所有する次に掲げる施設を津波避難ビルとして、乙の避難誘導により避難者に使用させるものとする。

- (1) 所在地 男鹿市船川港船川字栄町62
- (2) 所有者 東日本電信電話株式会社秋田支店
- (3) 名称 NTT東日本男鹿電話交換所
- (4) 構造物 鉄筋コンクリート5階建
- (5) 避難経路 機械棟側非常階段利用
- (6) 受用場所 屋上（床面積538.3㎡）、事務棟5階食事室（床面積86.4㎡）
厨房（床面積21.6㎡）5階廊下（床面積36.0㎡）、
5階男女トイレ（床面積24.0㎡）

（使用判断）

第2条 NTT男鹿ビルを地域住民等の津波避難ビルとして使用する判断は、男鹿市長とする。

（使用期間）

第3条 NTT男鹿ビルを地域住民等の津波避難ビルとして使用する期間は、津波警報発令時、男鹿市長が使用開始の判断をしたときから、津波警報解除後、男鹿市長が使用終了の判断をしたときまでとする。

- 2 NTT男鹿ビルへの避難者用備蓄品の搬入、点検、及び円滑な避難誘導を目的とした訓練等のため使用する場合も使用期間とする。

（使用時の連絡）

第4条 津波警報発令時、乙はNTT男鹿ビルを使用する旨、速やかに甲に連絡するものとする。

また、使用終了後も同様とする。但し、緊急時等止むを得ない場合は事後速やかに連絡する。

- 2 避難者用備蓄品の搬入、点検等のため使用する場合も同様とする。

（安全確保）

第5条 乙は、避難者の安全確保を図るため、津波避難ビル（避難経路・使用場所等）への避難誘導標識の掲示、及び屋上鉄塔への防護柵の設置について、甲と協議のうえ、甲の指示に従い、乙の責任により実施するものとする。

- 2 津波避難ビル（避難経路・使用場所等）への避難誘導標識の掲示、及び屋上鉄塔への防護柵設置個所について、図面を作成し、写真を添付のうえ、甲に提出するものとする。

（使用料）

第6条 NTT男鹿ビルの津波避難ビルとしての使用料は無償とする。

（現状復旧義務）

第7条 乙は、避難者が津波避難ビル（避難経路・使用場所等）を破損したことが明らかな場合、乙の責任で原状復旧するものとする。

但し、破損が地震、津波等災害によるものである場合は除く。

- 2 乙は、避難者が津波避難ビルから退去後、津波避難ビル（避難経路・使用場所等）を点検のうえ、廃棄物及び汚損箇所を発見した場合、乙の責任により原状復旧するものとする。
- 3 乙は、前1項・2項について原状復旧の後、甲に報告し、甲は実査により確認する。

（利用者責任）

第8条 甲は、地域住民等が避難した際、津波避難ビル（避難経路・使用場所等）内で発生した事件、事故等（建物の瑕疵を起因とする事故等も含む）に対する責任を一切負わないものとする。

（鍵の管理）

第9条 津波避難ビル（避難経路・使用場所等）において使用する鍵は、甲から乙へ貸与することとし、乙は鍵保管管理責任者を定め甲に提出するものとする。

- 2 乙は、貸与された鍵を乙の責任により保管し、使用する義務を負うこととする。
- 3 乙は、貸与された鍵を夜間・土休日において、警備会社等第三者に委託する場合、予め甲に委託先を報告し、甲の了解に基づき、乙の責任により鍵の管理を行うものとする。
- 4 乙による貸与以外の合鍵の作製は禁止するものとする。万一貸与した鍵を紛失した場合、速やかに甲に報告のうえ、甲の指示に従い、乙の責任により改修するものとする。

（鍵の履行確認）

第10条 津波避難ビル（避難経路・使用場所等）の鍵の貸与、及び返納について、甲・乙間において鍵の現品確認を以って履行確認とし、「NTT男鹿ビル津波避難施設 鍵（貸与、返納）確認調書」により報告するものとする。

（備蓄品の開示）

第11条 乙は、避難者用備蓄品の配備において、甲と協議のうえ、甲の了解に基づき、備蓄品一覧表を作成し、甲に提出するものとする。

- 2 避難者用備蓄品の追加、変更等が発生した場合においても同様とする。
- 3 暖房機器等の配備においては、燃料・可燃物の配備保管は禁止するものとする。
- 4 乙は、避難者用備蓄品の管理を適正に行うものとし、甲の建物管理上（建物保全・衛生・

防火等) 必要があるときは、甲による立ち入り点検に応じ、甲の指示に従うものとする。

(善管注意義務)

第12条 乙は、津波避難ビルを、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

(契約の消滅等)

第13条 天災・地変・火災等により、建物が滅失・毀損し、本協定の継続が困難と甲または、乙において認めたとき、甲・乙協議により協定を解除することができるものとする。

(有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結日から平成25年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の1カ月前までに、甲または乙から協定内容の変更、または協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項、または協定に関して疑義が生じた場合は、甲・乙誠意を持って協議のうえ定めるものとする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成24年3月22日

甲 秋田県秋田市中通4丁目4番4号
東日本電信電話株式会社秋田支店
支店長

乙 男鹿市船川港船川字泉台66番地1
男鹿市長

1-25-1.25 緊急時解放備蓄水に関する覚書

男鹿市役所（以下「甲」という）と、省吾（以下「乙」という）と、みちのくキャンティーン株式会社（秋田営業所扱い；以下「丙」という）は、2012年10月1日付で乙丙間において締結された自動販売機契約書（自動販売機設置協定書：以下「原契約」という）に関し、丙の緊急時解放備蓄水（以下「備蓄水」という）の取扱いに関し、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

（甲の権利）

第1条 甲は、備蓄水において災害が発生し、甲において災害対策本部またはそれに類するものが開設された場合、当該災害の規模により、以下のように庁舎内に在庫された備蓄水を甲の責任で利用できるものとする。ただし使用後には乙にその旨を速やかに通知するものとする。

	災害の規模	庫内商品使用の条件
1	震度5強以上の地震	無条件で備蓄水を使用できる
2	気象庁より7つの警報（大雨・洪水・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮）が発令された場合	公共交通機関が途絶し復旧の見込みがなく、且つ施設内に滞留せざるを得ない時、備蓄水を使用できる。
3	火山の噴火・大規模停電・テロ等の予期しない災害発生時 ただし事後相談が必要	公共交通機関が途絶し復旧の見込みがなく、且つ施設内に滞留せざるを得ない時、備蓄水を使用できる。
4	本社や地域本部等に開設される「災害対策本部またはそれに類するもの」との通信手段の途絶等の理由により本部被災現地間での指示命令が出来ない場合は、被災現地施設の責任者の判断をもって災害対策本部と看做す事が出来るものとする。	

（承諾事項）

第2条 乙は、前条の場合、甲に対し備蓄水在庫商品50ケースを無償で使用することを承諾する。

（対象自販機）

第3条 本覚書で対象となる本自販機を以下の通りとする。

・所在地：秋田県男鹿市船川字泉台66-1 ・設置場所：男鹿市役所 1F

第4条 1. 第2条に基づき甲が使用した備蓄水在庫商品を甲の通知に基づき乙は丙に書面にて報告する。

2. 丙は乙の報告に基づき、提供本数分を乙に対し補てんするものとする。補てん方法の詳細は乙丙が別途協議のうえで決定する。

（有効期限）

第5条 本覚書は、原契約の有効期間中有効に存続し、本自販機が撤去された場合は当該撤去日をもって本覚書も当然に終了する。

(協議事項)

第6条 本覚書に定めのない事項または本覚書の条項の解釈に疑義が生じた場合、甲乙丙誠意をもって協議し解決する。

本覚書締結の証として本書3通を作成し、甲乙丙記名押印の上各自その1通を保有する。

平成24年10月1日

甲 男鹿市船川港船川字泉台66-1
男鹿市長

乙 男鹿市船川港船川字片田71-26
省吾

丙 秋田市寺内字大小路207-92
みちのくキャンティーン株式会社秋田営業所
所長

1-25-1.26 男鹿市における災害協力に関する協定書

男鹿市（以下、「甲」という。）は、男鹿市の被災時に必要な対応を円滑に遂行することならびに平常時の防災意識向上のための活動を実施することを目的に、株式会社秋田銀行（以下、「乙」という。）と次のとおり協定（以下、「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は男鹿市内の地震、その他の災害発生時において甲および乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行し、また、平常時においても防災意識向上のための活動を連携・協力していくことを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙とが連携・協力する事項は次のとおりとする。

- （1） 災害発生時の住民の安全・安心の確保ならびに復旧支援のための乙の店舗網等インフラならびに人的資源等の活用
- （2） 災害発生時に甲・乙が収集した被災市民の避難先および被災状況の情報の相互提供
- （3） 災害発生時、乙が所有・管理する施設および用地の物資集積場所としての提供
- （4） 災害対策資金の融資対応および災害発生後の復旧融資制度の検討
- （5） 甲と連携した防災PR活動、防災意識の啓発活動
- （6） 地域の安全・安心に関する各種情報の相互提供

（災害情報等の連絡体制の整備）

第3条 災害協力に関する連絡体制を次のとおり定めるものとする。

- （1） この協定に関する連絡責任者は次のとおりとする。

甲	男鹿市総務企画部総務企画課長	TEL：0185－24－9204
乙	秋田銀行男鹿支店長	TEL：0185－23－3141

- （2） 本協定を円滑に遂行するため、毎年4月および担当者交替時に緊急時の連絡先電話番号等を確認するものとする。

（秘密保持）

第4条 甲および乙は、本協定により提供された情報については、本協定を遂行するために使用することとし、他の目的には使用しないものとする。

ただし、ここでいう情報には以下のものを除くものとする。

- （1） 情報を提供または開示する者（以下、「開示者」という。）が提供または開示する以前に、情報を受領する者（以下、「受領者」という。）が所有または保持していた情報
- （2） 開示者が提供または開示した時点で既に公知であった情報およびその後受領者の責めに帰すべき事由によらずに公知となった情報
- （3） 開示者が提供または開示した後、受領者が守秘義務を負担することなく第三者より合法的に取得した情報

- (4) 法令による開示を求められた場合や法令上守秘義務を負うものに 開示を求められた情報

(協定期間)

第5条 本協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、甲または乙より特段の意思表示がない場合は、更に1年間延長とし、その後においても同様とする。

(協議)

第6条 本協定に定めない事項、またはこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲および乙協議のうえ、これを決定する。

以上、本協定の証として、本協定書を2通作成し、甲・乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成25年4月25日

甲 秋田県男鹿市船川港船川字泉台66番1号

男鹿市長

乙 秋田県秋田市山王三丁目2番1号

株式会社 秋田銀行
取締役頭取

1-25-1.27 男鹿市における災害協力に関する協定書

男鹿市（以下「甲」という。）と株式会社北都銀行（以下「乙」という。）は次のとおり、男鹿市の被災時並びに平常時の防災活動における相互の協力についての協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、男鹿市内で発生した、地震、その他の災害時または、甲及び乙が必要と認めた災害時において、甲及び乙が相互に協力し災害対応を円滑に遂行するとともに、平常時における防災活動に対し連携・協力することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するために次の事項について連携し協力する。なお、各号に関する具体的な内容については別途協議のうえ定める。

- （1）災害発生時の援護
- （2）災害発生時の被災市民の避難先及び被災状況に関する情報の相互提供
- （3）乙が所有し、または管理する施設及び用地の物資集積場所としての提供
- （4）甲が行う防災活動の啓蒙
- （5）甲の要請による災害対策資金の融資対応並びに、災害発生後の復旧融資制度の検討
- （6）地域企業に対する減災意識向上の機会提供

（災害情報等の連絡体制の整備）

第3条 甲と乙は、相互の防災計画の状況、協力事項に関し、必要に応じ情報交換を行うものとする。

- （1）この協定に関する連絡責任者は、甲においては男鹿市総務企画部総務企画課長、乙においては、北都銀行男鹿支店長とする。
- （2）連絡体制の強化を図るため、毎年度はじめに、緊急時の連絡先電話番号などの情報の交換をする。

（協定期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から2ヶ月前までの、甲と乙のいずれかからも異議の申し入れがないときは、更に1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（秘密保持）

第5条 甲と乙とは、本協定書に基づき提供された情報については、第1条の目的のために使用することとし、他の目的には使用しない。

但し、ここでいう情報には以下のものは含まれないものとする。

- （1）相手方から開示されたときにすでに公知となっていたもの、または、相手方による開

示後、自らの故意または過失によらずして公知となったもの。

(2) 相手方から開示されたときにすでに保有していたもの、または相手方による開示後、その情報を開示する正当な権限を有する第三者から受領したもの。

(3) 相手方からの開示後に、相手方から受領した情報によることなく独立して開発したもの。

(4) 法令による開示を求められたもの。

(5) 法令上守秘義務を負う者（官公庁、日本銀行及び証券取引所の役職員、弁護士及び公認会計士等）に開示を求められたもの。

（協議）

第6条 協力の形態、その他本協定に定めない事項または変更を必要とする事項については、甲・乙協議の上、これを決定する。

以上のとおり、協定を締結したことを証するため、本協定書を2通作成し、甲・乙署名の上各々1通を保有する。

平成25年4月25日

甲 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66 番 1 号
男鹿市長

乙 秋田県秋田市中通 3 丁目 1 番 41 号
株式会社北都銀行
取締役頭取

1-25-1.28 災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書

男鹿市（以下「甲」という。）とヤマト運輸株式会社（以下「乙」という。）は、災害時において救援・支援物資の避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）及び救援物資の受け入れ、仕分、保管、管理及び出庫（以下「物流拠点の運営等」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 本協定は、地震等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生し、または発生する恐れがある場合において、甲が乙に対して行う緊急輸送及び物資拠点の運営等の支援の協力要請に関し、その手続き等について定め、災害応急対策及び災害復旧対策が円滑に実施されることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。また、乙は甲の要請に基づき可能な限り、対応するよう努めるものとする。

- （1）甲が管理する防災用備蓄品の避難所への配送
- （2）甲が管理する支援物資拠点から避難所への配送
- （3）甲が管理する支援物資拠点の運営等
- （4）第1号又は第2号配送において、乙の管理する物資拠点における支援物資の一時保管
- （5）前各号に掲げるもののほか、甲乙双方が本協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（支援要請の手続き）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、必要事項を明示して、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡体制の整備）

第4条 災害協力に関する事項の伝達を円滑にするため、連絡体制を次のとおり定めるものとする。

- （1）この協定に関する連絡責任者は次のとおりとする。また、その内容に変更が生じた場合は速やかに相手先に報告するものとする。

甲	男鹿市総務企画部総務企画課長	TEL 0185-24-9113（危機管理班）
乙	ヤマト運輸(株)秋田主管支店 主管支店長	TEL 080-5098-1646（災害時優先電話）

(費用負担)

第5条 第2条の規定する協力事項の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。
また、その代金は、災害発生時による混乱が沈静化した後、速やかに甲から乙に支払うものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定が円滑に運営されるよう、平素から必要に応じ、情報の交換を行うものとする。

(免除)

第7条 乙が被災した場合は、甲及び乙は協議の上、被害の程度に応じ、第2条に規定する事項の一部又は全部を免除できるものとする。

(有効期間)

第8条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成26年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日から1ヶ月前までに、甲と乙のいずれから異議の申し入れがないときは、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協議)

第9条 この協定に疑義が生じた場合及び本協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲・乙署名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年7月2日

甲 男鹿市船川港船川字泉台66番1号

男鹿市長

乙 秋田市御所野湯本2丁目1-1

ヤマト運輸株式会社 秋田主管支店

主管支店長

1-25-1.29 災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関する協定書

男鹿市（以下、「甲」という。）と一般社団法人秋田県LPGガス協会（以下、「乙」という。）は、災害時における液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、男鹿市内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策業務に必要な液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達について、乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（要 請）

第2条 甲は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達の必要があると認めたときは、乙に対して、その調達についての協力を要請することができる。

2 乙は、前項の要請があったときは、可能な限りこれに協力するものとする。

（手 続）

第3条 甲は、乙に対して前条の要請をする場合は、次の事項を明らかにした文書により行うものとする。ただし、文書により行ういとまがないときは、電話等により乙に対して要請することとし、後日、文書を乙に対して提出するものとする。

（1）要請の理由

（2）液化石油ガス及び応急対策用資機材品名及びの数量

（3）調達を必要とする日時及び場所

（4）その他必要な事項

2 乙又は乙に加盟する会員は、甲の要請を受け、液化石油ガス及び応急対策用資機材を調達した場合、液化石油ガスの保安に関し最大限留意する。

3 乙は、乙の会員から事前に液化石油ガス及び応急対策用資機材等の輸送に係る緊急通行車両を把握し、当該届出書を県公安委員会に提出し、緊急通行車両等事前届出済証を取得しておくものとする。

（費用負担）

第4条 乙又は乙に加盟する会員が液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に要した費用（甲の指示又は同意に基づいて使用した有料道路通行料及び駐車場使用料等を含む。）は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、平常時における適正な価格（運賃含む。）とし、甲乙協議の上決定するものとする。

(報 告)

第5条 乙又は乙に加盟する会員は、第2条の規定により液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達を実施した場合は、乙が取りまとめのうえ速やかに甲に対して次の事項を報告するものとする。

- (1) 調達を実施した液化石油ガス及び応急対策用資機材の品名及び数量
- (2) 調達を実施した日時及び場所
- (3) その他必要な事項

(事故報告)

第6条 乙又は乙に加盟する会員は、液化石油ガス及び応急対策用資機材の輸送中に事故が発生したときは、速やかに甲に対してその状況を報告しなければならない。

(情報収集、報告及び周知)

第7条 甲は、災害に関する被害状況等を収集し、液化石油ガス及び応急対策用資機材の調達に必要な情報を可能な限り乙へ提供する。

2 乙は、甲が必要と認める情報収集及び周知に可能な限り協力する。

3 甲は、この協定に基づく調達の要請が円滑に行われるために必要があると認めた時は、乙に対して、乙又は乙に加盟する会員等が保有する液化石油ガス及び応急対策用資機材の数量等の状況について報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第8条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務企画部総務企画課、乙においては、秋田県LPガス協会事務局とする。

(協 議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合においては、その都度甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成26年3月12日

甲 男鹿市船川港船川字泉台66-1
男鹿市長

乙 秋田市山王三丁目1-7
一般社団法人秋田県LPガス協会
会 長

1-25-1.30 災害時における男鹿市、秋田市民消費生活協同組合との協力に関する覚書

男鹿市（以下「甲」という。）及び秋田市民消費生活協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における食料品等の供給協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣 旨）

第1条 この覚書は、男鹿市内に発生した地震その他の災害時において、甲及び乙が相互に協力して市民生活の安定を図るため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第233号）第2条第1号に定める被害をいう。

（協力の内容）

第3条 乙は、男鹿市内に災害が発生した時は、甲の要請に基づき、次の各号の優先供給および運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

- （1）レトルト食品、缶詰、インスタント食品、粉ミルク、飲料等の食料品
- （2）なべ、やかん等の炊事用具
- （3）紙コップ、紙皿、茶碗、はし、ほ乳ビン等の食器類
- （4）ティッシュペーパー、洗剤、石鹼等の日用雑貨
- （5）その他懐中電灯、乾電池等災害時に必要な生活物資

（要請手続き）

第4条 甲の乙に対する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（生活物資の運搬）

第5条 生活物資の運搬は、乙の指定する者が行なうものとする。また、乙は必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

（費 用）

第6条 乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については、甲が負担するものとする。

（情報の交換）

第7条 甲及び乙は、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（連絡責任者）

第8条 この覚書に関する連絡責任者は、甲において民生部市民生活課長とし、乙においては組織部組織課長とする。

(協 議)

第9条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自1通を保有する。

附 則

この覚書は平成13年12月27日から施行する。

平成13年12月27日

甲 男鹿市船川港船川字泉台66-1
男鹿市長

乙 秋田市土崎港北6丁目1-30
秋田市民消費生活協同組合
会長理事

1-25-1.31 災害時等の自治体支援に関する覚書

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所（以下「甲」という。）と男鹿市長（以下「乙」という。）とは、災害時等における各種支援に関し、次のとおり覚書を取り交わす。

（目 的）

第1条 この覚書は、男鹿市内に重大な災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、甲が乙に対して行う支援体制について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（支援活動の対象）

第2条 支援活動の対象とする事象は、次のとおりとする。

- 一 異常な天然現象による障害の早期の除去が必要な場合
（例）・竜巻、突風による広範囲な施設被害
・豪雨、豪雪による交通障害
・内水による道路冠水、宅地浸水
- 二 環境への重大な影響の発生抑止が必要な場合
（例）・多量な油や、有毒物質等の流失
・家畜、野生動物の感染症対応
- 三 公共施設の復旧が緊急を要する場合
（例）・堤防の決壊、大規模な道路の路面陥没の発生
・橋梁、トンネルの崩落
- 四 甲が保有する災害対策機械を活用した人命救助等が必要な場合
（例）・夜間における被災者の救助活動への照明車の活用

（支援活動の内容）

第3条 支援活動の内容は、甲が保有する災害対策車両の貸し付け及び操作員の派遣、復旧資材の貸し付けを行うものとする。

なお、甲が支援をするにあたり、乙は現場での円滑な支援が行えるよう協力するものとする。

（支援活動の開始）

第4条 乙が甲に要請したとき、または甲が乙に打診し乙が受諾したときをもって、可及的速やかに支援活動を開始するものとする。

ただし、甲が優先して実施すべき活動が他にある場合（国の管理施設が被災している場合や、他に優先して支援をすべき地方公共団体がある場合等）、または、甲が実施することが合理的と認められない活動の場合においてはこの限りではない。

連絡方法については、別添に示す「連絡体制」及び「緊急連絡先」に基づくこととする。

(費用負担)

第5条 支援に要する費用は、乙の負担とする。ただし、別に定める場合及び合意が得られた場合についてはこの限りではない。

(協 議)

第6条 本覚書に疑義が生じたとき又は、本覚書に定めのない事項については、その都度、甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲乙が各1通を保有する。

平成26年12月26日

甲 秋田市山王一丁目10-29
国土交通省 東北地方整備局
秋田河川国道事務所長

乙 男鹿市船川港船川字泉台66-1
男鹿市長

1-25-1.32 災害時における支援協力に関する協定書

男鹿市（以下「甲」という。）と秋田県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力について、次の条項により協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、災害時において地震、津波等の大規模災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士業務（以下「行政書士業務」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲が、災害時に男鹿市災害対策本部を設置し、かつ男鹿市内に災害救助法が適用された場合において、行政書士業務の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができる。

（行政書士業務の範囲）

第3条 甲の要請により、乙が実施する行政書士業務は、行政書士法第1条の2及び第1条の3の業務とする。

（要請の手続等）

第4条 第2条の要請は、要請書（様式）によるものとする。ただし、緊急の場合は電話等により要請することができる。

2 甲は、前項ただし書きの規定による要請をしたときは、当該要請の後、速やかに要請書を乙に提出しなければならない。

3 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について、平時から連絡調整に努める。

（相談者の負担）

第5条 第3条の行政書士業務において必要となる人件費は無償とする。ただし、印紙代、諸証明交付手数料等の実費は、相談者の負担とする。

（報 告）

第6条 乙は、実施した行政書士業務の件数、対象者、相談内容について、随時、甲に書面で報告するものとする。ただし、その具体的範囲は、行政書士が法令上遵守すべき守秘義務に反しないものとする。

（災害補償）

第7条 甲の要請による行政書士業務を行う際に、乙の会員が負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償については、甲の責めに帰すべき事由によらないものについては、甲は負担を負わない。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、平成27年6月2日から平成28年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の1カ月前までに甲乙いずれからもこの協定の解除に関する意思表示がないときは、更に期間満了の日の翌日から1年間この協定を延長するものとし、以後もまた、同様とする。

(疑義の決定)

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成27年6月2日

甲 男鹿市船川港船川字泉台66番地1
男鹿市長

乙 秋田市山王四丁目4番14号 秋田県教育会館3階
秋田県行政書士会
会長

1-25-1.33 災害時の飲料供給等に関する覚書

男鹿市（以下、「甲」という。）とサントリービバレッジサービス株式会社（以下、「乙」という。）は、災害時における、飲料供給等の取扱いについて、以下のとおり覚書（以下「本覚書」という）を締結する。

第1条（目的）

この覚書は、甲において、災害時に関して、甲に対する乙の飲料供給等の協力について定めることを目的とする。

第2条（定義）

この協定で「災害時」とは、地震・噴火・津波・台風等の発生により水道・電気等の通常のライフラインが絶たれたときを指す。

第3条（災害時に関する飲料供給）

乙は、甲に備蓄水の無償提供をするものとする。

2 甲は、災害時には前項の備蓄水及び「緊急時提供型自動販売機」内飲料を無償で利用できるものとする。

3 本覚書で対象となる「緊急時提供型自動販売機」については以下のとおりとする。

・所在地：秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66 番地 1 ・設置場所：男鹿市役所 1 階

4 甲は、災害時に備蓄水を使用した場合、添付別紙 1 「飲料使用報告」により乙に報告するものとする。

5 前項の報告後、または賞味期限前に、乙は備蓄水の補てん及び入れ替えをするものとする。

第4条（飲料供給の範囲及び数量）

乙が甲に無償提供する飲料等は、以下のとおりとする。

（1） ミネラルウォーター 2 リットル 6 本入 30 ケース（備蓄水）

（2） 災害時における「緊急時提供型自動販売機」内飲料

第5条（有効期間）

この覚書の有効期間は、この協定締結の日より 1 年間とする。ただし、期間満了の 1 ヶ月前までに、甲乙のいずれよりも異議の申し出がない限り、この契約は更に 1 年間期間を延長するものとし、以後もこの例に従う。また本覚書は、「緊急時提供型自動販売機」の設置中有効に存続し、自販機撤去等の場合は撤去日をもって本覚書も当然に終了する。

第6条（連絡窓口）

この覚書に関する連絡窓口は、添付別紙 2 「災害時緊急連絡体制表」のとおりにする。

第7条（協議）

この覚書に定めのない事項又はこの覚書の内容に疑義が生じたときは、その都度甲乙が誠意をもって協議し、円満解決をはかるものとする。

以上、この覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年6月2日

甲 男鹿市船川港船川字泉台66番地1
男鹿市長

乙 秋田県秋田市八橋字下八橋191番11号
サントリービバレッジサービス株式会社
東北営業本部秋田支店
支店長

1-25-1.34 災害時における生活必需物資等の供給に関する協定書

男鹿市（以下「甲」という。）と大塚製菓株式会社（以下「乙」という。）は、第1条第1項に定める災害時における生活必需物資等の供給に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（定義）

- 1 本協定において「災害時」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（暴風、竜巻、豪雨、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑り、その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害）が発生し、甲において災害対策本部が設置され、かつ甲に災害救助法が適用された場合をいう。
- 2 本協定において「生活必需物資等」とは、乙が製造、販売する次に掲げる品名の清涼飲料水、栄養調整食品、菓子その他製品で乙が災害時においても供給可能なものをいう。
 - （1）ポカリスエット
 - （2）カロリーメイト
 - （3）ソイジョイ
 - （4）その他甲乙協議の上、その都度指定する品目

第2条（目的）

本協定は、災害時において甲の地域防災計画に基づき、甲が乙と協力して生活必需物資等を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために、必要な事項を定めるものとする。

第3条（生活必需物資等供給の要請）

- 1 甲は、甲市域における災害の発生により物資が不足し、飲料等を確保する必要があると認めるときは、乙に対し生活必需物資等の供給を要請できるものとし、乙は、供給可能な範囲において、当該要請のあった生活必需物資等の供給を行うものとする。
- 2 甲は、生活必需物資等の供給を要請しようとするときは、出荷要請書（別記様式第1号）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要するときには口頭によることができるものとし、この場合事後直ちに出荷要請書を乙に提出するものとする。

第4条（生活必需物資等の引渡し）

- 1 生活必需物資等の引渡場所は、前条に定める供給要請時に甲乙協議して定めるものとする。
- 2 甲は、前項に規定する引渡場所に職員等を派遣し、乙の作成した入荷確認書（別記様式第2号）により生活必需物資等を確認した上、これを引き取るものとする。
- 3 甲は、必要と認めるときは、乙に生活必需物資等の運搬を要請することができるものとし、乙は可能な限りこれに協力する。

第5条（費用の負担）

- 1 本協定に基づき乙が供給した生活必需物資等の代金及び前条3項に基づき乙が行った運搬等の費用は、甲と乙が協議の上決定するものとする。
- 2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上決定するものとする。

第6条（守秘義務）

- 1 甲及び乙は、本協定の締結及び履行により知り得た相手方の秘密を、事前の相手方の書面による同意なく他に漏らしてはならない。
- 2 甲及び乙は、理由の如何も問わず、本協定が終了した後も前項に規定する秘密保持の責務を負うものとする。

第7条（啓発活動）

乙は、甲が主催する災害対策関連の訓練、講習会に対し、可能な限りこれに協力する。

第8条（反社会的勢力への対応に関する特則）

- 1 甲及び乙は、反社会的勢力（暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人などを含む。）と関係を持たないことを表明し、保証する。
- 2 甲及び乙は、相手方に対して次の各号のいずれかに該当する行為を行ってはならない。
 - （1）脅迫的、暴力的又は法的な責任を超えた要求
 - （2）風説を流布し、偽計を用い、又は威力を用いた信用毀損又は業務妨害
 - （3）その他前各号に類似するいかなる行為
- 3 甲及び乙は、相手方が第1項の表明保証に反すると合理的に認められる場合及び前項各号のいずれかの行為を行った場合、当該相手方に対して何らの通知をすることなく直ちに本協定を解除することができる。

第9条（協定の有効期間）

本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成29年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了の30日前までに、甲又は乙が本協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、本協定と同一の条件をもって更新し、以降同様とする。

第10条（疑義等の決定）

本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成 2 8 年 9 月 1 日

甲 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 6 6 番地 1
男鹿市長

乙 宮城県仙台市宮城野区榴岡 3－4－1 アゼリアヒルズ 1 8 F
大塚製薬株式会社仙台支店
仙台支店長

1-25-1.35 災害発生時の対応と平常時における高齢者等見守り活動の相互協力及び道路損傷等発見時の対応に関する協定書

男鹿市（以下「甲」という。）と秋田中央郵便局及び男鹿市内郵便局（以下「乙」という。なお、男鹿市内郵便局一覧は別添のとおり。）は、男鹿市内に発生した地震その他による災害時の対応、平常時における高齢者等の見守り活動及び道路損傷等発見時の対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を定める。

（定義）

第1条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1号に定める災害をいう。
- (2) 高齢者等見守り活動とは、男鹿市内に居住する高齢者等が安心して暮らし続けるために必要な活動をいう。
- (3) 道路損傷等発見時の対応とは、男鹿市内の道路損傷等の情報提供により、交通事故等の未然防止を図り、道路交通の安全・安心を確保するための活動をいう。
- (4) 不法投棄発見時の対応とは、男鹿市内の不法投棄に係る情報提供により、生活環境及び自然環境の保全に寄与するための活動をいう。
- (5) 水道漏水発見時の対応とは、男鹿市内の水道漏水等の情報提供により、水道施設等の早期復旧を図り、市民生活の安定に寄与するための活動をいう。

（活動地域）

第2条 この協定による活動の対象地域は男鹿市内とし、乙が日常的に業務を行う地域とする。

（災害時の協力事項）

第3条 甲及び乙は、男鹿市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難者リスト等の情報の相互提供
- (3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
 - ア 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物等の料金免除
 - エ 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除
- (5) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実にを行うための必要な事項^(注)

- (6) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
- (7) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注) 避難者情報確認シート※(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。※別添

- 2 前項に規定する協力事項に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に特段の定めがあるものを除くほか、それぞれ協力要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。
- 3 前項の負担について疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定する。

(見守り活動の協力事項)

第4条 乙は、男鹿市内における日常の業務を遂行中、高齢者等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、業務に支障のない範囲で、速やかに甲に連絡、通報(以下「通報」という。)するものとする。

なお、特に緊急を要するときには、乙は消防又は警察に通報するものとする。

- 2 前項に係る経費は乙の負担とする。
- 3 甲は、通報を受けた場合には、速やかに関係機関と連携して、対象者の安否確認等必要な措置を講ずるものとする。
- 4 甲は、本協定の趣旨を広報するなど、乙の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。
- 5 乙は、男鹿市内において見守り活動を実施するにあたり、協力可能な体制の整備を行うものとする。
- 6 乙は、業務従事者に対し、この協定の趣旨を周知し、円滑に見守り活動が行われるように努めるものとする。

(道路損傷等の情報連携事項)

第5条 乙は、日常業務を遂行する中で、次の各号に掲げる事項を発見した場合は、業務に支障のない範囲で甲に連絡するものとする。

- (1) 道路の陥没や段差損傷等
- (2) 不法投棄等
- (3) 水道の漏水等

- 2 前項に係る経費は乙の負担とする。
- 3 甲は、乙から連絡を受けた場合は、速やかに現地を確認し、必要な措置を講ずることとする。

(免責)

第6条 乙は、第4条及び第5条の規定による活動を行うことができなかった場合であっても、住民に生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

(情報等連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、各種情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災会議・防災訓練への参加)

第8条 乙は、業務の遂行に支障のない範囲内で、甲が開催する防災会議及び防災訓練に参加するものとする。

(個人情報の保護)

第9条 甲及び乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。

(連絡責任者)

第10条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

・甲においては、次のとおりとする。

- (1) 災害発生対応：総務課長
- (2) 高齢者等見守り：福祉事務所長
- (3) 道路の陥没や段差損傷、倒木等：建設課長
- (4) 不法投棄、道路における動物の死体発見等：生活環境課長
- (5) 水道の漏水等：上下水道課長

・乙においては、男鹿郵便局長とする。

2 本協定を円滑に遂行するため、毎年4月及び担当者等に変更が生じた場合に緊急時の連絡先電話番号等【別紙】を甲が乙に提出するものとする。

(協定の効力及び更新)

第11条 この協定の有効期限は、締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から異議の申し出がなかった場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間延長するものとし、以後も同様の効力を有するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、甲乙双方が署名押印の上、各自1通を保有する。

平成30年 3月13日

甲 男鹿市船川港船川字泉台66-1
男鹿市長

乙 秋田市保戸野鉄砲町 5－1
日本郵便株式会社
秋田中央郵便局長

乙 男鹿市船川港船川字外ヶ沢 1 2 6－1 4
男鹿市内郵便局代表
日本郵便株式会社
男鹿郵便局長

1-25-1.36 災害に係る情報発信等に関する協定

男鹿市（以下「甲」という。）およびヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1条（本協定の目的）

本協定は、甲が地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害への備え、災害発生時に市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ、行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、甲および乙の両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
 - (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
2. 甲および乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、甲および乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第3条（費用）

前条に基づく甲および乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第4条（情報の周知）

乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の

目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、甲および乙は、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了前までに、甲又は乙が本協定を終了する旨の意思表示を書面をもってしない限りは、期間満了の翌日から起算して1年間、本協定と同一の条件をもって更新し、以降同様とする。

第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、甲および乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名押印のうえ各1通を保有する。

2019年 4月 1日

甲 秋田県男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男鹿市長

乙 東京都千代田区紀尾井町1番3号

ヤフー株式会社

代表取締役

1-25-1.37 災害時における宿泊施設等の提供に関する協定

男鹿市（以下「甲」という。）と秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合男鹿支部（以下「乙」という。）とは、乙の所有する旅館・ホテル等の宿泊施設（以下「宿泊施設」という。）を災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を受ける大規模災害時において本市へ避難した被災者、又は避難所での避難生活が困難な者（以下「被災者等」という。）の一時的な避難場所として活用するため、次の通り協定を締結する。

（要請及び協力）

第1条 甲は、災害救助法の適用を受ける大規模災害時において、避難所として宿泊施設を確保する必要があるときは、乙に対して乙の組合員が所有する宿泊施設等の提供を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、可能な範囲で宿泊施設等の提供について協力するものとする。

（被災者等の範囲）

第2条 この協定において、被災者等とは次に掲げる者とする。

（1）被災地等から本市へ避難した被災者

（2）男鹿市災害時要援護者避難支援プランに定める災害時要援護者（高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、難病患者等）のうち避難所での避難生活が困難な者

（3）前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 乙の組合員が所有する宿泊施設は、一般の宿泊施設であり、専門のスタッフ等が常駐していないことから、原則として専門的な介護・医療が必要な者については対象としないものとする。

（提供されるサービス）

第3条 乙の組合員が宿泊施設の提供に伴い提供するサービスは、宿泊、入浴及び食事とする。

（要請の方法等）

第4条 甲が乙に対して第1条に規定する要請をするときは、次に掲げる事項を明らかにして、災害支援要請書（第1号様式）により行うものとする。

（1）受入要請の人数

（2）給食要請数

（3）前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 甲は、緊急を要すると認める場合であって、前項の要請書を提出するいとまがないときは、口頭で要請すべき事項を告知することにより要請を行うことができる。

3 甲は、前項の規定により要請を行ったときは、乙に対して速やかに第1項の要請書（第1号様式）を提出するものとする。

4 乙は、甲から協力要請があった項目について、その時点で供給可能な数量を甲に伝えるものとする。

（受入対象期間）

第5条 宿泊施設への受入対象期間は、乙が受入れ可能となった日から仮設住宅が整備され、入居が完了するなど宿泊施設を避難所として利用する必要がなくなるまで等、甲の指示する期間

とする。

(報告)

第6条 乙は、第1条第2項の規定に基づき協力した場合は、速やかに甲に災害支援報告書（第2号様式）により、次の事項を報告するものとする。

(1) 受入れ人数

(2) 給食提供数

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 乙は、緊急を要すると認める場合であつて、前項の報告書を提出するいとまがないときは、口頭で報告すべき事項を告知することにより報告を行うことができる。

3 乙は、前項の規定により報告を行ったときは、甲に対し、速やかに第1項の報告書（第2号様式）を提出するものとする。

(経費の支払い)

第7条 乙の組合員が所有する宿泊施設の提供に要した経費（サービスの提供料金を含む。以下同じ。）は、乙からの適法な支払請求に基づき、甲が支払うものとする。

2 甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前における適正価格を基準として、甲及び乙が協議して決定するものとする。

(取消料)

第8条 乙は、甲が申込後に当該申込の取消を行った場合であっても、甲に対して取消料は請求しないものとする。

(負傷等の補償)

第9条 この協定に基づき実施した宿泊施設等の提供に従事した者が当該宿泊施設の提供に従事したことにより死亡し、負傷し、疾病にかかり、又は障がい者となった場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(連絡責任)

第10条 甲及び乙は、宿泊施設等の提供に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先、連絡責任者及び連絡担当者を定め、相互に報告するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、令和元年9月13日から令和2年3月31日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議事項)

第12条 この協定の実施について協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項は、甲及び乙が協議のうえ定めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和元年 9 月 13 日

甲 男鹿市船川港船川字泉台 6 6 － 1
男鹿市

男鹿市長

乙 男鹿市北浦湯本字草木原 2 1 － 2
秋田県旅館ホテル生活衛生同業組合 男鹿支部

男鹿支部長

1-25-1.38 災害時における物資供給に関する協定

男鹿市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、男鹿市内において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発動）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第3条 災害時において、甲が物資を必要とするときには、甲は乙に対して調達可能な物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

（要請手続）

第5条 甲の乙に対する要請手続は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

- 2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣して物資を確認のうえ引き取るものとする。

- 2 甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
- 3 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

(費用の負担)

第8条 第6条及び第7条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、乙が物資の優先供給及び運搬終了後、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

(費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

(情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 2年 10月 6日

甲 男鹿市船川港船川字泉台66番地1
男鹿市
男鹿市長 菅 原 広 二

乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1
NPO 法人 コメリ災害対策センター
理 事 長 捧 雄 一 郎

1-25-1.39 災害時における飲料の確保に関する協定

男鹿市（以下「甲」という。）とみちのくコカ・コーラボトリング株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における飲料の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時等に際して、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し必要な飲料の供給について必要な事項を定めるものとする。

（飲料水の確保）

第2条 甲は、災害時等における応急対策のため緊急に飲料を調達する必要があると認めたときは、乙に対し、飲料の供給を要請することができる。

2 乙は、前項の要請を受けたときは、保有又は調達可能な飲料の供給について速やかに対応する。

（要請方法）

第3条 甲は、前条の要請をする場合は、「飲料供給要請書」（様式第1号）により、飲料の種類、数量、納入日時、納入場所その他必要な事項を明らかにして行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において飲料供給要請書を提出するものとする。

（飲料水の運搬及び納入）

第4条 飲料の納入場所は、甲が状況に応じて指定するものとし、納入場所までの飲料の運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な場合は、甲が定める方法により運搬するものとする。

2 甲は当該場所において、乙の提出する「飲料受領書」（様式第2号）により数量等を確認の上、納品書とともに飲料を引き取るものとする。

（経費の負担）

第5条 乙が甲に供給した飲料の代金及び運搬等に要した費用等、甲が必要と認めるその他の経費（以下「代金等」という。）については、甲が負担するものとする。

2 代金等の額は、災害時等直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（経費の請求及び支払）

第6条 乙は、飲料の納入が完了したときは、前条の価格による代金について、納品書及び別途甲の定める請求書をもって、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認の上、支

払うものとする。

(情報交換及び提供)

第7条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、平常時から相互に情報交換を行うとともに、災害時等における、諸活動中に覚知した災害に関する情報についても必要に応じて共有するものとする。

2 前項により知り得た情報については、双方とも秘密保持の責務を負うものとする。

(連絡責任者等)

第8条 甲及び乙は、支援活動に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡先及び担当者等を定め、相互に報告するものとする。

2 甲及び乙は、前項の内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和 5 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の有効期間満了の日の1箇月前までに甲又は乙からこの協定を更新しない旨の文書による通知がない場合は、当該有効期間は更に1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 4 年 8 月 18 日

甲 秋田県男鹿市船川港船川泉台66番地1

男 鹿 市 長

乙 岩手県盛岡市中央通一丁目7番25号

みちのくコカ・コーラボトリング株式会社

代表取締役 副社長

1-25-1.40 災害時における電動車両等の支援に関する協定

男鹿市（以下「甲」という。）、秋田三菱自動車販売株式会社（以下「乙」という。）及び三菱自動車工業株式会社（以下「丙」という。）とは、災害時における電動車両等の支援に関し次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、男鹿市内において災害（異常かつ激甚な非常災害をいう。以下同じ。）の発生時に、甲、乙及び丙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、電動車両等の貸与について必要な事項を定めるとともに、平時においても電動車両の災害の発生時における有用性を広く地域住民に周知し、甲、乙及び丙が共に理解醸成に努めるものとする。

（電動車両等の種類）

第2条 乙が甲に対して貸与する電動車両等は、次に掲げるものとする。

- (1) プラグインハイブリッド EV
- (2) 電気自動車
- (3) 前二号に掲げるもののほか、自動車からの外部給電に必要な機器

（貸与の要請）

第3条 甲は、災害の発生時における応急対策のため、乙又は丙が保有する電動車両等（第2条に規定する電動車両等をいう。以下同じ。）の貸与を必要とする場合（行政区内から要請があった場合を含む。）は、丙に対し電話等により当該貸与に係る要請を行うものとする。この場合において、当該要請を受けた丙は、乙又は丙が貸与することが可能な電動車両等を確認し、乙と調整の上、当該要請に係る対応について甲に連絡するものとする。（以下、電動車両等の貸与を行う者を「貸与者」という。）

2 前項に規定する連絡を受けた後、甲は、貸与者に対し、電動車両等の貸与について要請書（様式1号）により要請するものとする。

3 貸与者は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来たさない範囲で、貸与者が保有する電動車両等を甲に優先的に貸与するよう努めるものとする。

4 丙は、第2項の規定により甲が要請する電動車両等の種類及び数量等に関し、乙が保有する電動車両等を貸与することが困難な場合は、電動車両等の確保に努めるものとする。

（電動車両等の引渡し等）

第4条 貸与者は、前条第2項の規定による要請を受け、電動車両等を甲に貸与する場合は、甲の指定する場所に運搬し、電動車両等の種類・数量について確認の上で、甲が指定する者に対して引渡しを行うものとする。

2 貸与者は、前項の規定により、電動車両等の引渡しを行った場合は、速やかに口頭又は電話等により甲に連絡し、甲に対して報告書（様式2号）を提出するものとする。

（貸与期間）

第5条 電動車両等の貸与期間は、電動車両等の引渡し日から起算して1週間程度とする。ただし、貸与期間を変更する必要がある場合は、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

（電動車両等の返却）

第6条 貸与者が甲に貸与した電動車両等の返却時期及び返却場所については、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(費用負担)

第7条 貸与期間中の電動車両等に係る費用(電気代、燃料代、その他消耗品等に係る費用をいう。)については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用は、発災直前における適正な価格を基礎として、甲乙丙協議の上、決定するものとする。

(補償)

第8条 貸与期間中に生じた電動車両等による損害の補償については、次のとおりとする。

(1) 甲の責めに帰すべき事故により、第三者に与えた物的又は人的損害、もしくは電動車両等に生じた損害については、甲が補償責任を負うものとする。ただし、当該帰責事由が不明な場合は、甲乙丙協議の上、その賠償に当たるものとする。

(2) 自動車保険が適用される場合は、次条の規定により取り扱うものとする。

(保険について)

第9条 貸与者は、電動車両等の貸与に当たり自らの負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は、貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに貸与者へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受けるものとする。

2 前項に規定する保険の適用に保険会社免責分(保険加入者負担分)が発生した場合は、原則甲が負担するものとする。

(費用の支払)

第10条 甲、乙及び丙は、この協定に基づく正当な費用について支払の請求があった場合は、速やかに相手方に対してこれを支払うものとする。

(使用上の留意事項)

第11条 甲は、貸与を受けた電動車両等を次のとおり使用するものとする。

(1) 貸与者が説明する使用方法を遵守し、できるだけ安全な場所で使用する。

(2) 原則として、男鹿市内で使用する。

(3) 故障又は何らかの原因により使用できなくなったときは、第14条第3項の規定により、貸与者に速やかに連絡する。

(電動車両等の管理)

第12条 甲は、第4条に定める引渡しから第6条に定める返却時まで、貸与された電動車両等の使用者、使用場所、使用状況の把握に努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲、乙及び丙は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、報告書(様式3号)により相互に報告するものとする。当該連絡責任者に変更が生じた場合も同様とする。

(電動車両等の情報提供)

第14条 乙及び丙は、甲から求められた場合は、災害時に電力供給が可能な電動車両等の情報を甲に提供するものとする。

2 甲は、乙及び丙から求められた場合は、貸与された電動車両等の使用状況に関する情報を、乙及び丙に提供するものとする。

- 3 甲は貸与期間中、電動車両等に不調が生じた場合等、災害応急対策を進めるに当たり問題が生じた場合には、速やかに貸与者に連絡し、甲、乙及び丙で対応を協議するものとする。

(平時の取組)

第15条 甲、乙及び丙は、平時においても電動車両の災害時における有用性を広く地域住民に周知し、理解を醸成していくことに努めるものとする。

- 2 乙及び丙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に協力するものとする。

- 3 前項の防災訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

(不可抗力免責)

第16条 激甚な天変地異、戦争・内乱・暴動、法令の改廃・制定、公権力による命令・処分、労働争議、輸送機関・通信回線の事故、交通の途絶、施設・設備の被災その他当事者の責めに帰すことのできない不可抗力による協定の全部または一部の履行遅滞、履行不能または不完全履行については、当該当事者は責任を負わないものとする。

(協議)

第17条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項は、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第18条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の2月前までに、甲、乙又は丙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に1年間有効期間を延長することとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各1通を保有するものとする。

令和4年 10月 13日

甲 男鹿市船川港船川字泉台66番1

男鹿市長

乙 秋田市川元会和町4番17号
秋田三菱自動車販売株式会社

代表取締役社長

丙 東京都港区芝浦三丁目1番21号
三菱自動車工業株式会社
総務渉外部兼軽EV推進室

1-25-1.41 防災協定

公益財団法人B&G 財団（以下「甲」という。）、男鹿市（以下「乙」という。）は、甲による「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築」事業（以下「本事業」という。）の実施について、以下の内容に同意し、本協定を締結する。

（前提事項）

第1条 甲及び乙は、本協定に定める条項を誠実に履行し、甲が次の各号に掲げる事項の内容を確認する。

- (1) 甲及び乙は、本事業が継続性を要する公共的な事業であることを確認する。
- (2) 甲は、乙との間で別途合意した内容に基づき、乙が実施する本事業に対して支援金（以下「本支援金」という。）を交付、または、本事業の要件に則する物品を現物支給する。現物支給分については、納品または所定の手続きが完了した時点で、乙の所有物となることを確認する。
- (3) 甲による乙への本支援金交付期間は、本事業実施年度を含めて原則3ヵ年とするが、甲が事前に承認した場合は、甲及び乙間において定めた日まで、延長が可能であることを確認する。
- (4) 甲及び乙は、本支援金について、本支援金の交付が終了した後も、乙が本事業を継続することを前提として交付されるものであることを確認する。
- (5) 乙が本支援金で購入した諸機材及び甲からの現物支給品は、乙の責任において、全て管理し使用することを確認する。
- (6) 乙が実施する研修については、乙の責任及び監督下において、全て実施することを確認する。

（本事業の内容）

第2条 本事業は、乙が、次の各号に掲げる事項を実施することを内容とする。

- (1) 常時からの本事業実施自治体、または、それ以外の自治体等との相互支援体制構築及び連携の促進
- (2) 災害発生時の緊急支援や被災地等の復興・復旧に係る支援が必要と判断された場合の、物的及び人的支援等の実施
- (3) 災害発生時の緊急支援や被災地等の復興・復旧に係る支援が必要と判断された場合の、関連部署や関係団体、民間団体等に向けた本事業にて配備された機材の貸出等
- (4) 常時からの乙の関係部局及び外部の関係機関との連携・調整
- (5) 本事業において配備された機材を活用した定期的な研修の実施と継続
- (6) 本事業において配備された防災倉庫及び機材等の管理・保全
- (7) 本事業において配備された機材の定期的な運転や活用、適宜適切なメンテナンスの実施
- (8) 前各号に掲げるもののほか、防災拠点および災害支援全般に関すること

（本事業の遂行）

第3条 乙は、本事業を完遂するよう努力し、万一、甲または乙いずれかの事情により計画内容の変更、遅延等の事態が生じた場合は、相手方に速やかに連絡を取り、解決を図るものとする。

2 研修支援金の交付期間内における研修について、乙は、甲が定めた研修内容や規則に従って、指定回数を実施しなければならない。

3 その他、本協定に関する業務について、本支援金交付期間中及び終了後も、甲から依頼があった場合は、乙は可能な限り協力することとする。

(本事業の継続)

第4条 乙は、法令、条例等に反しない限り、本支援金の交付終了後も第2条の内容を継続して実施することとする。なお、そのために必要な措置が発生する場合には、乙にて講ずるものとする。

(秘密の保持)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づいて得られた相手方の情報（非公開であるもの）について、書面による同意を得ることなく第三者に開示または漏洩してはならない。

(私的利用の禁止及び支援金の返還)

第6条 乙は、事前に甲の承諾を得ずに、第1条（1）に定める内容以外の用途で機材等を活用した場合、または、第三者へ譲渡したと判断出来る場合、乙は、甲に対し、既に支援された現物支給品を含む機材配備支援金及び研修支援金の全部又は一部を、返還しなければならない。

2 乙は、第2条及び第3条第2項、第4条の規定に違反した場合、その他、本事業の趣旨から大きく逸脱する行為等が確認された場合、乙は、甲に対し、既に支援された現物支給品を含む機材配備支援金及び研修支援金の全てを、返還しなければならない。

3 前各項にて、甲が乙に配備した現物支給品が該当する場合も、乙は甲に対して、金銭による返還を行わなければならない。

(災害発生時の派遣)

第7条 乙は、災害発生時の緊急支援や被災地の復興・復旧に係る支援が発生したと判断された場合、可能な限り、被災地等に向けた災害支援及び機材や人員等の派遣を行う。

2 被災地等に向けた災害支援の実施可否、支援内容の詳細については、乙が決定及び調整し、乙の責任のもと実施するものとする。

3 甲からの要請による被災地等に向けた災害支援、物的及び人的派遣の依頼があった場合は、乙は可能な限り検討及び調整を図るものとする。また、甲からの要請による支援や派遣についても、乙の責任のもと決定し、実施するものとする。

4 前項の物的及び人的派遣に際し、甲がその費用の全額または一部を負担する場合には、書面によって、別途定めるものとする。

(協議事項)

第8条 本協定書に規定した事項に関する疑義又は本協定書に定めのない事項については、甲及び

乙は誠意をもって協議の上、解決するものとする。

以上の内容に合意したことを証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通ずつ保管する。

2023 年 11 月 1 日

甲 東京都港区虎ノ門 3-4-10
公益財団法人 B & G 財団
理事長

乙 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1
男鹿市
市長

1-25-1.42 地域防災パートナーシップ協定書

地域防災パートナーシップ協定書

男鹿市（以下、「甲」という。）と株式会社秋田放送（以下、「乙」という。）は、男鹿市や周辺地域において災害が発生した場合、または発生が予想される場合における各種情報（以下、「災害情報」という。）の迅速な放送、及び平時の協力に関する地域防災パートナーシップ協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は災害情報の放送を円滑に行うことで、住民の生命や財産を守り被害の軽減や不安の解消、生活の安全確保に寄与するとともに、平時から相互の協力により、地域の防災力を強化することを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において「災害」とは、地震、津波、豪雨、洪水、暴風、豪雪、土砂災害、その他の異常な自然現象、または大規模な火災、事故など、住民の生命や財産、日常生活に大きな影響を与える事象とする。

（放送の要請）

第3条 甲は、第1条の目的を達成するため、災害情報に関する放送（以下、「放送」という。）を行う必要があると認められるときは、放送の実施を要請することができる。

2 前項の放送の要請の対象となる災害情報は、次に掲げる事項とする。

- (1) 避難情報に関する事項
- (2) 被害及び復旧状況に関する事項
- (3) 避難所、救護所等の開設状況に関する事項
- (4) 学校、幼稚園及び保育所の児童等の保護状況に関する事項
- (5) 帰宅困難者への対応に関する事項
- (6) 水、物資等の支給に関する事項
- (7) 公共インフラ及び公共交通機関の情報に関する事項
- (8) 広く住民に提供することが必要な被災者支援情報や生活関連情報に関する事項
- (9) その他甲が特に必要と認める事項

（要請の手続き）

第4条 甲は、乙に放送を要請する場合、別に定める災害情報放送要請書をファクシミリで送信する。

（放送の実施）

第5条 乙は、甲から第3条に基づいた放送要請を受けたときは、直ちに放送の形式等を決定し放送するよう努める。

- 2 乙は、災害放送を行うときは情報発信源が甲である旨を明確にしたうえで伝達された災害情報を放送する。
- 3 乙は、甲からの要請内容や災害の規模、またはその地域以外からの放送要請も含め、優先すべき情報を判断して放送することができる。

（運用の確認）

第6条 甲、乙は、要請手続きの円滑化、及び正確かつ迅速な放送のため、次の事項を記載した別に定める運用確認書（以下、「確認書」という。）を作成する。

- (1) 連絡責任者
- (2) 連絡先
- (3) 通信方法
- (4) その他甲、乙が必要と認める事項
- 2 確認書の記載内容に変更が生じた場合は速やかに相手方に通知するとともに、必要に応じて協議し確認書を更新する。

（通信途絶等の場合における措置）

第7条 乙は、確認書で定めた通信方法による甲との通信が途絶し、または著しく困難となったときは、甲との連絡手段の確保、及び災害情報の収集に努める。

2 前項の場合において、乙は第5条の規定による放送を行うため甲に対し災害情報の提供を求めることができるものとし、甲は可能な限り協力する。

（放送に係る費用の負担）

第8条 乙は、第3条の規定による放送を無償で行い、費用を甲に請求しない。

（平時の協力）

第9条 甲、乙は、平時から住民の防災意識を高めるための活動や情報交換に関して、相互に協力し災害に備える。

- (1) 過去の災害映像を使用した番組等の上映、展示に関する事項
- (2) 防災の講演会、教室等の開催に関する事項
- (3) その他、甲、乙が必要と認める事項

（守秘義務）

第10条 甲、乙は、本協定書に規定する業務の遂行に当たり、知り得た相手方の事業上、技術上の事項について相手方の同意を得ず第三者に開示してはならない。ただし、甲、乙が第三者に開示することに事前に合意した事項についてはこの限りではない。

（有効期間）

第11条 本協定は締結の日から効力を生ずる。甲または乙が相手方に対し文書により本協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（疑義の決定）

第12条 本協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自1通を保有する。

令和5年11月22日

甲 秋田県男鹿市館川港館川字泉台66-1
男鹿市
市長

菅原 広二

乙 秋田県秋田市中通7丁目1番1-2号
株式会社秋田放送
代表取締役社長

立田 聡

1-25-1.43 IoT 実証実験実施に関する覚書

株式会社秋田ケーブルテレビ（以下「甲」という。）と、男鹿市（以下「乙」という。）は、実証実験に関して次の通り覚書を締結する。

（目的）

第1条 本実証実験は、IoT 機器を使って災害リスクに対応する効果を検証し、地域の安全性向上と将来的な災害リスクの低減に寄与することを目的とする。

（期間）

第2条 本実証実験は、2024年4月1日から2024年9月30日までの期間とする。

（設置箇所）

第3条 IoT 機器設置箇所は、甲・乙双方協議のうえ決定するものとする。

（費用負担）

第4条 実験に使用される機器、資材、設置工事、撤去工事および人件費に関する全ての費用は、甲が負担する。また、実験実施場所の提供に関する費用は乙が負担する。

（機器故障時）

第5条 実験に使用される機器の所有権は甲にある。また、機器の故障が発生した場合、修理責任は機器を所有する甲が負担する。

（機器の修理）

第6条 機器の修理期間中、実験の一時停止や他の対応策が必要な場合は、甲・乙双方協議のうえ決定するものとする。

（その他の事項）

第7条 本覚書に定めのない事項または本覚書の記載事項に関して疑義が生じた場合は、甲・乙が協議のうえ決定するものとする。

以上、この覚書の証として本書2通を作成し、甲乙双方記名のうえ、各自1通を保有する。

令和6年2月14日

甲 秋田県秋田市八橋南1丁目1番3号

株式会社秋田ケーブルテレビ

常務取締役

乙 男鹿市船川港船川字泉台66番地1号

男鹿市長

1-25-1.44 災害時における応援協力に関する協定

男鹿市（以下「甲」という。）と一般社団法人秋田県解体工事業協会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、地震・風水害等による災害発生時又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）または事故・火災等が発生した場合における甲と乙との応急対策に係る協力に関し必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める協力事項は、甲が災害時等における応急対策のため緊急を要するとき及び市町村間の災害時相互応援協定に基づく応援を行うため、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力を要請できる事項）

第3条 甲は、乙に対し、次に掲げる事項について協力を要請することができるものとし、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

- （1）人命救助及び被害の拡大防止に必要な建設機械等の提供
- （2）建設機械等の操作及び災害対策活動に必要な技術員の派遣
- （3）前各号に掲げるもののほか、応急活動として必要な業務

2 甲及び乙は、前項に定めのない事項について、相互に協力を要請することができ、この場合は、協議のうえ対応するものとする。

3 乙は、業務を早急に実施できるよう、前もって乙の会員に実施体制を確立させ、その内容を甲に報告するものとする。

（協力要請の手続き）

第4条 前条の規定に基づく協力要請は、文書をもって行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要するときは協力要請を口頭、電話等により行うことができる。この場合において、協力要請をした者は、速やかに文書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第5条 甲及び乙は、この協定書に定める事項を円滑に実施するため、別記様式第1のとおりに連絡責任者を定め、相互に通知するものとする。

（経費の負担）

第6条 協力要請に基づく応急活動に要した経費は、甲が負担するものとし、災害の発生直前における適正な価格等を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費の支払）

第7条 応急活動に要した経費は、乙の請求により、甲はその内容を確認の上速やかに支払うものとする。

(災害補償)

第8条 この協定に基づき実施した応急活動に従事した者が、当該応急活動に従事したことにより負傷、疾病、傷害又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

(情報の交換等)

第9条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう平素から相互の連絡体制等について情報交換を行うとともに、協力の方法その他必要な事項についてあらかじめ協議し、災害時等に備えるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了日の前までに、双方いずれからも文書による終了の意思表示がない場合は、この協定の有効期間は、更に1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(質疑等の決定)

第11条 この協定に定めのない事項又は質疑が生じた事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結の証として本書2通を作成し、甲および乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和6年5月13日

甲 秋田県男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男鹿市長

乙 秋田県秋田市旭北栄町1-49
GOWINビル4階C号
一般社団法人 秋田県解体工事業協会
代表理事

1-25-1.45 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定

男鹿市(以下「甲」という。)と佐川急便株式会社(以下「乙」という。)とは、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は、男鹿市域内等に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。
- (2) 「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。
- (3) 「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。
- (4) 「避難所等」とは、支援物資の配達先となる男鹿市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。
- (5) 「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み(以下「荷役作業」という。)若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

(物資集積・搬送拠点の設置等)

第3条 物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

- 2 甲は、男鹿市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

(物資の受入及び配送並びに派遣の要請)

第4条 甲は、第3条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

- (1) 避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
- (2) 配送時における被災者の物資ニーズの収集

(3) 甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

(4) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供

- 2 甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で、必要と認めるときは文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

(物資の受入及び配送並びに派遣の実施)

第5条 乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。
ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

(災害発生時の観光客等への避難の呼びかけ)

第6条 乙の従業員は、災害発生時の避難途中に可能な範囲で観光客等に避難の呼びかけをするものとする。乙の従業員が被災等により呼びかけが困難と判断した場合は、この限りではない。

(報告)

第7条 乙は、第4条第1項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- 2 乙は、第4条第2項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

- 3 甲及び乙は、第4条及び第6条前2項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

(経費の負担及び請求等)

第8条 業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

- 2 甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

- 3 甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

(事故等)

第9条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第10条 物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰すべき事由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第11条 本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰すべき事由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第12条 甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第13条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

(協議)

第14条 本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第15条 本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和7年1月9日

甲 秋田県男鹿市船川港船川字泉台 66-1
男 鹿 市 長

乙 岩手県盛岡市流通センター北 1-32-3
佐川急便株式会社 北東北支店
支 店 長

1-25-1.46 災害時の協力に関する協定（変更）

男鹿市（以下「甲」という。）と東北電力ネットワーク株式会社秋田電力センター（以下「乙」という。）は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙は、大規模地震および風水害・雪害等の災害発生に伴い、大規模な停電が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するため、電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第2条 甲及び乙は、それぞれ迅速に災害情報を提供するものとする。

2 乙は大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、停電発生時間および復旧時間等の情報を甲に提供するものとする。

（災害対策本部への社員の派遣）

第3条 大規模地震および風水害・雪害等による大規模な災害が発生し、または発生のおそれがあり、甲が災害対策本部等を設置した場合は、乙は甲と連携のうえ必要に応じ、甲が設置した災害対策本部等に社員を派遣できるものとする。

2 派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に応じ各種調整を図るものとする。

（電力設備の復旧）

第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見定めながら医療機関（総合病院）や災害復旧対策の中核となる官公署・避難所等への電力設備の復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

2 前項の電力設備の復旧にあたり、電源車等の復旧設備の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第5条 なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

（資材置場・車両駐車場等の確保に対する協力）

第6条 災害時において、乙の電力復旧作業に必要な資材置場、駐車場、幕営地およびヘリポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に応じ、確保に協力するものとする。

（災害の未然防止に向けた相互協力）

第7条 甲及び乙は、倒木による停電や道路寸断等の発生を防止するため、支障となる樹木の事

前伐採について、双方が連携して実施するよう努めるものとする。

- 2 甲及び乙は、この協定に基づく連携を円滑に実施するため、双方が実施する防災訓練等に積極的に協力するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては男鹿市総務企画部危機管理課長、乙においては東北電力ネットワーク株式会社秋田電力センター総務課長とする。

- 2 甲及び乙は、連絡先等に変更が生じた場合は速やかに連絡責任者に連絡するものとする。

（協議）

第9条 本契約の履行にあたり疑義を生じた事項、または本協定に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議し、円満にその解決にあたるものとする。

（協定の有効期間）

第10条 この協定の有効期間は、協定の日から1年間とする。なお、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも、内容の変更または協定を継続しない旨の申し出がないときは、本協定は同一の条件で更に1年間継続するものとし、以後この例による。

本協定の証として、本書2通を作成し、甲乙署名又は押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年6月23日

甲 男鹿市船川港船川字泉台66番地1
男 鹿 市 長

乙 秋田市中通二丁目1番11号
東北電力ネットワーク株式会社
秋田電力センター
所 長

1-25-1.47 災害等における海上輸送体制の支援協力に関する協定

国土交通省東北地方整備局秋田港湾事務所（以下「甲」という。）と男鹿市（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害等」という。）に市民生活の早期安定を図るため、海上輸送による救援物資や人員輸送等に関する支援協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は災害等において、甲及び乙が必要とする災害対応支援の協力等について定め、みなとを活用した適切な災害対処に資することを目的とする。

（協力の要請）

第2条 乙は、男鹿市域において災害等が発生し、以下の海上輸送支援が必要な場合は、甲に対し災害対応支援の協力要請（以下「協力要請」という。）をすることができる。

- (1) 災害等の発生時における物資の海上輸送に関すること
- (2) 災害等の発生時における人員の海上輸送に関すること
- (3) その他、乙と甲が協議の上、必要と認められた事項

（要請の方法）

第3条 乙は、協力要請をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した書面を甲に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話その他の方法をもって要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。

- (1) 協力要請を行った者の職氏名
- (2) 協力要請をする事由
- (3) 協力要請の内容
- (4) その他の必要な事項

（協力の実施）

第4条 甲は、乙から前条の協力要請を受けたときは、可能な範囲で協力体制を整え、災害対応支援に協力するものとする。なお、乙からの要請はないが、特に緊急を要し協力要請を待ついとまがないと認められる場合においては、この協定書の規定にかかわらず、甲の判断により協力することができるものとする。

（物資等の受渡し場所）

第5条 甲及び乙は、人員の輸送場所、物資等の受渡し場所について、必要の都度協議するものとする。

（支援体制の整備）

第6条 甲及び乙は、災害等における円滑な協力が図られるよう、応援体制及び情報伝達体制等を整備することとし、必要の都度更新を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、
甲乙協議して定めるものとする。

(費用負担)

第8条 第2条の協力の要請に基づく現地活動に係る燃料費等の費用負担については、
乙が負担する。この場合において、支援に要する負担額は、災害発生直前における適
正料金を基準として、甲乙が協議して決定するものとする。

(費用の支払い)

第9条 乙は前条の費用について甲からの請求があったときは、その内容を確認し、そ
の費用を甲に支払うものとする。

(訓練等への参加)

第10条 甲又は乙は、協力要請に基づく現地活動が円滑に行われるよう、訓練等を
定期的に実施するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。
なお、有効期間満了1か月前までに、甲又は乙のいずれからも変更する意思表示がな
いときは、有効期間満了の日の翌日から1年間有効期間を延長するものとするが、甲
乙共に新年度の支援体制等の更新を実施する。

この協定を締結したことを証するため、本書2通を作成し、甲乙署名又は押印の上、各
自がその1通を保有する。

令和7年7月18日

甲 秋田県秋田市土崎港西1丁目1番49号
国土交通省 東北地方整備局
秋田港湾事務所長

乙 秋田県男鹿市船川港船川字泉台66-1
男鹿市長

1-25-1.48 男鹿市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との防災・減災に関する連携協定

男鹿市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の防災・減災に関する取組みを推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に密接に連携することにより、地域の防災・減災に関する取組みを協働により推進し、地域の安全・安心の実現に資することを目的とする。

（連携事項等）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 地域・暮らしの安全・安心に関すること。
- (2) 防災・減災対策に関すること。
- (3) その他、本協定の目的に資する取組みに関すること。

2 前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、甲及び乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙の合意の上、決定する。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができる。

（協定内容の変更）

第3条 甲及び乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲及び乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間この協定は更新され、その後も同様とする。

（疑義等の決定）

第5条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲及び乙の協議の上、これを定めるものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、各自その1通を所持する。

令和 8 年 1 月 9 日

甲 秋田県男鹿市船川港船川泉台 66 番 1 号

男鹿市長

乙 秋田県秋田市山王 2 丁目 1 番 43 号

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

秋田支店長

1-25-1.49 災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定

男鹿市（以下「甲」という。）と DCM ニコット株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、男鹿市内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民生活の早期安定を図るため、甲が乙の協力を得て行う物資の調達及び供給に関する基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、調達が可能範囲内で物資の供給について協力を要請することができるものとする。

- （1）男鹿市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）男鹿市以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あつせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表に掲げる物資
- （2）その他甲が指定する物資

（供給物資の数量）

第4条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。物資の供給について、乙は出来る限り協力するものとする。

（要請の方法）

第5条 甲の乙に対する第2条の規定による要請は、「物資供給要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

- 2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。
- 3 乙は、物資の引渡しが終了した後、速やかに「物資供給状況報告書」（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した費用については、乙からの請求に基づき、その支払を行うものとする。

2 乙が供給した物資の代金は、災害発生時の直前における適正価格（マスター売価）を基準として、甲乙協議の上決定する。

3 前条の規定により、乙が行った物資の運搬に係る費用は甲の負担とする。

（情報提供）

第8条 甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等を、店舗を通じて来店者等に対し情報提供するよう努めるものとする。乙は防災備蓄の啓発、甲が主催する防災訓練への参加について、出来る限り協力するものとする。

（連絡責任者の報告）

第9条 甲と乙は、この協定に基づく協力要請を迅速かつ確実に行うため、あらかじめ連絡責任者を「連絡責任者届」（様式第3号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第10条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急通行車両として通行できるよう可能な限りの支援をするものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれかから変更や終了等の何らかの意思表示がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、1か月前までに相手方に書面により申し入れることにより、この協定を終了することができる。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項の解釈に疑義が生じた場合については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 5 月 13 日

甲 秋田県男鹿市船川港船川字泉台66番地1
男鹿市長 菅 原 広 二

乙 北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番地1
DCMニコット株式会社
代表取締役社長 和 泉 修

1-26-1 災害備蓄物資表

品目	備蓄量	備考
主食（アルファ米セット）	3742 食	秋田県共同備蓄指定品目 ・保存期間 5 年程度のもの ・調理を要しないもの
主食（アルファ米お粥セット）	950 食	秋田県共同備蓄指定品目 ・保存期間 5 年程度のもの ・高齢者等に配慮したもの ・調理を要しないもの
副食	1050 食	秋田県共同備蓄指定品目 ・保存期間 5 年程度のもの ・調理を要しないもの
飲料水	3864 L	秋田県共同備蓄指定品目 ・保存期間 5 年程度のもの ・調乳にも適したもの
粉ミルク	2160 g	秋田県共同備蓄指定品目 ・フォローアップミルクを含む
哺乳瓶	5 本	秋田県共同備蓄指定品目
毛布	1072 枚	秋田県共同備蓄指定品目 ・真空パック品のもの
石油ストーブ	22 台	秋田県共同備蓄指定品目 ・電源を要しないもの
簡易トイレ	6900 回	秋田県共同備蓄指定品目
トイレットペーパー	1464 巻	秋田県共同備蓄指定品目
紙おむつ（子供用）	1760 枚	秋田県共同備蓄指定品目 ・サイズバランスを考慮すること
紙おむつ（大人用）	1382 枚	秋田県共同備蓄指定品目 ・サイズバランスを考慮すること
生理用品	2490 枚	秋田県共同備蓄指定品目
発電機	23 台	秋田県共同備蓄指定品目 ・テレビや P C 等も出力可能なもの
投光器	20 台	秋田県共同備蓄指定品目 ・歩行可能な照度を確保できるもの
コードリール	22 台	秋田県共同備蓄指定品目
燃料タンク	32 個	秋田県共同備蓄指定品目
タオル	960 枚	秋田県共同備蓄指定品目

品目	備蓄量	備考
給水袋	270 枚	秋田県共同備蓄指定品目 ・配布可能な容量 10L 程度のもの
医薬品セット	107 個	秋田県共同備蓄指定品目 ・消毒剤、包帯、三角巾、ガーゼ等
ゴミ袋（黒）45L	500 枚	秋田県共同備蓄指定品目
離乳食	144 食	
おにぎり	50 食	
アレルギーミルク	174 g	
液体ミルク	24 本	
タオルケット	421 枚	
石油ファンヒーター	2 台	
被服（子供用）	40 組	
被服（男性用）	66 組	
被服（女性用）	90 組	
使い捨てインナーセット	76 組	
簡易風呂	8 基	
ごみ袋（可燃）	12500 袋	
ごみ袋（不燃）	14500 袋	
カセットコンロ	63 台	
カセットボンベ	123 本	
携帯用カイロ	5200 個	
ロープ	4 巻	
剣先スコップ	60 本	
角スコップ	16 本	
タモ網	14 本	
雪かき棒	50 本	
ひしゃく	2 本	
長柄ひしゃく	10 本	
バケツ	32 個	
耐油ゴム手	160 組	
ゴム手	40 組	
鍋	2 個	

品目	備蓄量	備考
配膳トレイ	230 枚	
食器類（皿）	193 枚	大皿 131 枚、小皿 62 枚
食器類（椀）	225 個	大椀 49 個、小椀 176 個
ローソク	20 本	
懐中電灯	8 本	
防水シート	50 枚	
マスク	11000 個	
バスタオル	5 枚	
間仕切り	455 セット	
簡易トイレ用テント	97 張	
組立式段ボールトイレ	498 個	
電動簡易トイレ	9 台	
凝固剤セット	9 セット	
折りたたみベット	100 台	
非接触型体温計	46 個	
手指消毒液（0.5 リットル）	96 本	
手指消毒液（5 リットル）	16 本	
大型扇風機	68 台	
ワンタッチパーテーションテント	91 式	
飛沫防止パーテーション	43 台	
感染対策防護服セット	280 セット	
クリップ付ペンシル	1500 本	
蓋つきゴミ箱	54 個	
アルコールタオル	10900 個	
フェイスシールド	2300 枚	
AC アダプター	18 個	
ポータブル電源	13 台	
折りたたみソーラーパネル	13 台	
USB ケーブル	18 台	(iPhone 用 android 用各 10 個)
段ボールベッド	100 台	